

令和元年壮警町議会第2回定例会を、次のとおり招集する。

令和元年5月31日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和元年6月13日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- (1) 副町長の選任について
- (2) 教育委員会教育長の任命について
- (3) 壮警町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- (4) 壮警町森林環境譲与税基金条例の制定について
- (5) 壮警町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (6) 壮警町税条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- (8) 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- (9) 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- (10) 令和元年度壮警町一般会計補正予算（第3号）について
- (11) 令和元年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- (12) 令和元年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- (13) 平成30年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- (14) 平成30年度壮警町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○応招議員（9名）

1番 菊地敏法君

3番 佐藤忞君

5番 山本勲君

7番 毛利爾君

9番 長内伸一君

2番 松本勉君

4番 加藤正志君

6番 真鍋盛男君

8番 森太郎君

○不応招議員（0名）

## 令和元年壮瞥町議会第2回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和元年6月13日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 所信表明演説
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 議案第47号ないし議案第58号及び報告第2号ないし報告第3号について  
(提案理由説明・議案内容説明)
- 日程第 7 一般質問

○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
会計管理者	阿部正一君
税務会計課長	
総務課長	作田宏明君
総務課参事	上名正樹君
住民福祉課長	庵匡君
経済建設課長	工藤正彦君
経済建設課参事	齊藤英俊君
生涯学習課長	齋藤誠士君
選管書記長(兼)	作田宏明君
農委事務局長(兼)	齊藤英俊君
監委事務局長(兼)	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和元年壮瞥町議会第2回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。  
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において  
3番 佐藤 恣君 4番 加藤正志君  
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月14日までの2日間といたしたい  
と思います。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕  
○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から6月14日までの2日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（長内伸一君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連  
合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。  
今期定例会の付議事件は、議案12件、報告2件であります。  
以上で諸般の報告を終わります。

◎所信表明演説

○議長（長内伸一君） 日程第4、所信表明演説を行います。  
町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和元年第2回壮警町議会定例会の開会に当たり、これからの町政執行において、令和元年度から、向こう4年間に取り組むべき町政の課題と、その解決に臨む、私の所信を申し述べたいと存じます。

私は、この壮警町に生まれ、地域の皆様に育てられ、縁あって壮警町役場に就職した後も、先輩職員の皆様や関係機関の皆様の温かいご指導のもとで、町職員として勤務をさせていただきました。

その間、総務、民生、企画、教育などに携わらせていただきながら、常に町民の皆様の幸せを願い、その時代に求められる町政運営のあるべき姿を模索し、壮警町が将来に向かって持続的に発展していくためには、どうするべきかという、大きな課題に向き合い勤務をしてまいりました。

このたび、4月21日に執行されました、壮警町長選挙において、町民の皆様の温かいご支援をいただき、町長に就任させていただきました。大変光栄に思うとともに、壮警町の将来を担う責任の重さに、身の引き締まる思いであります。

今後は、壮警町長として、町民の皆様の生命と財産を守り、町民の皆様の期待に応えるべく、全身全霊で町政運営に邁進する覚悟であります。

壮警町は、開拓の歴史が始まり140年。困難を極めた開拓期における先人の労苦と昭和22年に現行の地方自治制度が始まり、湯浅村長、花田町長、館崎町長、菅原町長、山中町長、佐藤町長という6人の町村長が、地域の皆様、職員の皆さんと壮警町発展のため、尽力され、今日の壮警町がつくられてきたことに心から敬意と感謝を申し上げます。

先人、先輩が歩んできた歴史を踏まえながら、地域の宝である子供たちの世代へ、着実に壮警町を継承していくことを基本として、公正で公平な町政、町民の皆様とともに歩む町政、課題解決に果敢にチャレンジする町政を政治信条として「明るく元気なまち、そうべつ」の実現に向け、邁進してまいります。

このたびの選挙戦を通し、多くの町民の皆様、農業、観光業、さまざまな世代の方々と懇談、対話をしました。町民の皆様の考えを直接聞くことができた貴重な体験でした。この対話と懇談を通して、つくり上げたのが政策公約です。柱は、5つあります。

まず、取り組まなければならないのは、基金減のない財政運営です。

近隣の多くの自治体で、基金減がなにもかかわらず、壮警町は5年間で3億円もの基金を減らし、平成30年度末の残高は、目的基金も含め17億9,000万円となっています。基金を減らさない財政運営を、早急に実現しなければ、新たな施策の展開はもちろんのこと、既存の事業の継続も困難となります。

これらの対応には、第5次行政改革の推進に加え、事務事業の評価制度を改めて構築し、評価に基づく見直しを鋭意実施するとともに、財源確保に向けては、ふるさと納税制度の取り組みの充実と、既に、北海道や胆振総合振興局へ現在の町財政の状況を説明し、財源確保に向けた支援と収支改善に向けた助言が得られるよう要請を行っており、これらの取り組みを通して2年後の令和2年度末の収支バランス均衡を目標に取り組んでまいり所存

です。

その作業と並行して、第5次まちづくり総合計画の策定を通して、年度内に10年後のビジョンを示すとともに、本町が抱える課題（財政、諸計画策定と推進、産業振興）を解決し、まちづくりを着実に推進するため、課の事務分担（所管事務）の明確化を図り、専門性を発揮し、推進力ある組織とすることを目的として組織機構を見直します。

加えて、情報公開の徹底と、職員の政策能力を高める研修の充実、窓口業務のワンストップ化などにより、町民の皆様が開かれた信頼される役場づくりに取り組む所存です。

次に、本町の基幹産業である、農業と商工・観光業の振興についてですが、「恒産なくして恒心なし」の言葉のとおり、地域に安定した産業や雇用の場があることが、「明るく元気なまち、そうべつ」の実現、人口減解消には不可欠と考えます。

農業の振興については、平成29年度の町内の農業産出額は、約15.1億円です。第4次総合計画策定当時（平成20年度）は12.5億円で、農業者のたゆまぬ努力により、目標年度の令和元年度の前に、目標の15億円を達成したことを評価しております。

一方で、町が平成28年10月に農家の皆さんを対象に行ったアンケート調査では、後継者、担い手不足への課題認識と、対応を求める意見が多く、具体的な施策の展開とそのため組織体制を整える必要があります。

担い手育成センターの機能強化や関係機関などとの連携を図り、担い手を育成、確保する取り組みを強化するとともに、国、道、関係機関と連携し、農業基盤整備や経営基盤安定に向けた取り組みを強化する考えです。

次に、商工・観光業の振興と産業連携についてですが、消費税導入や支払い方法の多様化への対応など商工会の取り組みを支援するとともに、旧役場庁舎周辺や空き地の有効活用と、世界的にもすばらしい景観を保全し、生かしていく取り組みを検討してまいります。

北海道遺産でもある「昭和新山国際雪合戦」や、有志が取り組んできた、奥洞爺ブランド、シードル・ワインづくり、さらには年間、1億2,000万円を販売する道の駅については、これからも普及、PR活動により、大きな経済効果が期待できます。

これらの産業連携を支援し、多くの来遊者が集い、にぎわう地域をつくっていく考えです。

3つ目の柱は、火山との共生「地域の特性を生かすまちづくり」です。

火山と共生する自然観を体験的に学び、観光資源として活用するジオパークの取り組みを継続するとともに、将来の有珠山噴火災害を念頭に置き、具体的で実践的な避難計画を策定し、必要とされる備品類の整備や関係機関との協定の締結などを行ってまいります。

また、自助、共助の精神を高めていくため、自主防災組織の組織化を推奨するとともに、災害発生時の復旧、復興に備えるため、財政状況が改善した際には、（仮称）災害復興基金を創設したいと考えています。

次に、地域の特性を生かすまちづくりについてですが、壮瞥町は、平成13年度に策定した「有珠山噴火災害復興計画」に基づき、市街地の再編整備の基本方針である「壮瞥町住

宅市街地整備方針」を平成 14 年に定めており、町内を 5 つの地域に分けた整備方針が定められております。

この方針に基づき、平成 17 年度から「滝之町まちづくり交付金事業」により、道の駅、消防庁舎、ほくと団地などの整備が行われたところです。策定後 16 年が経過しておりますが、この方針を生かし、バランスのとれた地域づくりを推進すべきと考えます。

具体的には、滝之町・立香地区については、旧役場庁舎や空き家・空き地の活用、宅地の確保、整備を図るとともに、景観形成に向けた取り組みが必要と考えます。

久保内・弁景・幸内地区については、空き校舎や既存のオロフレスキー場など公共施設を最大限活用した定住人口や交流人口増対策の推進が必要と考えます。

蟠溪地区については、国土 453 号の整備促進を要望するとともに、市街地の再編と温泉を活用した民間施設の誘致、滞留スポット整備などが必要と考えます。

東湖畔・仲洞爺地区については、道道洞爺公園洞爺線の整備促進を要望するとともに、温泉、景観と自然環境を生かした保養所等の立地に向けた環境の整備が必要と考えます。

壮瞥温泉・昭和新山地区については、本町の観光の拠点であり、既存の観光事業者の経営基盤の安定に向けた取り組みと、立地を予定している企業等との調整とともに、平成 28 年に策定した昭和新山地区観光活性化基礎調査などに基づく取り組みが必要と考えます。

こうした町内のそれぞれの地域が育んできた、歴史と特性を生かしたバランスのとれた振興策の展開は、有珠山との共生が宿命である本町にとって、必要不可欠と考えており、町民の皆様、民間企業の力をかり、長期的な展望と視点に立って、ロードマップを策定し、順次、取り組んでまいり所存です。

また、増加している空き家と空き地の活用に向けて、町民の皆様と協働して対策を講じ、移住・定住希望者へ的確な情報提供ができるよう、体制を整えてまいります。

4 つ目の柱は、子育て支援・若者が定住するまちづくりです。

「子供たちは地域の宝」です。これまで、保護者・学校・地域が総がかりで、子供たちの教育にかかわる地域社会の形成に向け取り組むとともに、知徳体のバランスのとれた育成を目的に、保育所、小中一貫教育の体制構築を推進してきました。

この基盤を生かし、子育て世代に、移住先として選択される町を目指し、本町独自の子育て支援策を展開する基本理念を明記する「(仮称) 子供子育て支援条例」を年度内に制定し、支援策を令和 3 年度以降、財政状況を勘案し、制度化する考えです。

また、子育て世代が集う「子供屋内遊技場」の整備についても検討したいと考えております。

近年、高校を地域創生の核と位置づけ、市町村立高校はもとより、道立高校においても、市町村の財源を投じ、教育支援策を講ずる自治体がふえています。

本町では平成 24 年 3 月、新しい壮瞥高校づくり基本方針を定め、魅力化に取り組んできたところですが、これからも胆振管内唯一の町立の農業高校として、特色ある教育実践を継続するとともに、農業や地域産業の担い手不足の解消を図る人材育成の拠点として、地



域や農業政策と連携を強化し、高校を核とした地域再生に取り組む所存です。

壮瞥中学校の整備については、恒常的に基金減となっている本町の財政状況は、極めて厳しく、財政の健全運営を目指しながら、校舎整備とともに教育施設の再編も含め、慎重に検討し、判断していく考えです。

5つ目の柱は、老後も安心して暮らせるまちづくりです。

「お年寄りには町の財産」です。

大正、昭和、平成の時代とともに、苦労を積み重ね、壮瞥町や我が国の基盤をつくり上げてこられたことに敬意を表し、感謝を申し上げます。

本町の高齢化率は、40.2%となっており、健康で、老後の安心して毎日を暮らせる環境をつくることは、大変重要です。

こうした環境づくりは、若い世代が、壮瞥町に定住する意欲につながると考えます。

壮瞥町では、昭和53年度より、北海道の「寒冷地における高血圧疫学調査」の指定を受け、札幌医科大学と連携し、現在も「生活習慣病健診」として継続実施しており、町民の健康への意識が高く、女性の平均寿命が全国的に高く長寿の町を誇っています。

町民の皆様の健康に対する意識の高さのあらわれと認識しておりますが、明るく健康に暮らせる「健康寿命」を高めるため、特定健診や各種検診の受診率向上により、疾病予防対策に努めるとともに、健康相談、訪問・介護サービスなどの充実を図ってまいります。

また、スポーツによる健康づくりや、社会参加による生きがいづくりとともに、移動に欠かせない、コミュニティ・タクシーの拡充などに取り組んでまいります。

また、高齢者世帯が安心して暮らせる環境をつくるため、公共料金の負担軽減や公共施設のサービス廃止に伴う必要な支援措置について、協議検討していく所存です。

多様化した広域行政需要に、適切かつ効率的に対応するために、消防やごみ処理、電算の共同処理などを「西胆振行政事務組合」や「西いぶり広域連合」により、広域連携のもとで行っています。

こうした事務処理に加え、有珠山の火山防災や、広域観光圏やジオパーク推進などにおいても、近隣市町との連携は不可欠となっており、災害発生時や、圏域の持つ課題の解決に向け、それぞれの町が個性と強みを最大限生かし、連携・協力していくことが大切です。

関係市町と連携を強化するとともに、胆振管内の構成員として、役割を果たしていく所存です。

以上、本定例会の冒頭において、本年度を含む、これからの4年間の町政執行に臨むに当たって、私の課題認識に基づく所信表明と施策の一端を申し述べさせていただきました。

壮瞥町は、これまで4度の有珠山噴火や、幾多の困難を乗り越え、先人のたゆまぬ努力により、豊かな郷土が築き上げられてきました。

胆振管内で一番、定住人口が少ない自治体ではありますが、すばらしい自然環境、世界に誇れる景観、温暖な気候、温泉、豊富に産出される農産物といった地域資源があります。

また、都市機能を持つ伊達市に近く、交通アクセスと医療環境などに比較的恵まれた町

でもあり、これらの優位性とともに、火山と共生し、雪合戦を発案、継承している住民の知恵と力がある町です。

壮瞥町の持つ地域資源と人的資源、知恵と力を結集し、課題解決を目指し、果敢にチャレンジし、施策をバランスよく推進し、今ある施設を最大限活用することにより、好循環が生まれ、人口減に歯どめをかけ、「明るく元気なまち、そうべつ」を実現できると確信しています。

5月1日に、元号が令和となり、新しい時代がスタートしました。

新しい時代にさらに発展していく壮瞥町。

将来に「夢」、そして「希望」が持てる壮瞥町。

次世代に着実に壮瞥町を継承していくために、町民の皆様と知恵を絞り、志高く職務に精励している職員の皆さんと一丸となって、全力で取り組む決意であります。

議会議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、所信表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（長内伸一君） これにて所信表明演説を終結いたします。

#### ◎行政報告

○議長（長内伸一君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 平成31年第1回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第1回定例会以降における工事発注一覧表を配付してありますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。5月30日、室蘭地方総合開発期成会として胆振総合振興局室蘭開発建設部に対し、令和2年度の国費等の要望を行いました。本町といたしましては、国道453号蟠溪道路の整備促進と交通安全施設等の整備、上久保内、幸内地区地すべり対策の推進、道道洞爺湖登別線、有珠山外環状線の整備に係る町道上立香第2線の道道昇格要望について要望を行いました。なお、当日は、長内議長にもご同行をいただいております。

次に、久保内小学校の休校等についてご報告申し上げます。平成30年6月以降久保内校区の保護者や地域の皆様と協議を重ね、町は同年9月に久保内小学校は平成30年度をもって休校とすることが決定し、休校式を平成31年3月20日に実施することとなり、短い期間ではありましたが、久保内小学校の教職員及び児童並びに保護者や卒業生、地域の皆様のご理解とご協力により休校式を挙行いたしました。当日午前10時から、休校前最後の卒業式が厳かに開催され、2人の卒業生は思い出がいっぱい詰まった学びやを巣立っていきました。なお、休校前の卒業生の総数は2,402人となっております。卒業式に引き続

き休校式が行われ、北海道教育庁胆振教育局、佐野秀樹局長ほか多くのご来賓と保護者、卒業生、地域の方々や久保内小学校で勤務された教職員、在校生ら約 70 人が出席しております。式では、校長より輝かしい歴史と伝統を培ってきた校旗が町長に移管され、117 年の歴史に一旦幕をおろしました。休校は、新たな出会いと多様な価値観に触れる機会をふやし、集団的な活動や切磋琢磨する環境が整うことにより児童の成長を今まで以上に促すものと期待しております。

次に、室蘭港フェリー航路誘致促進期成会についてご報告申し上げます。5 月 30 日に開催された室蘭港フェリー航路誘致促進期成会総会において、平成 30 年度の事業報告と期成会の今後について議案が提出されました。期成会の今後については、室蘭港フェリー航路誘致促進期成会会則第 1 条に室蘭港へのフェリー航路の誘致を図るため室蘭港フェリー航路誘致促進期成会を設置すると記載されており、昨年宮蘭航路開設により目的が達成されたことから、同会則第 10 条の目的が達成されたとき及び存続の必要性がないと認められた場合解散するものとするに基づき、今年度の期成会開催をもって解散としたいと提案され、承認されました。期成会が解散しても室蘭地方総合開発期成会やようてい・西いぶり広域連携会議、広域観光圏等において地域振興のツールとし、宮蘭航路のさらなる利活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、第 5 次壮瞥町まちづくり総合計画についてご報告申し上げます。議員各位ご承知のとおり、本年度は地方公共団体の行財政運営上の指針であり、最上位に位置する計画、総合計画を策定する年度でございますが、庁内におきましては管理職から成る策定委員会及び若手職員を中心とするプロジェクトを設置し、策定していきたいと考えております。策定に当たりましては、町民の意向把握に努めるため町民アンケートやまちづくり懇談会を実施する予定であり、町内有識者で構成するまちづくり審議会にて審議していただき、庁内原案を策定した後は意見募集手続、いわゆるパブリックコメントを実施し、議員各位のご意見等を踏まえ、最終案を作成し、ご提案をさせていただく考えでございます。元号も令和に変わり、あらゆる分野において将来像が極めて不透明でございますが、現実を直視しながら住民の満足度を最優先としたまちづくりのあり方を計画にまとめてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、平成 31 年第 1 回定例会以降における町政の主なものについてご報告といたします。

○議長（長内伸一君） これにて行政報告を終結いたします。

◎議案第 47 号ないし議案第 58 号及び報告第 2 号ないし報告第 3 号

○議長（長内伸一君） 日程第 6、議案第 47 号ないし議案第 58 号及び報告第 2 号ないし報告第 3 号を議題といたします。

理事者から提案理由及び内容について説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和元年第2回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第47号から議案第58号まで12件、報告2号から報告第3号までの2件、計14件でございます。

まず、議案第47号 副町長の選任について。

前副町長でありました杉村治男氏は、平成31年4月30日付で退職したことから、新たな副町長として黒崎嘉方氏を選任いたしたく、本議会の同意を求めますのでございます。

黒崎嘉方氏は、昭和57年3月、明治学院大学法学部卒業後、北海道庁に奉職、主に農政部の業務を担当し、平成12年4月から平成15年3月までの3年間は北海道からの派遣により本町経済課において農村整備事業、水利権関係を含め農政全般にわたる業務を担当いただき、農業者や職員の信頼も厚く、その後も本庁農政部各課を歴任され、平成27年6月から平成30年3月までは農業大学の副校長として勤務し、現在は株式会社クボタにおいて技術顧問の職についております。黒崎氏は、勤勉誠実で、何事にも前向きに取り組む努力家であります。これまでの豊富な行政経験を生かし、全職員の範となり活躍される方であり、本町の副町長として最適任と存じますので、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご同意いただいた後は令和元年7月1日付で選任したいと考えております。また、皆様には黒崎氏の履歴書を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、議案第48号 教育委員会教育長の任命について。

新たな教育長として谷坂常年氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本議会の同意を求めますのでございます。

谷坂常年氏は、日本体育大学体育学部を卒業後、北海道星置養護学校しりべし学園分校の教諭を初め、道内の高等学校の教諭や北海道教育庁空知教育局など行政での勤務を経て、平成21年4月に旭川南高等学校教頭、平成24年4月からの2年間は壮警高等学校校長として勤務され、現在は札幌白石高等学校の校長として勤務されております。谷坂氏は、温厚誠実で、秀逸なる牽引力を持ち、壮警高校の校長として教職員集団を束ね、学科転換や学校の魅力化に尽力された経験を持ち、本町の教育行政についての理解もあり、また豊富な教育行政経験からも当町の教育長として最適任と判断いたしておりますので、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同意をいただいた後は令和元年8月1日付で選任したいと考えております。また、皆様には谷坂氏の履歴書を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、議案第49号 壮警町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について。

壮警町議会の議決すべき事件を定める条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、総合計画の基本部分である基本構想につきましては地方自治法第2条第4項において議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたが、平成23年5月2日

に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村独自の判断に委ねられることになりました。今年度第5次壮警町まちづくり総合計画の策定に当たり、法的な策定義務はなくなりましたが、総合計画は町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであるとともに、町民の皆様にもまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、策定することはもちろんのこと、町民の代表である議会の議決を経ることは必要かつ重要であると認識しております。つきましては、本条例を新たに定め、策定した総合計画につきましては本条例に基づき議会の議決を経ることとしたいと考えております。

また、附則では壮警町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止し、第2条第2号において、これまでと同様に定住自立圏形成協定の締結等については議会の議決すべき事件として規定しております。

次に、議案第50号 壮警町森林環境譲与税基金条例の制定について。

壮警町森林環境譲与税基金条例を、別紙のとおり制定する。

平成31年度税制改正において、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。国税である森林環境税は、令和6年度から年額1,000円が個人住民税とあわせて賦課徴収され、森林環境譲与税は今年度から都道府県及び市町村に対し譲与されるものであり、北海道の試算による本町の本年度の譲与額は250万円となっております。市町村は、森林環境譲与税を間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされており、新たに森林環境譲与税基金を創設し、譲与税を積み立て、森林整備等に要する経費に充当するため、基金条例の制定を議会に提案するものであります。

第1条の設置から第7条の委任までの7条立てとなり、附則でこの条例は、公布の日から施行することとしております。

議案第51号 壮警町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

壮警町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、組織改編に伴い壮警町課設置条例の一部改正を含む計8件の条例改正を行うものであります。壮警町課設置条例の一部改正におきましては、現在の総務課を総務課と企画財政課に、経済建設課を産業課、産業振興課、商工観光課及び建設課にするものであり、公約の一つでもあります組織機構の見直しを行い、本町が抱えている課題の解決と施策の推進に必要な組織機構とするため改正するものであります。

課設置条例以外の7件の条例の一部改正につきましては、課名の変更に伴う文言の整理でございます。

議案第52号 壮警町税条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、本年10月1日以降軽自動車の取得者に対して課される軽自動車税環境性能割が創設されますが、当分の間軽自動車税環境性能割の賦課徴収は北海道で行うこととさ

れております。また、軽自動車税環境性能割の減免の手続については、北海道の自動車税環境性能割と同様の取り扱いとすることを既に条例附則で規定しておりますが、環境性能割の非課税及び課税免除の手続については規定しておらず、非課税及び課税免除の手続についても北海道の規定する自動車税環境性能割と同様の取り扱いとなるよう北海道から条例整備の依頼があったため、税条例の一部を改正するものであります。

附則として、施行期日を令和元年10月1日としております。

次に、議案第53号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

こちらは、平成30年3月31日付で十勝環境複合事務組合が、平成31年3月31日付で池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合及び北空知葬斎組合が解散し、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から脱退したことに伴い、規則別表第1を改正するものであります。

附則で、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するという内容のものであります。

次に、議案第54号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

こちらは、平成31年3月31日付で北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、北海道市町村総合事務組合から脱退したことに伴い、規約別表第1及び別表第2を改正するものであります。

附則で、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するという内容のものであります。

議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

平成31年3月31日付で北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合から脱退したことに伴い、規約別表を改正するものであります。

附則で、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するという内容のものであります。

次に、議案第56号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算について。

令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額 39 億 6,913 万 3,000 円に歳入歳出それぞれ 1,054 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 7,967 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

こちらは、事項別明細書、歳出から説明いたします。27 ページとなります。議会費で 298 万 2,000 円の減額となります。平成 31 年 4 月から 1 年間条例本則で定める報酬月額を約 8%減額すること、あわせて期末手当及び共済組合負担金も減額するものであります。

総務費、総務管理費、一般管理費で 10 万円の追加となります。当初予算には計上していなかった外国派遣研修に職員を参加させるためのものであります。

テレビ難視対策費で 11 万円の追加となります。壮警デジタルテレビ中継局電波監視業務で使用している消防壮警支署設置のモニター 2 台が故障したため、モニター 2 台の購入費を計上するものであります。

防災諸費で、財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充当整理となります。

財産管理費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充当整理となります。

財政費、財政管理費で 22 万 3,000 円の追加となります。仲洞爺簡易郵便局運営事業に係るもので、平成 31 年 4 月から採用した嘱託職員が資格を取得し、業務につくことができるのは 5 月からとなるため、4 月は休業の予定でありましたが、3 月まで従事していた前任者が 1 カ月延長して勤務してくれることとなったため、1 カ月分の賃金と社会保険料を計上するものであります。

戸籍住民基本台帳費で 10 万 1,000 円の追加となります。個人番号カード交付事務に係る事務委任先への負担金交付額確定に伴う計上となります。

企画費で 87 万 4,000 円の追加となります。行政情報システム運用管理事業では、西いぶり広域連合負担金の電算に係るもので、消費税率引き上げに伴うシステム改修費の計上となります。企画調整用務経費では、道支出金の国土利用計画法に基づく届け出事務交付金が 4,000 円増加したことによる財源の整理であります。定住促進・まちづくり推進事業では、空き家改修・整理補助金で当初予算において 1 件 30 万円を計上しておりましたが、現時点で 2 件の利用申し込みがあり、不足分を計上するものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 255 万 4,000 円の追加となります。介護保険特別会計繰出金では 3 万円の追加となります。プレミアムつき商品券事業では、本年 10 月の消費税率引き上げが低所得者、子育て世代の消費に与える影響を緩和し、同時に地域における消費を喚起、下支えすることを目的とした対象者限定のプレミアムつき商品券事業の事務に必要な経費の一部を計上するものであります。なお、商品券のプレミアム分の事業費につきましては、対象者数を精査後、第 3 回定例会に補正予算を提案する予定であります。

児童福祉費、児童措置費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充当整理となります。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で5万1,000円の追加となります。当初予算では保健センターで勤務する嘱託職員2名のうち1名分しか通勤手当を計上しておりませんが、採用した2名ともが通勤手当支給対象となることから、予算の不足分を追加計上するものであります。

予防費で147万9,000円の減額であります。各種予防接種事業経費及び特定健康診査・特定保健指導事業経費では緊急風疹抗体検査事業に係る費用をそれぞれ予算計上しておりましたが、当該事業につきましては国の平成30年度補正予算において措置され、当町においても平成31年第1回定例会において補正予算を提案し、本年度に繰り越して予算執行することとなったため、令和元年度予算に計上されているものを減額するものであります。

温泉管理費で70万円の減額であります。ゆーあいの家泉源ポンプ取りかえ工事につきましては、平成31年3月に故障し、緊急的に取りかえ工事が必要となり、平成31年第1回定例会で予算補正し、3月15日に工事が完了しました。これにより、今年度計上している予算が不用になったことから、減額するものであります。弁景55年泉源ポンプ取りかえ工事につきましては、当初予算計上額に誤りがあり、このままでは事業執行できないことから、不足分を計上するものであります。ご理解を賜りたいと思います。

衛生費、清掃費、塵芥処理費で20万4,000円の追加となります。西いぶり広域連合負担金について、中間処理施設整備事業の取り進めに当たり、新たに本年4月1日から技術職の課長職が1名広域連合事務局に増員されたことによるものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で256万3,000円の追加となります。一般農政事業では、地域担い手育成センター先進地視察に係る旅費の計上、緑肥作物振興事業補助金及び廃プラスチック適正処理事業補助金につきましては、平成30年度からは事業を廃止し、予算を計上しておりませんでした。本町の農業振興に必要な事業と判断し、計上するものであります。経営所得安定対策直接支払推進事業では、経営所得安定対策に係る事務費及び制度周知等の通信運搬費を計上するものであります。環境保全型農業直接支援対策事業では、環境保全型農業直接支払交付金に係る事務費として計上するものであります。畑作構造転換事業につきましては、国費事業の間接補助事業で、畑作営農の大規模化に対応するため省力作業体系の導入や生産性向上技術の導入等に係る事業費に対する補助金を計上するものであります。堆肥センター運営事業では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充当整理となります。

林業費、林業振興費で84万円の追加となります。有害鳥獣関係で平成30年度まで実施し、本年度予算からは計上していなかった電気柵購入補助金について必要性等を勘案し、計上するものであります。

森林環境譲与税基金費で250万円の追加となります。森林環境譲与税基金への積立金であります。



商工費、商工費、商工業振興費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充当整理となります。

観光費で 64 万 4,000 円の追加となります。観光施設維持管理事業では、ふるさと応援寄附金の充当整理に伴う財源区分の変更及び地域間交流施設オロフレほっとピアザのテラスウッドデッキが老朽化により破損したため、修繕経費を計上するものであります。昭和新年国際雪合戦事業では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充当整理となります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 300 万円の追加となります。道路橋梁維持経費で建部地区の町道の歩道部にある縦断管のますのコンクリートぶたが経年により段差が生じ、歩行の支障になっているため修繕するものであります。また、財源は平成 30 年度にいただいた道路整備への寄附金を全額充当いたします。

水道費で 145 万円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰出金であります。

教育費、小学校費、学校管理費で 10 万円の追加となります。小学校運営事業で、平成 29 年度にいただいた寄附金を財源として壮瞥小学校図書室の図書を購入するものであります。

中学校費、学校管理費で 38 万 9,000 円の追加となります。壮瞥中学校プール管理運営事業で、当初予算ではプールにあるシャワーの給湯用ボイラーの清掃、メンテナンス手数料を計上しておりましたが、ボイラーが 2 台とも故障し、取りかえ工事を行うため工事に要する経費を計上し、手数料を減額するものであります。

高等学校費、地域農業科実習費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充当整理となります。

給与費では、充当していた簡易郵便局事務取扱手数料の一部を仲洞爺簡易郵便局運営事業の増額補正にあわせて財源移動するため、給与費の財源を変更するものであります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。25 ページです。歳入では、地方譲与税、森林環境譲与税で 250 万円の追加となります。平成 31 年度税制改正において創設された森林環境譲与税の今年度分の計上であります。

国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金で 10 万 1,000 円の追加となります。

民生費補助金で 310 万 9,000 の追加となります。地域生活支援事業費補助金では、消費税率引き上げや就学前の障害児の発達支援無償化への対応に伴うシステム改修に対する補助金の計上となります。子ども・子育て支援事業費補助金では、本年 10 月以降の幼児教育、保育無償化に伴うシステム改修に対する補助金の計上となります。プレミアムつき商品券事務費補助金では、本年 10 月の消費税率引き上げに伴って実施されるプレミアムつき商品券事業の事務に必要な経費に対する補助金の計上となっております。

衛生費補助金で 36 万 2,000 円の減額となります。緊急風疹抗体検査費用につきましては、国から交付されることになっておりましたが、平成 30 年度繰越明許費と同様の予算計上をしているため、減額するものであります。

道支出金、道補助金、農林水産業費補助金で 160 万 6,000 円の追加となります。経営所得安定対策直接支払推進事業補助金、北海道環境保全型農業直接支援対策事業補助金、畑

作構造転換事業補助金について、いずれも補助金割り当て通知に伴う整理となります。

委託金、総務費委託金で4,000円の追加となります。届け出件数の増加による事務費交付金の増額に伴う計上となります。

繰入金、基金繰入金、国際交流繰入金で197万8,000円の減額となり、ふるさと応援寄附金の充当による整理となります。

地域振興基金繰入金で310万円の追加となります。道路橋梁維持経費に300万円、小学校運営事業に10万円充当するものであります。

財政調整基金繰入金で956万7,000円の減額となり、一般財源の調整となります。

ふるさと応援基金繰入金では1,232万9,000円の追加となります。寄附者の指定した各種事業に充当するものとなりますが、内訳は防災諸費一般経費に42万円、公共施設管理事業に16万円、保育及び子育て環境整備事業に373万円、堆肥センター運営事業に295万円、商工振興一般に100万円、観光施設維持管理事業に156万円、昭和新山国際雪合戦事業に25万3,000円、地域農業科実習運営事業に27万8,000円、中学生フィンランド国派遣事業に197万8,000円であります。

町債、商工債で30万円の減額となります。

給与費明細書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

第2表、地方債補正では、昭和新山国際雪合戦事業、限度額720万円を限度額690万円に変更するものであります。

次に、議案第57号 令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額3億4,500万円に歳入歳出それぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,506万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をいたします。37ページであります。総務費、総務管理費、一般管理費で6万円の追加となります。本年10月から消費税率が引き上げられることに伴い、介護報酬と区分支給限度額が引き上げられること及び社会保障・税番号制度における情報連携に関するデータ標準レイアウト対応のため総合行政システムのうち介護保険システムも改修が必要なため、西いぶり広域連合負担金を増額するものです。

歳入では、国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金で3万円の追加となります。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金で3万円の追加となります。

第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

次に、議案第58号 令和元年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につい

て。

令和元年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額2億9,250万円に歳入歳出それぞれ145万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,395万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

42ページ、事項別明細書、歳出から説明いたします。施設費、施設費、建設改良費で145万円の追加であります。国道453号水道施設移設工事に伴い水道工事を家屋に隣接した箇所施工するため、工事施工前後に振動調査及び家屋影響調査を実施し、工事による家屋への影響調査を行うものであります。

歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で145万円の追加となります。

第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

次に、報告第2号 平成30年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

総務費、企画費、地域情報通信基盤光ケーブル移転事業、翌年度繰越額705万円、民生費、社会福祉費、プレミアムつき商品券事業、翌年度繰越額52万1,000円、衛生費、保健衛生費、緊急風疹抗体検査事業、翌年度繰越額121万2,000円、弁景温泉湯湯調査等委託事業、翌年度繰越額399万8,000円、農林水産業費、農業費、中山間地域所得向上計画等策定業務、翌年度繰越額385万5,600円、林業費、林道改修事業、翌年度繰越額700万円、土木費、道路橋梁費、町道道路改良舗装事業、翌年度繰越額6,026万4,000円、教育費、教育総務費、旧久保内中学校敷地分筆測量事業、翌年度繰越額120万円、以上8件について年度内には事業執行することが時間的にできないことから、それぞれ繰越額の範囲内で令和元年度に使用する歳出予算経費として繰り越しをしたものであります。

次に、報告第3号 平成30年度壮瞥町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により次のとおり報告する。

こちらは、農林水産業費、農業費、農地一般事業で、翌年度繰越額307万8,000円であります。上久保内地区の農業用排水路の補修に当たり支障となるN T Tの仮設柱が建柱され、本設工事の完了が4月下旬となったことから、年度内の完成が見込めないためやむを得ない事情と判断し、事故繰り越しとするものであります。

以上が今定例会に提出します議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

これより休憩といたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（長内伸一君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 今回令和元年、田鍋新町長のもとで最初の定例会、一般質問をよろしくお願ひしたいと思います。

まず、質問におきまして、壮瞥町のこれからのまちづくりについて。壮瞥町は、今年度まちづくり最上位計画である第5次まちづくり総合計画の策定期間に当たりますが、経済の低迷や少子高齢化が加速する中で我が町の財政運営も大変難しい局面を迎えていると思います。この4月に統一選挙で「明るく元気なまち、そうべつ」というキャッチフレーズで当選された新町長にこれからのまちづくりに向け夢を実現する施策をどのように展開するのか、4つのチャレンジで示された内容について具体的に伺いたいと思います。

1つ目、農業と観光が元気なまちづくりについて。

2つ目、火山との共生、地域を生かすまちづくりについて。

3つ目、子育て支援、若者が定住するまちづくりについて。

4つ目、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりについてを願ひしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 4番、加藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

さきの所信表明と重なる部分がありますが、このたびの選挙戦を通し多くの町民の皆様と懇談、対話を通していただいた意見を参考に私自身が持続可能なまち、壮瞥をつくるために必要と考えたのが4つのチャレンジ、政策公約であります。

1つ目のチャレンジ、農業と観光が元気なまちづくりについてですが、農業の深刻な担い手不足を解消するため担い手育成センターの機能強化や関係機関との連携を図り担い手を育成、確保するとともに、農業基盤整備や経営基盤安定に向けた取り組みを強化する考えです。また、商工会の取り組みの支援や旧役場庁舎周辺や空き地の有効活用と世界的にも素晴らしい景観を保全し、生かしていく取り組みを検討するとともに、昭和新山国際雪合戦や奥洞爺ブランド、シードル、ワインづくり、さらには道の駅での販売機能を強化し、経済効果と産業連携を支援し、多くの来遊者が集い、にぎわう地域をつくっていく考えです。

2つ目のチャレンジ、火山との共生、地域の特性を生かすまちづくりについては、ジオ

パークの取り組みを継続し、噴火の災害を念頭に避難計画の策定と備品類の整備や関係機関との協定締結などに取り組むとともに、自主防災組織の組織化を推奨してまいります。地域の特性を生かすまちづくりについてですが、平成 14 年に策定した壮瞥町住宅市街地整備方針を生かし、バランスのとれた地域づくりを推進すべきと考えています。基本的な考えは、所信表明で説明いたしましたが、それぞれの地域が育んできた歴史と特性を生かした振興策をロードマップを策定し、順次取り組んでまいる所存です。また、空き家と空き地がふえており、活用について町民の皆様と協働して対策を講じることができるよう体制を整えてまいります。

3つ目のチャレンジは、子育て支援、若者が定住するまちづくりです。子供たちは地域の宝であり、地域総がかりで子供たちの教育にかかわる地域社会の形成に取り組むとともに、保育所、小中一貫教育の体制構築を推進してきました。この基盤を生かし、子育て世代に移住先として選択される町を目指し、(仮称) 子供子育て支援条例を年度内に制定し、支援策を令和 3 年度以降制度化する考えです。壮瞥高校については、これからも農業や地域産業の担い手不足の解消を図る人材育成の拠点として、地域や農業政策と連携を強化し、高校を核とした地域再生に取り組む所存です。壮瞥中学校の整備については、財政状況を勘案しながら、他の教育施設の再編を含め慎重に検討していく考えです。

4つ目のチャレンジは、老後も安心して暮らせるまちづくりです。お年寄りには町の財産です。健康で老後も安心して毎日を暮らせる環境をつくることは大変重要で、こうした環境づくりは若い世代が壮瞥町に定住する意欲につながると考えます。明るく健康に暮らせる健康寿命を高めるため特定健診や各種検診の受診率向上に努めるとともに、健康相談、訪問、介護サービスなど疾病予防対策の充実を図ってまいります。また、スポーツによる健康づくりや社会参加による生きがいづくり、移動に欠かせないコミュニティータクシーの拡充などに取り組んでまいります。なお、高齢者世帯が安心して暮らせる環境をつくるため公共料金の負担軽減や公共施設のサービス廃止に伴う必要な支援措置について検討、協議していく所存です。

以上、4つのチャレンジの考え方についてご説明を申し上げました。このチャレンジを推進するためにまず取り組まなければならないのは、基金減のない財政運営です。第5次行政改革の推進に加え、評価に基づく見直しの実施、財源確保による収支改善の取り組みを通して令和 2 年度末の収支バランス均衡を目標に取り組む所存です。また、本年度は、第5次まちづくり総合計画を策定する年度であり、年度内に 10 年後のビジョンを示す考えであり、この計画に基づき具体的で効果的な施策を着実に実行し、夢、希望が持てる「明るく元気なまち、そうべつ」を実現するため果敢にチャレンジしていく所存ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 4 番、加藤正志君。

○4 番（加藤正志君） 今答弁を答えていただきましたけれども、所信表明で説明を聞かせていただいた内容とちょっと重複してしまいますけれども、改めて質問させていただきます。

たいと思います。

まず初めに、4つのチャレンジを推進するため基金減のない財政運営に取り組むということですが、第5次行政改革で5年間で3億円の歳出削減計画が示されました。平成34年、令和4年には行政改革の取り組みが着実に推進することによりシミュレーションでは基金残高11億円弱を確保するとのことですが、その後大きな事業が見込まれる中、歳出削減計画に示された内容について町長の受けとめ方、見直し、改善等の考え方について伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁を申し上げます。

第5次の行政改革で示された、今金額目標が議員のほうから質問されたことと承知をしております。壮警町は、ここ数年の間に、先ほども申し上げましたとおり、基金を1億円ないし本年度も数千万円、30年度ですね、取り崩さなければならぬ。第5次の行政改革を推進するに当たって、推進とともにより歳出の削減、財源の確保に努めなければならないというふうを考えており、これから第5次行政改革の目標をベースにししながら、さらなる事務事業の見直しに取り組んでいかなければならないと、このように認識をしているところであり、具体的な目標については第5次の壮警町まちづくり総合計画の策定にあわせ、財源計画についても新たにお示しをしたいと、このように考えているところでありますので、具体的な数値についてはこれからお示しをしていきたいと、このように思っておりますが、手法といたしましては従前行っていた、壮警町には220本ほどの事務事業があると承知しておりますが、その事務事業1本1本その事業効果ですとか成果を、経年変化も見直しをしながら、そういったことを踏まえながら財源計画、財政の収支均衡を図っていく、そういう作業も年度内に執行して、取り組んでいきたい、このように思っているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 今町長から説明ありましたけれども、事業の内容の精査というものも今後やっぱり最低大事につながっていくのかなと思っております。今説明の中でおよそ二百五十数本ぐらいの事業ということを改めて見直しということは、やっぱり大変重要だと思えます。こういう中を最優先に洗い直して、優先順位、最優先課題を改めて洗い出しながら見直し、そして歳出削減に努めていただきたいと思えますし、また改めて歳入についてはどのような考え方があるのか。歳入もやはり町にとっては大事な財源であります。いろんな財源、大きな歳入であれば観光のほうではたばこ税は少し減額していますけれども、入湯税なんか大幅に増加しています。そういう中でやはりそういう確保もこれから必要かと思っておりますし、またふるさと応援の寄附金、そういったものも、当初から質問はしていましたが、伸び悩んでいるような状況で、近隣の町村では、きょうの新聞に載っていましたが、やはり増加傾向に至っているという状況にもありますので、そ

の辺についての考えも含めて伺いしておきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 先ほどいただいた質問への答弁も含めてまた答弁をさせていただきたいと思いますが、壮瞥町では平成 14 年度から政策評価、事務事業の見直しに伴いまして個別事業を各担当課において評価し、当時ですけれども、310 件の事業があって、そのうち管理運営事業、評価に、毎年恒常的にかかる経費を除いて当時 225 件を対象として 12 の評価項目を設けまして、数値評価を行った上で継続検討、または縮小、廃止などに分類する作業を行った、そういう歴史的な背景があります。これは、平成 14 年度から 21 年度まで取り組んでいたところではありますが、今回もそういった手法を設けていきたい、有効な手段として検討していきたいと、このように思っているところであります。

また、一方で歳入につきましては、やはり人口減少の歯どめをかけていくことが大切だと、このように思っているところであります。地方交付税の算出基礎になっている人口などを減らさない、こういう努力をしていくことが最優先かなと思っているところであります。また、国、道に現在のこの財政状況を理解していただいて、必要な財源を措置するために助言、アドバイスをいただく、こうしたことにも関係機関と連携に努めていきたいと、このように思っているところでもあり、今お話が出ておりました、いろんな業務ありますけれども、ふるさと納税、応援寄附金についてもさまざまな取り組みは鋭意やっておりますけれども、なかなか伸び悩んでいるということもあり、そうしたことから、そうした現状がありますけれども、自主財源の貴重な財源をふやしていく、そのような取り組みにも取り組んでいきたいと思っているところでもあり、また町有財産としては森林、町有林の活用なども町民の皆様からはアイデアをいただいております、そうしたことで財源のしっかりした確保ということにつきましても取り組んでいき、収支の均衡バランスをとっていく取り組みにしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4 番、加藤正志君。

○4 番（加藤正志君） わかりました。ただ、こういう内容というのは、第 5 次行政改革の財政難という部分は我々機関ではおおよその内容的なものも把握して、緊張感が高まっております。しかしながら、まだ町民においてはそこまでいっていないのかなということも考えた中、今後も町長として住民の意識を高めるためにいろんな形で町民の意識改革を図って、ある意味では、ちょっと厳しい言い方かもしれませんが、自己責任というものもこれからやはり伝えていかななくてはいけない時代になっておりますので、その点もひとつよろしく願って、前向きに進めていただきたいと思いますので、よろしく願ってほしいと思います。

次に、農業と観光が元気な町についてを伺いたいと思います。壮瞥の農業は年々農家戸数が減少しつつ、離農や経営縮小の加速化による衰退が懸念されていると思います。担い手育成センターの機能強化について具体的な取り組みを伺いたいと思います。また、農業

者の経営維持、安定につながる農業振興施策の強化をどのように考えているかも伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） まず、1点目、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の町財政の現状についても、ほかもありますけれども、しっかりとした情報提供に、町民の皆さんに情報提供を行っていき、丁寧に説明をし、現状を理解していただく取り組みをしていきたいと、このように思っているところであります。

2点目の農業についてでございますが、現在まで担い手育成については町内では担い手育成プロジェクトが中心となって取り組みがなされておりますが、担い手育成センターの機能強化を図っていききたいと。これは、各市町村に設置されているものでございますが、なかなかその存在がPRできていないのかなと、このように私は認識をしております。担い手育成センターの機能強化を図るために、先ほどの予算提案の中でも説明を申し上げておりましたとおり、先進事例の調査を行いたいと思っております。そして、北海道担い手育成センターですとかJAとうや湖など地元機関、農家の皆さんと顔の見える関係を構築して、壮瞥町の課題解決に向けた組織のありようというものを検討して、構築していききたいというふうに考えております。

次に、農業振興全般についてのご質問があったかと思いますが、農業基盤整備などについても検討していききたいと思っております。具体的には壮瞥町の圃場については小区画不成形で、起伏が多いと。また、水の需要についても変化への対応も必要とされていると私は思っております。こうした課題を解決して、大区画化、起伏の修正、農業用水等の基盤整備の検討、これらも検討が必要かなと思っているところであり、国、北海道の協力をいただきながら検討を行って、その目的は生産の拡大、農業所得を増大させていくために本町に必要な身の丈に合った整備のあり方を検討してまいりたい、このような考え方を持っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 私は、この担い手育成センターのことについてお伺いしておきたいと思っておりますけれども、この育成センターの施設というものは今後やっぱり考えられる必要性があると思っておりますので、その辺について、具体的な施設の確保というものについてちょっとお伺いしておきたいのと、私ども議会では平成29年度にむかわ町で地域担い手育成センターというところに視察、研修してまいりました。このようなたくさんの立派な育成センターのパフレットをいただきながら説明していただいた中でございますけれども、その中で内容的にちょっと報告したいのは新規就農を目指す方の相談、サポートを行う地域担い手センターがあり、期間に応じて研修を助成、独立就農としての助成制度など活用して取り組んでいる人がいる、そういう内容でもあります。また、課題については受け入れ農家の意識向上、関係機関との協力体制、就農後の住宅問題、土地利用型農業、畜産の



新規就農センター組織強化等取り上げられていますので、こういったものについても参考にさせていただき、私らも今回24日の日に厚真のほうに視察、研修して、さらに見聞を高めていきたいと思いますので、ひとつ行政のほうも議会と一緒にこの内容についていろんな意見を出し合って、いい方向に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、それと観光についてちょっと質問したいのですが、多くの来遊者が集い、にぎわう地域をつくるとの考えですが、そのためには観光客が多く来る夏場が最適であるかと思います。近隣の町ではイベントが盛んでありまして、登別の地獄谷や伊達武者まつり等も結構盛んに開催されていると思います。過去には開催されていた昭和新山火まつりも我が町でありましたけれども、このような人が集まる、集客できるイベントが必要だと思いますけれども、今後の対応について、その考え方についてお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） まず、担い手育成支援センターについては、今むかわ町での取り組みですとか、厚真町、これから視察に行かれるというご報告を今いただいたところでございましたけれども、私どもも胆振東部、もしくは日高地域で先進的に取り組まれている事例をまず調査をして、壮瞥町の……今壮瞥町でも取り組みはしているところですが、そうした施設を設置するべきかどうかも含めて今後調査、検討していきたいという思いでありますので、また議会の皆さんとも必要な情報共有、提供をさせていただきながら、きめ細かな、新規就農ですとか参入を予定している方々にとって窓口機能がしっかり果たせるような、農家の皆さんとそれをうまくマッチングしていけるような、施設を設けなくてもその辺はできるというふうに思っております、そういうソフト対策と、本当に研修を積んでいただくための施設が必要であれば、公営で持つのがいいのか、民間の皆さんの力をおかりするのか、農家の皆さんのお力をおかりするのか、壮瞥町に合ったこうした政策を施策として確立をしていくことによって担い手不足の解消に結びつけていきたい、このような考え方を持っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

それと、2点目の夏を中心とする新たな観光イベントにつきましては、これは今後の検討課題として念頭にはありますけれども、まだ具体的なものは私のほうでは考えがなく、庁内で、また議員の皆さん、もしくは第5次の総合計画を作成するに当たってよく検討していきたいというふうに思っております。先日も議長さんとともに豊浦のいちご豚肉まつりに参加させていただき、壮瞥町にはやはり夏のイベントがないということを帰りの……副議長さんとですね。大変失礼しました。出席をさせていただいた後にそういう会話をしたところもありまして、これについては今後の検討課題ということで、ご意見を拝聴したということで整理をさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） わかりました。イベントについては、いろいろ関係機関、例えば観光協会や農商工連携推進委員とかいろいろなものがあります。そういった機関と連携して、事業展開にかかるように前向きに取り組んでいただければと思いますので、その点もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、地域を生かすまちづくりについて、中心地の活用、土地活用についてお伺ひしておきたいと思ひますのですけれども、壮警町住宅市街地整備方針を生かし、推進するとして思ひますが、旧役場庁舎周辺跡地については利便性の優位性を生かし、宅地分譲事業の一つとして個人販売、または民間賃貸住宅建設用地に活用するほか、建部改良住宅の移転拡大用地の一部として活用する方向で検討して思ひますけれども、中心部の活性化を図るには今後どのような土地活用を考へているかの方向性を伺ひておきたいと思ひます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） これにつきましては、課題認識、考へはござ思ひますけれども、そのほかの地域につきましても所信表明の中で住宅市街地整備方針に基づいて5つの地域の基本的な考へ方、整備の方向性というものを踏まえながら取り組んでいく考へはあるという課題認識をお示ししましたけれども、まだ現段階では今ご質問にあつた旧役場庁舎周辺ですとか滝之町周辺の具体的なロードマップ、実施計画なるものは今後つくっていききたいと、このように思つてお思ひますので、各地域のバランスを考へながら、こうしたことも総合計画の中で実行計画をお示しをしながら、皆さんとご相談をし、決定していききたいと、このように思つてお思ひするところであり思ひます。そのために、冒頭のご質問でもあり思ひましたとおり、財政の状況を今よりも少しというか、収支バランスの改善を図らなければどのような事業もできないというふうに思つてお思ひますので、まず優先して取り組まなければいけないのは財政の、基金減のない財政運営ということになろうかと思つてお思ひますので、この件につきましてももう少々総合計画を策定する中で位置づけをしていききたいという考へであるということでご理解をいただきたいと思つてお思ひます。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 今後についてまた検討していくということで説明あり思ひました。できるだけ早急にロードマップなども含めて我々に提案していただき、議論を図っていただきたいと思ひますので、ひとつその点についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目の子育て支援のまちづくりについて、子育て世代に移住先の町を目指し、（仮称）子供子育て支援条例を年度内に制定し、支援等を令和3年度以降制度化すると考へて思ひますが、1つ、子育て世代の負担軽減についてと、2つ目、フィンランド研修の見直しの継続、3つ目、高校卒業までの医療費無料化など具体的な施策内容についてを伺ひたいと思ひます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 子育て支援、子育て世代の負担軽減を図っていく取り組みについては非常に大事な、これからの若い世代を定住に結びつけていく大変大切なことだという

ふうになっているところでもあります。これらの、私の政治活動中にさまざまな世代の方から意見を賜ったところでもあります。具体的に今加藤議員がおっしゃってありました事項につきましては、今後の中でそれぞれ皆さんと協議をして、つくっていききたいなど、このように思っているところであり、公約としては、今中学生まで医療費の助成を行っておりますが、高校まで拡充をしていきたい。それと、給食費というものがあって、給食費の負担の軽減についても検討していきたい。令和2年度をもって現行制度では廃止をする、廃止というか、継続しないということになっている中学生フィンランド国派遣事業につきましてもこれは若い世代、特に参加した保護者の皆さんが次の世代、自分の子供の世代にも経験をさせたいと、こういう意見を随分拝聴させていただいたところでもあり、これにつきましては国際交流基金という財源がある中でこの事業でございますので、こうした平成19年度に町と議会の当時話し合いの中で導き出された結論を踏まえながらも、子育て支援条例を定める中でその具体的な支援策の一つとしてどのような位置づけがいいか、こういうような視点で議会の皆様を中心に今後議論をして、方向性を出していきたい、このように思っているところでもありますので、現段階では、先ほど来申し上げておりますとおり、このような考え方をもとに進めていく所存ではあります。財政の健全化、基金減のない財政状況にしなければ次のステップに向かっていくことも非常に難しいと、このように思っているのも事実でありますので、そういった考えのもとに今後まちづくり総合計画ですとか、個別の条例の制定過程の中で皆さんとご相談をし、方向性を導き出していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） わかりました。子育て世代の負担軽減について今町長からもお話ありましたけれども、その中で給食費の負担軽減という部分の話がありましたけれども、これはやはり子育ての負担軽減には最大につなげるのかなという部分から早急に進めていただければと思っております。また、フィンランド研修の見直し継続につきましては、今海外、フィンランドです。しかしながら、海外ばかりではなく、国内に目を向けてこういう事業展開も考えてみる必要もあるのかなということも私も考えておりますので、その辺も含めて検討、前向きに進めていただければと思っております。

また、高校卒業までの医療費無料化につきましては、これはお伺いしたいのですけれども、高校卒業までの無料化とは年齢で定めるのか、もしくは留年、休学などの学生も無料化として受けとめていいのか、その辺についてちょっと簡単ではございますけれども、お伺いしておければと思っておりますけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 基本的には高校にほとんど進学をされているということもあって、高校卒業までと、このように基本認識を持っておりますが、今おっしゃったような、例えば事情があって留年をされた場合ですとか、そういう方については今後の制度設計の中で

検討していきたいと、このように思います。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） わかりました。

では次に、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりについてお伺いしておきたいと思えます。高齢者の足の確保と交通基盤整備の必要性が今後考えられると思えますけれども、現在80歳代の高齢者事故が多発しているため高齢者向けの免許証返納がふえている傾向にあると思えます。この自主返納者に対して特典などの考えについて伺いたいと思えますし、またコミタク利用の拡充も必要と考えていますが、コミタク拡充についての取り組みとその内容についてもし考えがあればお伺いしておきたいと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 高齢者の皆さんに対する課題に対応する施策についてのお尋ねだつたと思えますが、まず毎日のように痛ましい高齢者の皆さんによる交通事故が毎日報じられており、心を痛めているところでありますけれども、免許証の自主返納を促していく取り組み、特典などということでありましたけれども、壮警町は伊達地区交通安全協会と本年3月に協定を結び、自主返納をされた方については運転免許証、身分証明書の機能にかわる運転経歴証明書の発行については助成するという、そういう特典の協定を結んだというふうに承知をしているところであり、こうしたことも含めて今後自主返納に向けた、行政は何ができるのか、効果的なものがあるのであれば取り入れていきたいということと考えているところであります。

それと、コミュニティータクシーについては、今非常に好評であるというふうに認識をしているところであります。利用者のアンケート調査などを行っているところでございますけれども、私なりに土日、休日が重なったときの利用についての声を私は多く聞いているところがあって、そうしたところから、また経費が発生してくることもなりますので、その辺は全体の政策議論の中で拡充に向けた取り組みはしていきたいと思っておりますが、また皆さんとご相談し、判断をしていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 今自主返納者の特典について質問しましたけれども、結構他町でもいろんな取り組みしているところもあります。中には金券等も検討しながら前向きに進めていくところもあるみたいなので、その辺に向けてさらに壮警町としてできる限りのことをお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

最後に、平成27年から31年までの5年間の政策目標、施策をまとめた壮警町総合戦略が策定されております。結構古いものですから、こういったもの多分行政もわかっていると思えますが、こういうものが配付されていると思えますけれども、この5つの基本目標が定められ現在に至っておりますけれども、例えば人口展望、2020年度では2,738人に対し現在2,479人、また町内企業等による新規就業者は5年間で50人、公共施設の維持管理

費の削減 10%などなど数値目標が掲げられております。基本目標の現状と課題、このたびの政策公約にどのようにつなげていくのかを、また令和2年から5カ年の短期政策目標を作成する考えがあるかないかを、制作をする考えがあるか最後に伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） まず、先ほどの自主返納の取り組みというか、他の自治体の取り組みについては、こちらのほうは検討させていただきたいというふうに思っているところであります。

それと、総合計画並びにそれに付随する各種計画で目標はそれぞれ定められているところであります。今議員から示されたものも承知をしているところであります。総合戦略は毎年見直しを、検証と評価が行われているところであり、達成できているもの、達成できていないものがあるというふうに思っております。第4次の総合計画、約10年前に策定されたものにも目標があって、それぞれそうした取り組みに対する、施策に対してどういう効果があったか、しっかり総合計画並びに総合戦略、それに付随する諸計画をもう一度振り返ってみて、その評価がどのようにあらわれているかということ踏まえながら、新しいまちづくりのビジョンである第5次総合計画の策定をしていきたい、このような思いでありますので、素案を、たたき台をお示しする前にそういった総合計画などの評価をもとに、10年間の総括の評価をもとに住民の皆さんとまちづくり懇談会を持ちながら方向づけをしていくような、そうした進め方で策定作業を進めていきたいと考えておりますので、またよろしくお願ひしたいと思いますし、十分議員の皆さんとも相談をし、進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願ひをいたします。

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 私は、町政執行における課題の認識と施策の具体的進め方についてお伺いしたいと思います。

質問要旨といたしまして、この4月に実施された町長選挙で当選された田鍋新町長には改めて当選のお祝いと行政のかじ取り役としての今後の活躍に期待を申し上げるところでございます。

さて、町長は選挙公約で財政健全化の必要性と事務事業の見直し、さらには有利な財源を確保し、基金減のない行政経営を進め、「明るく元気なまちづくり」をスローガンに農業や観光の振興、子育て環境の整備などを進めていくことを訴えてこられました。そこで、

行政課題の認識と施策の具体的進め方について伺います。

- 1、財政状況が悪化した要因と財政健全化に向けた具体策は。
- 2、基金減のない行政経営の課題と具体的進め方は。
- 3、教育環境整備に向けた課題と今後の進め方は。
- 4、農業振興及び観光振興の課題と今後の進め方は。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 8番、森議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の財政状況が悪化した要因と財政健全化に向けた具体策につきましては、財政支出は常に収入に見合う範囲内におさめることが基本ですが、壮瞥町の近年の決算は平成28年度は1億1,300万円、平成29年度は1億1,100万円、平成30年度は7,300万円基金を取り崩しております。一方、収入の大きな割合を占める地方交付税交付金の交付額は、合併協議を行っていた平成16年度は15億円であったものが平成22年度には17億9,000万円となり、以後増加し、平成25年度には19億3,000万円となっておりますが、その後微減の傾向となり、平成29年度は17億6,000万円まで減少しましたが、この額は平成22年度と比べると3,000万円ほど少ない金額であります。こうした交付税の推移の中で、平成28、29年度、それぞれ1億円余り、1億円余を取り崩していることは近年経常的な支出が多くなっていると考えているところです。現在この要因の調査と財政等調査を財政当局に指示し、また北海道、胆振総合振興局にもこの現状を説明した中で局の担当による分析と助言をいただくこととしております。この分析結果をもとに従前行っていた事務事業を評価する取り組みを改めて構築し、良質で客観的な判断材料をそろえ、歳出の削減に向けた取り組みを推進したいと考えております。加えて、歳入財源の安定確保に向け有利な財源の確保とふるさと納税の推進に加え、町有林、財産の活用などにより収入の確保に向け取り組む所存ですので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

2点目の基金減のない行政経営の課題と具体的進め方につきましては、1点目でご答弁したとおり健全化の取り組みを推進するとともに、歳出削減と歳入の確保といった原則に基づき各担当において事務事業の執行管理について常に評価と検証を行っていくことにより、基金減のない行政運営が実現できると考えております。第5次行政改革の推進に加え、評価に基づく見直しの実施、財源確保による収支改善の取り組みを通して、令和2年度末の収支バランス均衡を目標に取り組む所存です。

3点目の教育環境整備に向けた課題と今後の進め方につきましては、さきの所信表明でも申し上げましたとおり、恒常的に基金を取り崩す収支決算となっている本町の現在の財政状況では、中学校の校舎の新規整備は極めて厳しいと認識しております。まず、基金を減らさない財政の運営を目指す中でその他の教育施設の再編を含め慎重に検討していく考えです。

4点目の農業振興及び観光振興の課題と今後の進め方につきましては、農業振興の課題

については深刻な後継者、担い手不足に対応を求める声が多く、担い手育成センターの機能強化や関係機関などとの連携により担い手を育成、確保する取り組みを強化するとともに、国、道、関係機関と連携し、農業基盤整備や経営基盤安定に向けた取り組みを強化する考えです。観光振興の課題については、既存の地元観光事業者の経営基盤の安定が必要であり、平成 28 年に策定した昭和新山地区観光活性化基礎調査などに基づく取り組みが必要と考えます。また、立地を予定している企業等との調整を図るとともに、世界的にもすばらしい景観を保全し、生かしていく取り組みを検討してまいるとともに、昭和新山国際雪合戦や奥洞爺ブランド、シードル、ワインづくり、さらには道の駅での販売機能を強化し、経済効果と産業連携を支援し、多くの来遊者が集い、にぎわう地域をつくっていく考えです。

以上、ご質問に沿って財政の健全化、教育環境整備、農業と観光の振興に向けた課題と取り組みについてご説明を申し上げました。本年度は、第 5 次まちづくり総合計画を策定する所存であり、年度内に 10 年後のビジョンを示すなど取り組むこととしております。町民の皆様の期待と負託に応えるため具体的で効果的な施策を着実に実行し、「明るく元気なまち、そうべつ」を実現してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） それでは、再質問を進めさせていただきます。

町長が強く主張している財政の健全化、考え方を中心にお聞きしていきたいと思います。まず、1 点目の財政状況が悪化した要因と財政健全化に向けた具体策についてですが、この中では答弁では 28 年度から 30 年度までの基金取り崩しについて述べられておりました。ただ、取り崩された基金にもいろいろあると思うのですが、これは基金全体を指しているのか、その基金の内容について具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

これは、基金全体の金額であります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） これ当然基金の中には通常の認識として財政調整基金があって、それと減債基金があって、それと特定目的基金、これが我々一般的な基金という認識ではありません。そのほかに町の貯金的な考え方でいけば備荒資金もあるでしょうし、介護保険基金だとか国保基金、これらがあるわけで、これは特別会計基金ということ、いろんな種類はあるのですが、基金取り崩しの説明で町長が示された数字ではこの備荒資金、特別会計の基金が入っているということです。基金合計の数字が膨らみ過ぎて、非常にどの部分が問題があるのかということがわかりづらくなっているのかなと思っております。特に特別会計の基金でございましたら、単純に事務事業の執行管理だけで解決できる性質のも

のではないと思いますが、この部分を含んだことによる何か特別な意味があったのかお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 基金全体として捉えたことに特別な理由があったかという質問だったと思いますが、この壮警町の財政状況を調べるに当たりまして、私は近隣の他の自治体との比較をまずするに当たって、市町村の基金のあり方というか、決算の状況には総務省がホームページで公開している基金というか、決算カードなるものがございます。それにより、その決算カードに基づいて、同じ比較により対比ができるようにという思いであって、そうしたことから全体の額を壮警町の指標として考えていたところでありまして、特に全体として、把握するための数字として必要な数字として全体を使ったということでありまして、他の自治体との比較をするに当たっての比較検討のためにそのようなことを採用したということでご理解をいただければと思っております。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それで、ちょっと個々の部分に入っていくと思うのですが、基金の残高というのは正式に言うともまだ30年度末というのは正式に出てきていないと思うのですが、財政調整基金は30年度末で幾ら残っているかということの、基金の取り崩し額については28年、29年という部分、説明は30年度もありましたが、この部分については、私も調べた中でその部分については了解いたしますが、その間における地方債の償還額は幾らになっているかを説明願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 地方債の相関について私のほうからご答弁を申し上げまして、財政調整基金については担当参事のほうからご答弁申し上げたいと思っておりますが、私基金の各市、町並びに、近隣の市、町並びに壮警町の比較をするに当たって、近隣の市、町の起債、公債費の残額というものについても調査をしております。それで、平成22年度と28年度の比較では、壮警町については私の調査の中ではこの間12億8,000万円ほど起債、公債の金額を減らしていくというふうには認識をしております。なお、近隣の市、町においても、例えば洞爺湖町では22年度と28年度を比較した場合に同期間に35億円、白老町については53億円、そして伊達市については26億円の起債、全会計の公債費を減らしているということもあって、壮警町も減らしておりますけれども、他の自治体においても壮警町以上に金額ベースだけで見ると減らしている実態があるということでもあります。

あと、財政調整基金については担当の参事のほうから数字の答弁させていただきます。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課参事。

○総務課参事（上名正樹君） それでは、私のほうからは財政調整基金の平成30年度末の残高ということでお答えしたいと思いますけれども、まだ最終的な確定はしておりませんが、今の時点で平成30年度末の財政調整基金は3億9,075万5,000円ほどとなる予定となっております、29年度との比較で5,500万ほど減る見込みであります。



以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 財政調整基金というのは、行財政運営の調整機能を持っているものだと私は認識しております。幾ら有利な財源確保に向けての事業を実施すれば町の持ち出し分が発生しているわけで、基金が減になってくるだろう。何も事業実施しなければ増になってくると思うのですが、認識はこのような形でよろしいでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 全く事業をしないということが財政の健全化に結びつくかという、必ずしもそうではないのではないかなと思っておりまして、事業によっては交付金並びに一定割合の補助金、交付金、そしてそれ以外に単独財源の部分では……単独財源ではなくて、議員よくご承知のとおり過疎債など有利な起債があるわけでありまして、起債の金額の70%が交付税で措置されるということもあり、適正規模で一定の事業をこうした有利な財源を確保を図りながら必要な事業を行っていくことは財政運営上必要なことではないかなと私は認識をしており、必ずしも仕事を、事業をしないということが財政健全化に結びついていくことではないのではないかと、このように認識しております。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 決して私事業しないで基金をふやせということを行っているわけではなくて、最終的にこの後出てくるわけなのですが、事業を実施するためには基金減があっても仕方がないという、そういうスタンスでございます。念のため。

実は、これ町長が選挙戦の中の討議資料の中でかなりインパクトのあった部分で、基金残高の比較をしております。これが22年度と29年度、22年から29年度という形で比較しておるのですが、実際執行方針や本日の答弁の中では28年度から30年度までの数字で説明した。この部分、単純に22年から29年というのは他市町村の基金残高なんかの状態を比べていったときにそれが果たして本当に同じベースで比較できるのだろうかという疑問を持ったものでございます。特に平成21年から22年にかけて減債基金が積み増しされております。ですから、金額が極端にふえていっているわけなのです。ですから、その中、もともと基金というのは使うために積んでいるわけで、ためるために積んでいるわけではないのです。ですから、当然目的があって積んでいるということなのですが、この21年度に減債基金が積み増しされたときの財源といいますか、原資の内訳がわかればお示し願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課参事。

○総務課参事（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、平成21年度末で減債基金790万ほどだったものが22年度に積み増ししまして、22年度末で1億3,400万ほどになっておりまして、これの原資ということですが、こちらにつきましては平成22年度の当初予算で減債基金の積立金として7,900万円ほど当初予算に計上してございました。その後、普通交付税ですとか特別交付

税もろもろの歳入が固まって、最終的に執行残とかの整理をしまして、さらに余剰金が出て、財調からの繰り入れもせず済んだことで、その余剰金部分をプラスして1億2,000万ちょっと積んだというのが、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 21年度から22年度にかけてかなりな金額積み増しされていると。ただ、この減債基金というのはそもそも償還に充てる目的で積んでいるわけですから、これがだんだん、だんだん減っていても全然不思議はないだろうと。さらには、町長、何かしら町の貯金がなくなる、要するに基金が減ることが何か私のイメージからいくと悪だと言っているように聞こえるわけなのです。ですから、本当にそうなのだろうか。先ほども触れましたけれども、30年度予算の執行成果というのは示されていないのですけれども、毎年監査委員からは決算に基づく財政健全化審査意見書、これが示されております。町長はこの監査委員から出される審査意見書に問題があるという認識をお持ちなのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 監査委員の意見書に問題があるかないかについては問題はないと。このように各年度監査をしていただいているものですから、そのように認識をいたしているところであります。ただ、全体の壮警町の備荒資金を入れてでもありますけれども、基金の残高が20億を下回っているということと財政調整基金も含めて毎年基金、財調を取り崩さなければ決算ができないような状況になっているということはやはり僕は見ることができないことではないかな。まして今現在大きな基盤整備が行われていない、こういう中で基金が減っていくことについてはやはり僕は問題意識を持ったほうがいいのではないかと、このように討議資料等を作成し、皆さんに問いかけて、訴えたところでもあります。平成16年、17年にかけて合併の協議をした中で近隣の2つの村が合併協議、合併の選択を行ったところです。そのときに近隣の2つの村が最後の決算、たしか平成16年度だったと思いますけれども、全会計の基金の残高が10億円であった。このような合併協議を担当した人間として、そういう状況に非常に近くなっているのではないかと、このような意識を私自身は持っており、これは議論があるところだと思います。財政指標については、毎年監査委員並びに9月の定例会で報告もされます将来指標ですとか公債費比率、4つの指標がありますけれども、それにはあらわれてこないものではありますが、今後毎年毎年基金全体の金額として億単位の金額が決算収支、黒字を保つために必要であるという状況については、そういう状況が2年、3年続いているということはやはり見過ごすことができないのではないかと、このような課題認識を持っていたところであり、それはいまだに変わっていないところであります。こうしたことを、財政運営非常に難しいところもあって、さまざまな議論はあると思っておりますけれども、過去の自治体経営を行ってきたさまざまな近隣の町の状況ですとか、そうしたことをかいま見

ながら、今後壮瞥町が持続可能なまちづくりを行っていくためにどういうありようがいいのかということをしかりここの、この場で、この年度で見きわめていくべきではないかと、このように思っているところでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 要は基金の目的だと思うのですが、基金というのは、例えば特定の基金といいますと、うちの場合で非常に減る率の高いのは国鉄代替基金ですか。さらに、国際交流基金、これよそとの比較はなかなか難しい部分たしかあるはずなのです。要はルール分で出さなければならぬ部分がある、例えば国際交流基金ですと22年から29年で1億1,000万減っていつているわけです。それと、国鉄分についても9,400万、これがかなり一番ウエートを占めているという部分があると思うのです。町長の考え方の中に基金残高、要は貯金が多い町村は、これは一概に言えないと思うのですが、財政状況がよい町村だというお考えお持ちなのかどうか確認したいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 一定規模の財政の運営をするに当たっては一定規模の基金をやはり持っているべきであろうということで、基金が多い町の財政については、それはここ1年の話ではなくて、過去からの積み重ねでありますので、経営努力をされてきた、そういうあかしなのではないかなというふうに私は思っております。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） そういうことであれば、例えば先ほど言った21年度から22年度に基金積み増しがあったわけですよ。そうすると、この基金のほとんどの使用目的というのは減債基金に充てているはずですから、だとすればそんな基金であってもこれは財政状況がいいという判断になるわけですか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 1年1年を見るのではなくて、やっぱりここ10年とか、そういうスパンで物を見ていくべきなのではないかなというふうに思っているところでもあります。それと、部内、役場の中におりますと予算の査定を毎年毎年厳しく行っている中ではあるわけなのですが、そうした予算査定、予算執行の厳しい背景にあるものについてやはり僕は考えなければならない点がたくさんあるのではないかなということも痛切に思っているところでもあります。1年、2年のことではなくて、長期的な視点に立って物事は判断していくべきではないかなと、このように思っております。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 余り選挙のときの話を蒸し返すつもりはないのですが、町長が22年度から29年度の基金残高を比較して、非常に状況が悪いところでそれをかなり強調されていたわけですね。ですから、確かに長いスパンで当然考えるべきだと思うし、そ

のことはでもイメージとしては何かあたかも前の担当町長が悪いことしたようなイメージが植えつけられたのではないのかなという、私はそういう感覚持っております。他の町村で基金残高が増加しているということであれば、それで財政状況が非常にいいということであれば、そういう町村に出向いていかれて、その事例の研究、どこに原因があったのかという、そういう事例の研究も当然必要なのかなと思うのですが、考え方はどうでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 選挙戦を通じて訴えたのは、こうした財政状況に今壮警町はなっている中で、同じ期間を比較した場合に近隣の自治体の多くは基金を取り崩さなくても決算ができていて、こういう事実を町民の皆さんに知っていただきたいということで、イメージ云々の話もありましたけれども、持続可能な壮警町をつくっていくために必要なこととして課題認識を持っていただくために私は訴えてきたつもりであります。それと、近隣市町に出向きというか、研修というか、情報収集をし、分析してはということにつきましては、これから取り組んでいきたいと思っておりますし、首長の間ではそういったやりとりは、若干ではありますけれども、させていただいているところであり、今後もそのようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 本町においては当然基金が減っている、これも私理解しますし、財政も硬直化しているということも理解はしております。ただ、何で財政が硬直化している原因、状態になっているかという部分、これについて考えたときに何か特別な要因が過去にあったのかなということが思われてなりません。というのは、多分20年以前だと思うのですが、非常に大規模な事業が行われているわけです。ですから、それらの起債の返還等が今になって影響が来ているのではないかなという思いがあるのですが、その辺についての見解があればお示し願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 恐らく平成17年度以降に合併協議が終わった後に滝之町区を中心に推進されましたまちづくり交付金事業のことをお話し、ご指摘されているのかなと、このように思っているところでありますが、確かに事業総額ではたしか二十数億円だったと思いますけれども、そういう事業を17年度から21年度、もしくは22年度まで推進したということであると思っております。それに伴う起債の償還というのが平成23年度、24年度、たしかピークを迎えていたということもあろうかと思っております。そうした背景がある、影響がゼロであったかということについては必ずしもそうではないと、ゼロではなかったとは言えない、ゼロであるとは言えないと、このように認識をしているところではありますけれども、その当時収支決算を見ますと交付税がふえていたということもあり、それは多分交付税は国レベルでは微減の傾向にあったものですが、そうした事業の

償還に対する一定割合が交付税で戻ってきていることもあって、交付税が堅調に 25 年度ぐらいまではふえていたということもあり、そうしたことから、この年度、25 年、26 年度ぐらいまでは基金を取り崩さなくても収支決算が合っていたと、このように私は認識をしているところであります。ですから、過去 17 年から 21 年、22 年に行った事業が財政圧迫の要因かという、全く影響はないとは言えないと思いますが、それが現在の状況の大きな要因ではないのではないかなど、このように私は認識をしております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） これ見解の差だと思いますので、そこで議論しても始まらない。それは、町長はそういうお考え、私はほかにも要因あるだろうという考え方を持っているということでございます。

それで、町長の所信の表明ですとか今回の答弁の中でも触れておられるのですが、財政状況悪化の要因について振興局による分析と助言を仰ぐということを申し入れていると。それは、必要性はどこにあるのかということです。これ、先ほども言ったように、近隣事例の研究もいいでしょうし、内部的にも、内部的な分析でも十分でないのかなということが私の思いとしてはあります。それで、これ振興局、昔でいえば胆振支庁ですけれども、最近の胆振支庁と町村の間というのは非常に遠くなっているというのが私の感じとしてあります。というのは、私どもは職員時代というのは胆振支庁が指導的立場を担っていたいて、いろいろアドバイス、助言をいただいた記憶はあるのです。ただ、昨今の自治法の改正ということになるのでしょうか。地方自治体は、地域の実情を踏まえておのおのの責任と判断で財政運営を行うと、そういうことになっているのです。そもそも助言を仰ぐなんていう話であれば、町長の認識として壮警町が財政健全化団体に準じる団体として、そういう状況になっているという認識を持っているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 振興局との関係についてのご質問だったと思いますが、まず振興局の皆さんもさまざまな財源を配分する権限をお持ちの方々でございますので、こうした方々に壮警町の財政の状況を理解していただくということは、これは十分必要なことだというふうに僕は思っていて、町長に就任してから挨拶回りですとか、お会いする機会を得て、壮警町の財政の状況についてお話し、基金の状況ですとか、それらをお話ししたところ、やはり壮警町の財政状況がここまで基金減の状態になっているということについては認識もなく、今後さまざまな財源の措置について助言をいただくですとか、アドバイスをいただくことは僕は大切なことだというふうに思っており、このような行動をとっているということをご理解いただければというふうに思っております。

それと、あと 1 つは何でしたっけ。

〔発言する者あり〕

○町長（田鍋敏也君） まだ財政健全化団体に準じたような状況になっているかという認識については、そこまでは至っていないというふうに思っているところでありますけれども、行革に取り組みながらもまだ収支、目的基金のルール分も取り崩しはあるということ踏まえながらも財政の、財調を取り崩さなくても決算ができる状態にはなっていないということについては、やはり今この状態のときにしっかりした取り組みをしていかなければいけないのではないかという認識を持っているということでご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 振興局が壮瞥の実態に改めて驚いたということのようですねけれども、これはたまたま討議資料が、先ほども言ったように、22年度から29年度というルール分の取り崩しも含めて非常に大きく減っている実態を見せて、状況はこんなに減ったのですよと、よそと比較してこうなのですよということだったので、多分そういう認識をお持ちになったと。だから、基金の内容それぞれ精査すればそんなに……財政は確かに硬直化していると、これは理解はできるのですけれども、今危機的な状況になっているのかというところについてはなっていないという、私はあと何年か先に展望開けてくるのかなという思いを持っております。町長、歳入財源の安定確保に向けて有利な財源の確保、それからふるさと納税の推進と町有林財産の活用を進めるということですが、ふるさと納税については理解するのですが、町有林財産という部分、この部分については具体的にどういうふうに進めるのか。今までも歴代の町長やら各セクションの担当職員は常に有利な財源確保を情報収集も含めてやってきたと思うのですが、さらにこれ以上どういう手だてで確保するという、確保しなさいということ部下に指示するのかと。さらに、この町有林財産の活用という言い方されましたけれども、まず活用を予定している町有林の具体的な場所と採算性の問題というのは、私これまで聞いた情報によりますと、単純に町有林、木材が売れるから採算がとれるということではなくて、木材を出すまでにそれなりの準備行為があって、実質は手元に残る金額は幾らでもない実態があるのだということも聞いているのです。もし町有林がばんばんと右から左に売れて、それだけで済むのであれば売った分だけもうけということなのでしょうけれども、当然売るまでに経費がかかっていく部分と売った後には、今ですから、植林といいますか、造林作業も出てくるとは思うのですが、その辺についての問題点というのはないのか、その辺についてを確認したいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） まず、財政運営の関係で関係機関と協議を進めながらということについては、有利な財源確保のためにいろんな助言をいただくための環境整備ということもあるということで、繰り返しになりますけれども、ご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

それと、歳入の確保については、やはりこれまでもやってきていることは十分承知をし

ながらも活用できる財産を活用していくという、そういう観点から町有林の財産の活用について今担当に調査をしてもらっているところでもあります。それらも含めて検討している状況であるということをご理解をいただければと思っておりますし、私自身まだ町有林の実態把握をしておりませんが、必要であれば現状についてご質問の趣旨にかなう答弁については担当のほうからいたさせたいというふうに思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） 森議員のご質問にご答弁申し上げます。

町有林の経済的活用につきましては、議員のおっしゃるとおりこれまでのやり方、国の有利な財源等を活用いたしましてもやはりその後のいろんな環境整備ですとか植林も含め、下草刈り、間伐などを進めていくとなかなか大きな収入源ということにはならないということは認識しております。ただ、近年国の森林に関する政策の方向もいろいろと変わってきておまして、今例えば森林整備公社などでより町有林等の環境整備について実入りが多くなるようなやり方というのも出てきておまして、近隣の町で実際にそういう取り組みを展開しているという部分もございます。ただ、こちらにつきましては今調査を進めているところでもありますので、具体的な数字等はまだお示しできませんが、これからそういった検討を、研究を進めていきたいということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 具体的な部分についてはまだまだ、町長も就任したばかりですので、全て何年先まで見通してきちっと決めろとは言いません。

次に、2点目の、これ多分1点目とはダブってくる部分もあると思うのですが、基金減のない行政計画の課題と具体的進め方でございます。これの歳出削減に向けた具体的な対応ということで伺いますが、答弁のとおり歳出を削減、それと歳入の確保というのは当然そのとおりだと思います。各担当による事務事業の執行管理と事業の評価、検証も当然必要なのだと。ただ、これも従来職員が取り組んできたことであって、これで基金減のない行政経営が実現できると思っております。基金積み立ては、そもそも自治体が計画的に持続可能な財政運営のための財源として積み立てると。ですから、基本的には余裕があって積み立てているものではないと思うのですが、これについての認識はどうでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 1点目で話をいただいた財政の健全化に向けての取り組みについては取りついたらばかりでありますので、これからは議員の皆さん、町民の皆さんと必要な情報共有と考え方を整理させていただいて取り進めていきたいというふうに思っております。またこうした質疑をよろしくお願ひできればというふうに思っております。

そこで、財政、基金の積み立てについての考え方についてのご質問だったと思いますが、これは当町の場合はケース・バイ・ケースで、余剰金というか、会計の繰越金が出た場合に一定割合を積むということに、今まではそのような形で運用してきたのではないかなと、

このように思っております、目的を持って繰り越したものについては積んだこともあり  
ますし、このような取り扱いであったのではないかと、このように思っているところで  
あります。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 基金積み立ての考え方の中に、これたしか平成29年ごろの国の議  
論があったと思うのです。というのは、地方自治体の基金残高がふえるということはその  
財源の一部を国も負担しているのだと。ですから、そのことに関して地方交付税の見直し  
が必要だろうという議論があったと思うのですが、これ実質はそこまでなっていないのだ  
なとは思いますが、そういうことの心配というのではないのかどうか、認識はいかが  
でしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 恐らく5月の23日ごろだったと思いますが、報道の資料で財務省  
が平成29年度、全国の自治体の基金残高が過去最高の22兆円に達したと、こういうコメ  
ントを発表していたのだと思います。それによって交付税の削減というものに結びついて  
いくのが、こういう場で言っているかわかりませんが、通常は今までの財務省の方  
針になっていくのかな、このように認識をしており、そのような意味においては地方交付  
税の推移、これからの推計というのは非常に厳しいというふうに認識をしております。ま  
た、29年度、基金の残高が地方において22兆円で最高額に達したという中で基金を取り  
崩さなければならないような決算状況になっているということを裏返して考えてみますと、  
先ほどの議論に戻ってしまいますけれども、やはり壮瞥町の財政というのはもう少し見直  
さなければいけないのではないかなということにつながっていくのではないかなと私は思  
っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） これ多分いつまでたってもその部分については多少押し問答が  
あるのだと思うのですが、基金について、要は目的基金の場合、どうしたってルール分  
で取り崩しをしなければならない部分があるわけです。ですから、言わせてもらえば基金  
減のない財政運営というのはあり得ないだろうと。当然目的を持って基金積み立てをして  
いるわけですから、例えば、先ほど言ったように、国際交流基金ですとか国鉄基金だとか  
というのは、当然ルール上取り崩しをしなければならないと。だけれども、町長が討議資  
料の中、もしくは今回の答弁の中でも言っているのはそれらのルール分も含めて一緒くた  
にして基金減のないという言い方しているわけです。ですから、それは現実的にはあり得  
ないだろうと。当然基金、貯金ですから、だけれども留保財源を持てばいいのではなくて、  
自治体であってもその基金を生かして、その地域、地域の振興、発展に使う、そのために  
基金を持っているわけですから、余り声高に基金減のない行政経営ができるというのは私  
にすれば非常な違和感を持って聞こえるわけです。その辺の認識についてお伺いしたいと



思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 町職員として長年勤務経験をされた先輩の森副議長のお話でありますので、大変重く拝聴させていただいたところでもあります。ほかの自治体についても、近隣ではありますけれども、同じように目的基金を持ちながら、トータルで見るとその基金を減らしながらも一方で財調ですとか、トータルの基金の中では減らしていない経営が現に行われている実態があるということを踏まえて、やはり僕は目標にそれをしていきたいと、そういう思いでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 目的基金といいますか、目的基金の中でも要はよその町村でやっていない取り組み、極端に言えば国際交流基金です。フィンランド派遣で、これはもともとの発想は基金を積んだときにその運営、運用利息で事業やっていくということがあったはずなのですが、現実的には金利がぐんと下がってしまって、なかなか思うようにいかなくて、実質的には元金に手をつけていっていると。ただ、これは継続すればするほど間違いなく年間で1,000万以上も支出が発生するわけですし、これは実際よその町村で取り崩さないといっても、うちはこういうよそにない事業やっているわけですから、当然減るのは当たり前という。ですから、22年から29年の比較にしたって1億を超える基金減を起こしているという、そういう実態があるのではないかなと思うわけです。その部分については、町長が実際かじを取って、財政の部分についても目を光らせていたときに現実に見詰める日が来るのではないかと思いますので、それはそういう現実的な現場というのをじっくり見ていただきたいと思います。

次に、財源の収支改善の取り組みを通して令和2年度末の収支バランス均衡を目標に取り組むということでおっしゃってございましたけれども、その際に財政調整基金を活用しないで収支バランスの調整は可能だと思われませんか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 先ほど来答弁させていただいているとおりでございます、それを達成していかなければならないというふうに思っているところであります、そのためには、今までも行っていたというふうに認識していただいておりますけれども、事務事業の見直しを1本1本丁寧に行うということですか、評価をきちっとするという作業を通して新たな仕組みを構築する中で歳出の削減に取り組み、また財源の確保に取り組みながら目標として実現ができるようにしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） わかりました。

それでは次に、3点目の教育環境整備に向けた課題と今後の進め方についてでございます。

すけれども、先ほどの答弁であったように、中学校校舎の整備については基金減の状況から見ても現時点では白紙ということだと思います。これについてはある程度理解しますが、現校舎の状況を見れば、何らかの早急な環境整備は必要でないかと思われるのですが、その辺についての考え方をお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 白紙ということではなくて、今まで議論を、議会の皆さんとの討議をしてきたことをベースにしながらも慎重にもう一度検討する考えであるということでご理解をいただきたいというふうに思っております。また、この件につきましては、平成26年度に久保内中学校と壮警中学校を統合するという意思決定が行われたところであり、28年度をめどに2年間の検討を経て新校舎の建設並びに大規模改修という方法、2つ教育委員会では検討していたところでもあります。大規模改修については、抜本的な教育環境の改善にはつながらないのではという意見もありますけれども、その際にはたしか記憶では総事業費が2億円程度で、ほとんど町の持ち出しがなく財源確保できるというような検討も行っていったところでもあります。そのようなことも含めながら、将来に向かってどのような選択がいいかということ、厳しい財政運営の中でどういう選択をしていくかということ、判断をしていきたいということで考えておりますので、今白紙に戻したということではないということでご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 白紙というのは、ちょっと言い過ぎだったかもしれません。ただ、はっきり言えば財源見通しがなかなかつかない中では白紙に近い状態ではないのかなと思います。確かに今その学校建設のための何か特別な財源が見つかったければそれは対応可能なのかなと。過去にも建設費用を算定したときに2億円程度ですか、その程度でできるという話もあったかもしれませんが、ただその分経済情勢の変化といいますか、資材費のアップですとか人件費のアップとかがあって、なかなかそういうふうになっていかないだろう。ただ、あと建設する場所によっても用地の取得費が発生するだとか、当然学校に着くまでのインフラ整備も必要になってくる。ですから、当初予定外といいますか、想定外の費用が発生してくるだろう。であれば、なかなかそれが現実性を帯びてくるのはまだ先になるのだろうなという思いがあったので、先ほどあんな表現をいたしました。それは検討してもらえばいいことですから、それはそれ以上言いませんけれども、次に答弁の中でおっしゃっていましたが、壮警高校を核とした地域再生も訴えていた、町長は。この壮警高校を核とした地域再生という部分の具体的内容、それとそれに持つていくためのインフラ整備ですとか費用負担というのは発生しないのかどうかお知らせ願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は2時10分といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

壮警高校のインフラ整備について負担が発生しないかという趣旨であったと、このように思っております。壮警高校につきましては、胆振管内唯一の町立の農業高校として今まで皆さんのご理解により、特色ある学校経営により何とか生徒も確保しながらここに至っているわけであり、人づくりの拠点でもあり、また壮警町は農業の町でもあるということもありまして、担い手不足が深刻な農業の課題としてある中で、やはり大切な人づくりの拠点というふうな位置づけは私は変わらないかなと、このように思っているところであります。一方で、ご指摘のとおり昭和37年にメイン校舎が整備され、昭和40年代に多くの校舎が整備されていると。教室は昭和60年代だったと思いますが、そういう状況でインフラというか、校舎自体についてはもう限界に近い状況になって、今まで工夫をしながら使っていただいているというのが現状だというふうに思っております。高校を維持していくためには、インフラの整備をしていくためにはやはりここでも財政状況の改善ということが必要になってくるのかなと、このように思っており、そうした取り組みを行いながら、可能な限り存続をさせていくためにさまざまな努力を高校の中で行っていただき、高校を核とした地方創生につなげていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 現状では費用がないわけですから、何らかの費用が偶然にも生まれればいいのかもかもしれませんけれども、余り期待はできないかなと思っております。

それで、ここはそういうことで理解しましたが、次に現在実施している中学生のフィンランド派遣事業です。この部分については、先ほど何回も引き合いに出しておりますが、国際交流基金の活用ということで対応しております。将来の事業のあり方について基本的には継続という方向性を示されたわけですが、この国際交流基金という目的基金、この基金減のない行政運営をすればどのような形で事業を継続していくのか。要は全体で基金減をしないでやるとすれば、事業を実施するためにほかの基金を積み増しして、トータルではつじつまが合う、要するに基金減がないという表現にはなるのでしょうか、そのような新たな財源の捻出が本当に可能なかどうか、その辺についての考え方をお聞かせ願います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） さまざまな事業を継続、そして新たな施策を展開するためには財政の状況を基金減のないような状況にしていくということは大切だというふうに思っておりまして、今おっしゃったように、目的基金でルール分として、胆振線代替バスの基金も

そうすけれども、国際交流基金についてもフィンランド派遣に充当を今させていただきます状況であります、トータルの中で基金減のないような財政運営をやはり僕は目指していきたいと、このようなことで目標として掲げさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。また、フィンランド派遣につきましては、教育委員会での考え方の整理というものも必要であろうと思っておりますが、これはやはり地方と議会、議員の皆様と判断すべき、財源的なことが非常に大きい課題でもありますので、近々今後の事業のあり方、見直しのあり方については議員の皆様と相談をさせていただきたいと、このように思っておりますので、その旨もご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 今後に向けては前向きな具体的対応といえますか、そういう部分を期待しております。

それで、4点目に移ります。農業振興及び観光振興の課題と今後の進め方。先ほど後継者や担い手対策として担い手育成センターについての議論がされておりましたので、これは同僚議員が触れておられて、その部分についてのやりとりがあったので、深くは触れませんが、確認、先ほどのやりとりの中でセンター、実質的な施設の検討といえますか、そういう実習、要は実習施設なるものの検討をされているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 先ほどのご答弁でも若干触れさせていただきましたが、具体的には施設の整備については今念頭にあるところではなくて、まずセンターというものの機能を窓口をしっかりとつくっていききたいというのが第一義的に考えているところです。先ほど加藤議員さんのほうからありましたむかわ町の例、豊浦町でも最近取り組まれているというふうに承知しておりますが、そういった施設の整備が必要なのかどうかというのはその検討の中で検討していきたいというふうに思っていて、現段階ではそこまではまだ取り組むかどうかについては考えていないというか、具体的には持っていないというのが現状であります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。

それで、これ1点目、2点目で確かに議論されているのですけれども、財政健全化に向けた取り組み、それで必要になってくるのは基本的な対応とすれば例えば赤字事業の整理ですとか、不要な施設の整理が必要になってくると思うわけです。その中で、これ私かなり前から質疑を繰り返しているのですが、農業振興策として町で運営されている堆肥センター運営、堆肥センター事業、これについての方向性といえますか、考え方についてお聞

かせ願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

堆肥センターにつきましては、さまざまな課題で対応して、原料の町外搬入による資源の地域内循環の理念というか、公益性の問題ですとか、そのような問題もあるというふう  
に承知しております。その一方で、現場の努力によりまして品質の向上、町の財源投入の  
減少、平成30年度はまだ皆さんに報告させていただいていませんが、この前リサイクルセ  
ンターシステムの総会を行ったときの資料で見ますと約1,130万円程度であったと、この  
ように、決算前の数字ですけれども、なってなど一定の成果は上げていると私なりに認識  
はしております。これまでの経緯と客観的な数値を評価して、農業者の皆さんと意見交換  
し、また議会の皆さんとの意見交換をし、財政健全化とともに農業振興の観点から将来を  
展望しながら方向性を見出していきたい、今日の段階ではこのような答弁になるのかなと  
いうふうに思っているところでありまして、十分検討しながら、でもいつまでも方向性を  
示さないということにはならないと思っております、可能であれば3年以内ぐらいに検  
討していきたい、方向性を出していきたいと、このように現段階では思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 確認ですけれども、売り上げが1,000万あったということでは  
うか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 申しわけありません。ちょっと答弁がきちっとしていなかったか  
もしれません。町の財政支出というか、運営に対しての財政支出が1,130万円であったと  
いうことで、申しわけありません。速報の数値としてお取り扱いいただければと思ってお  
ります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。これ3年以内に検討して方向性を出していく  
ということですから、それはそれで了解いたしました。

次に、観光振興についての考え方です。これについて、先ほどの答弁で昭和新山地区の  
活性化策について何らかの形で取り組んでいくということをおっしゃっておられたと思  
います。これは、まずぜひ早急な取り組みをお願いしたいと思います。

それと、これは前町長が途中まで進めていたことだと思うのですが、町内に進出予定の  
ホテル事業者、この調整も早急に進めないと、何か現場のほうといいますか、現場はまだ  
さっぱり動いていない。多分用地的な整理が始まっているのかなとは思いますが、早い  
時期に営業が再開されるといいですか、開始されることを望みたいと思うのですが、これ  
についての具体的な時期の見通しがわかればお教え願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 観光振興についてのご質問にご答弁申し上げます。

昭和新山地区の活性化に向けた取り組みについては、今までも取り組み、さまざまな構想が練られて、基本的な考え方が整理されておりますが、やはり利害関係の調整ですとかなかなか難しい面があったというふうに私なりに認識をしているところであります。昭和新山地区につきましては、それ以外にもそうですけれども、昭和新山地区については壮瞥町の観光の拠点ということで、商店の皆さんが元気に少しでもなるように組織、担当者をしっかりつけて、まず地域の皆さんと話し合いを進める体制を整えて、そしてやっぱりここでも財政が出てくると思いますが、何らかの手だてをするに当たっては財政的な手だても考えながら、環境省ですとか関係機関の協力を得ながら進めていける、そういう体制を早急に整えていきたいと、このように思っているところであります。

また、2つといたしますか、新たに進出を予定している企業については、いつごろになるかは後ほど担当のほうから答弁させていただきたいというふうに思っております。私も就任間もないということもあって、2つの事業者さんとはまだ公式にはお会いしていないという状況でありますので、後刻その部分は答弁させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時26分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 申しわけありません。具体的なスケジュールについてでございますけれども、行政報告をさせていただいた小葉さんという企業のほう、宿泊施設につきましては本年9月、秋口から着手予定ということで、2年後の完成を目指しているということで承知をしております。もう一社あるのですけれども、そちらについては具体的な行程についてはまだ役所として承知をしていないということでもあります。大切な企業さんでございますので、私も早いうちに接触、お会いする機会を設けて、早急に誘致というか、立地していただくように環境整えていきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） その件に関しては了解しました。

次に、弁景のスキー場に関してちょっとお聞きしたいのですが、これなくすですとか廃止するということではない活用を検討しているということだったと思うのですが、問題は、これまでもいろいろ現場見ても問題点として浮かび上がるのは大規模改修が発生したとき主要な機械部分といたしますか、その部分をどういうふうに、どうするのだという部分であ

そのスキー場というのは廃止するだとかという議論につながってきているのかなと私は理解しているのですが、この辺について大規模改修が発生することが予想された場合にそれでも前向きにといいますか、そういうことを考えておられるのか、もしくはただ単にスキー場でなくて、あそこにある施設、バンガローではないし、クラブハウスか。ロッジというのですか、そういう部分の活用というか、そういう部分で考えておられるのか、その辺についての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

スキー場についての将来についてのご質問でありますけれども、現段階においては大規模改修についてはまだ2年後、3年後ということではないようなふうに承知をしているところであり、極力ある、既存の施設についてを活用して集客を図り、外貨を獲得していくと、このようにして管理者さんと協議をして進めていくべきかなと、このような認識であります。ただ、大規模改修については、そのときの財政状況を勘案しなければいけないとも思っておりますし、大規模改修に係る費用と将来的な展望、その時点でよく検討していかなければならないというふうに、このように思っております。従前というか、スキー場を買ったときの考え方については、それについてはやはり踏襲していかなければいけないのかなと、このような認識を持っているところであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） この施設の考え方なのですけれども、先ほどちょっと終わったのですけれども、堆肥センターにしても、このスキー場にしても改修の種類が非常に微妙な部分あって、要は根本的な改修に至る前の細かい、例えばそこで使っている機械の更新ですとか、それを足していったらえらい金額になっていくのです。だから、単年度、単年度では大した、大規模にならないよう、ならないようでいってしまうと、後で気がついてみたらそれがとんでもない金額に膨れ上がっている。これ堆肥センターにも言えることかなと思っております。だから、堆肥センターでいえば、もうそろそろ本体の改修といいますか、大規模な張りかえなんかも当然必要になってくることだと思いますし、スキー場は現状ではといいますけれども、点検して、ロープウエーの部分で、リフトの部分で、例えば事故があったら大変ですから、そういうきちとした定期点検等受けて、その状態によっては大胆な決断も必要になるのかなと思うのですが、その辺についての考え方を。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

堆肥センターとスキー場における大規模改修への対応ということだと思っております。年々の改修についても積み上がればということ、そういうことも十分考えながらいかなければいけないというふうに思っているところであります。大規模改修の内容について、その内容とその時点での将来見込みを、施設の活用ですとか公益性の観点で

すとか、やはり収支の観点をよく検討した上で最終的な判断を皆さんとともにしていくべきなのかなど、このように思っていることで、現状認識にしかありませんけれども、そのようなことで現段階では考えているということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。先のことですから、わからないということだと思います。

農業と観光の振興といいますか、これ本町にとっては今に始まった問題ではなく、非常に難しい問題であると、このように思っております。ただ、問題は行政としてどうかかわり、それとどう進めていくかと。行政でどういう補助といいますか、援助ができるのか。要は行政の役割の部分を実体的に検討していただきたいと。いずれにしても、課題が多い内容ばかりであって、そういうことを町長には期待しているわけなのですが、今後のこれらの町長の対応、奮闘に期待して、これを最後の質問としたいと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

財政問題もそうですけれども、農業と観光という基幹産業の振興、そして子育ての支援、また老後も安心して暮らせる町、これが全てうまくバランスよく施策が展開していくことが必要だというふうに思っております。そうしたことによりまして、人口減少に歯どめをかけて、夢と希望が持てる壮警町がつくられていくのではないかと、このように思って、これから一生懸命頑張ってまいりたいと思っておりますので、議員の皆さんにもご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（長内伸一君） 次に、3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 質問事項は、選挙公約実現に向けてのプロセスをどのように考え、取り組む考えか。

4年ごとに町民の皆さんの信任をいただく統一選挙が4月21日に挙行され、教育長を辞して立候補した田鍋敏也さんが当選され、新しい壮警町の行政推進の責任者として町政がスタートしました。この結果には町民の皆さんの大きな期待感のあらわれと理解する一人でもあります。町民の皆さんは、これから4年間どのような考え、方針で町政を推進するのか、町長の所信表明を心待ちにしていたのではないのでしょうか。今回招集の令和元年第2回定例会での所信表明は、これからのまちづくりの方向性を示されるので、期待しているものと思われまます。これからのまちづくりの方向性については、選挙運動時に田鍋候補が討議資料として配布した中でのみの承知ではありますが、この討議資料に掲げた公約実現に向けてのプロセス、過程をどのように考えているか。まだ就任後1カ月余りしかたっておりませんが、これからの取り組みについての考え方について伺いたいと思えます。

1番目、討議資料の中で公約として掲げた選挙公約とその公約を掲げるに至った背景は



何かについて伺います。

2点目、町財政は年々厳しさを増す中、2019年度予算編成方針について3月招集の第1回定例会で前任者は次のように述べております。改選期であることを考慮すると、一般的には骨格予算編成を進めることが基本であるが、経常的な経費の増大等により財政的な余裕がないため、通常の予算編成と述べ、2019年度の予算が議決されております。このような厳しい町財政の中でありましたが、掲げた公約実現のために2019年度中にこれだけはぜひ取り組みたいと考えているものがあれば、何かについて伺いたいと思います。

3点目、討議資料の中で2019年度財政健全化のビジョンを示すとありますが、このビジョンを2019年度の何月ころまでに示す考えかについて伺います。

4点目、厳しい財政状況の中で住んでよかったと実感できるまちづくりのためには、行政と町民の皆さんがお互いに知恵を出し合い、一丸となって協働のまちづくりの推進が必要と考えます。町長としてこれからのまちづくりを進めていく上で町民の皆さんに望みたいもの、またまちづくりの先頭になり働く職員の皆さんに望みたいことがあれば、それは何かについて伺いたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 3番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の掲げた選挙公約と公約を掲げるに至った背景については、町政懇談会や対話と懇談の中で町が縮むだけで活気がない、将来展望が示されないなど町の将来を悲観する声を多数聞いたところですが、町の財政については、管内の他の市町の多くが基金を増加させている中で、壮警町は毎年基金を減らしているという現状を皆様にお知らせし、ともに考えるべきと認識し、これらを討議資料に掲載したところです。町の行財政の現状を踏まえ、私自身の原案をもとに対話やミニ懇談を通していただいた役場への期待、施策のアイデアを参考に公約をつくり上げましたが、どれもこれからの壮警町にとって必要とされるものと認識しております。

2点目の通常の予算編成で厳しい町財政の中、2019年度中に取り組みものについてですが、まず本年度取り組まなければならないのは基金減のない財政運営に向けた対策です。第5次行政改革の推進に加え、事務事業の評価に基づく見直しと財源確保の取り組みを通して2年後の令和2年度末の収支バランス均衡を目標に取り組んでまいり所存です。また、第5次まちづくり総合計画を年度内の策定に向け取り組むとともに、課題を解決し、まちづくりを着実に推進するため組織機構の見直しも行うこととしております。情報公開と職員研修の充実や窓口業務のワンストップ化などにより、町民の皆様にかかれた信頼される役場づくりに取り組む所存です。こうした取り組みに加え、予算措置が伴うものとしては職員研修の充実、農業振興策として土づくりや有害鳥獣対策など最低限のものを予算計上し、提案しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

3点目の財政健全化のビジョンをいつごろ示すのかについては、第5次の総合計画の策

定にあわせ検討を進める考えであり、本年度内に示す考えです。

4点目の協働のまちづくりの観点で町民の皆さんとまちづくりの先頭になり働く職員の皆さんに望みたいことについてですが、壮瞥町は人口2,500人の町ですが、火山と共生し、雪合戦を発案、継承している町民の皆様の知恵と力がある町です。地域づくり事業への参加意識が高く、他の範となる活動を実践していると認識しております。また、町職員についても勤勉で、志高く、責任感を持って日々の職務に精励しており、これからも町民の皆様とともに協働のまちづくりを目指し、主体的な姿勢での参加を期待したいと考えております。

以上、質問の項目に沿ってご答弁申し上げます。町民の皆様の期待と負託に応えるため、これまでの経験を最大限生かし、「明るく元気なまち、そうべつ」を実現するため必要な施策と事業を計画的に着実に遂行してまいり所存ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます、ご答弁いたします。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今通告しました事項について答弁いただきましたので、理解を深める上でさらに質問を続けたいと思います。

これからの町政推進の責任者としての現段階での考えでよろしいです。また、町政の推進についての基本的な考えについて、以下質問いたします。

選挙期間中は候補者としての考え方、地域懇談会や対話、懇談の中での町民の皆さんの声を参考にまちの行財政の現状に対する候補者自身の考えを取りまとめたとの答弁でした。そこで、統一選挙後最初の第2回定例会で町長としての所信表明がありましたので、通告質問とこの所信表明とあわせながら質問を続けさせていただきたいと思います。討議資料の中、また午前中に行われました所信表明の中でも町政の基本姿勢として示された中に公正で公平な町政を掲げていますが、このことについてその内容、意味することにももう少し具体的にお話をいただければと思います。ただこれだけでは、私自身もそうですけれども、町民の皆さんがどう理解すればいいのかということをやはり明確に町長の口からこんなこと考えているのですよということをお話を最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

このことにつきましては、近年の町政運営については将来展望が示されないという不安や悲観的な声を私自身、先ほども答弁いたしましたとおり、聞いていたところであります。教育長の職を辞した後多くの町民の皆様と懇談、対話をして、その中から公正、公平で開かれた町政を公約として掲げさせていただきました。この背景には、人口2,500人と大変少ない、少人数の町ではありますが、町民に等しく向き合っている行政ではないのではないか、これは町民の意見です。町民の皆さんの意見であります。情報開示がなされていないのではないかなどという声を多数聞いたところでもあります。町民の皆様一人一人に向き合う町政を目指すという、こういうことを基本姿勢として掲げさせていただいた

と、このようにご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） この基本姿勢の第1点目については今の答弁、それで私は理解いたします。やはり情報開示というような言葉もありましたけれども、町民の皆さんに今町はどのような方向に向かっているのだというようなものをぜひきちっと示していただきたいな、そんな気がしてなりません。

次に、討議資料にも示され、また公約の中にもありますけれども、農業と観光の町で元気なまちづくりという言葉も掲げております。きょうの所信表明の中でも農業と観光が元気なまちづくりという言葉も述べられておりますけれども、皆さんご承知のように町民憲章の中に壮瞥町は農業と観光の町です。資源を活用し、豊かなまちづくりに励みますとあります。この町民憲章は昭和53年、1978年ですから、今から41年前の6月に開基100周年記念事業の一つとして制定されたものです。41年前にこれからのまちづくりの方向性を示したものと私は理解しております。農業従事者の高齢化、後継者の担い手不足に対する対応策に早急に取り組まなければ、私はこの壮瞥町は農業の町から1歩も2歩も後退してしまうのではないかな、そんな気がしてなりません。先ほどの所信表明に具体的な取り組みについても述べられておりましたけれども、ただ掲げるだけでなく、その実行に向けての具体策を早急にまとめることが必要でないかな。町民憲章の中に、先ほども申し上げましたけれども、壮瞥町は気候的にも恵まれておりますし、そういう面で気候的な資源を活用した農業の振興策にぜひ取り組んでいただきたいな、そんな気がしてなりませんけれども、この農業振興策について今後どのような考えで取り組まれるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

近年、先ほどの所信表明の中で冒頭説明を申し上げたところでございますけれども、極めて時代が変化する中であって、農業者の皆さんのたゆまぬ努力によりまして21年度に策定をいたしました22年度からの第4次総合計画で掲げた、当時は農業粗生産額と言っておりましたけれども、農業産出額が約10年を経過した中で目標の15億円を平成29年度の速報値で上回っている、こうした農家の皆さんのたゆまぬ努力に心から敬意を表したいと、このように思っております。一方で、私も選挙期間中に農家の皆さんを随分回らせていただいた中で深刻な後継者不足を訴える方が大変多かったというふうに思っておりますし、平成28年10月、11月にかけて町が実施しました農家の皆さんへのアンケートにおいても回答いただいた農家の皆さんのうち後継者がいるとお答えになったのが30%弱であったと。極めて担い手の不足が深刻であろうと、このように思っております。町では、今までの取り組みを実証し、農業の新規就農、これは自営、親元への就業を引き継ぐ方ですとか法人への就職、また新規参入と、そういう区分があるように承知しておりますが、なかなか今現在壮瞥町が必要とする人たちの数には至っていないのではないかと、こうし

た課題認識を持っているところであります。このような農業の深刻な担い手不足を解消するために、先ほど来質疑の中でも答弁させていただきましたが、担い手育成センター機能の強化を関係機関との連携のもとで図っていきたい。そのための調査、検討を今年度行って、担い手が必要な農家の方、また新規就農参入を希望する方との、うまくそれをマッチングさせていくための機能を役場内につくっていきたいと、このようにまず第一に考えているところであります。そのために必要な先進地視察ですとか検討していただくような予算を計上させていただいたところであります。それとともに、農業基盤整備についても目まぐるしく変化する農業の実態に壮瞥町の農業がこれからどのようにそれに合わせていくのか、こうしたことも喫緊の課題だと思っておりますし、必要な基盤整備の投入に向けた検討もしていきたいと思っておりますし、その基礎となるのは農家の皆さんの経営基盤をまず安定させていかなければならない、このように思っているところでもあり、こうしたことに組織として取り組んでいけるように組織の見直し並びに人材を確保しながら進めていければと、このように考えているところでありますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今答弁ありましたように、積極的に取り組んでいただきたいな、そんな気がしてなりません。

そこで、次に観光について伺いたいと思います。町民憲章の中にもありますし、壮瞥町は農業と観光の町です。これは町民憲章のたしか2番目ぐらいに書かれていたことではないかと思えますけれども、その観光を売り物にしている町と言っても過言ではないと思えます。しかし、壮瞥町の観光地としてのメーンは昭和新山地区でないかな。年間来遊される観光客は200万人とも言われていますが、現在の昭和新山地区を見るとき観光地としての体裁といいますか、これはこれでいいのかな。私は年間30回から40回昭和新山に通っておりますけれども、いつも行くたびにそのようなことが気になります。そのようなことから、私はこのことについてたびあるごとに発言させていただいておりますけれども、昭和新山地区の皆さんも、また行政もこれからの地域のあり方について真剣に考えなければ、ただ単に観光客の通過点としての観光地になってしまうのではないかなと、現在も私はそのような形だと認識しておりますけれども、なってしまうのではないかな。観光地としての経済的な恩恵、これをやはり地域に還元できるような地域づくりをしていかなければならないと思えます。今までのいろいろな過去、私は8年間この席に座らせていただいておりますけれども、そういうことをお話するといつも何か行政は逃げ腰のような感じしか受け取れないのです。今こそ真剣になって考えなければならない時期に来ているのではないかな。もう遅いと私思いますけれども、そういう時期に来ていると思えます。先ほど執行方針がありましたけれども、28年度に策定した昭和新山地区観光活性化基礎調査、これには多くのお金をかけてたしか調査したはずですが、この調査をもとにして観光振興を図るような答

弁も、所信表明もありましたけれども、ぜひ昭和新山地区の観光振興、ただ通過点としての観光地でなくて、そこにある程度時間滞在できるような観光地をやはり目指すべきでないかと思っておりますけれども、このことについての考えを最初に伺いたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

昭和新山地域については、先ほども申し上げたと記憶しておりますが、壮瞥町の観光拠点でありまして、ご質問にありました昭和新山地区の観光活性化に向けた基礎調査、報告書の中には基礎的な情報が調査されておりました、その中に全国の類似の観光地で行われた再生事業について事業が紹介されているものと承知をしております。今までは逃げ腰ではなかったかということもありましたけれども、決してそのようなことではなくて、真剣に考えてきたものだ、このように認識をしているところであります。過去にも、この前にも有珠山噴火の直後にシンクタンクを入れて報告書、活性化に向けた検討報告なるものがあつたように記憶しておりますが、こうした基礎調査をもとに地元の皆さんと将来像のあり方が検討されてきたと承知をしておりますが、議員ご承知のとおり権利関係などの調整がなかなか難しく、進んでいなかったものと私なりに承知をしております。まず、権利関係を有する方と協議、調整することから始めなければいけないなと思っております。ありますが、国立公園の園地内でもありますので、環境省や関係機関の助言も賜りながら進めることが大切だと、このように現段階では思っております。先ほども申し上げましたけれども、そのために庁内体制を整え、課題の整理から始め、一步一步進めていく必要があると認識をしておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 庁内の職員の皆さんで昭和新山地区の観光のあり方、姿をまずつくり、地域の皆さんと協議をして、できるだけ早く望ましい壮瞥町の顔としての昭和新山地区の観光振興をぜひ図っていただきたい。皆さんご承知のように、来年、2020年に白老町に民族共生象徴空間ウポポイ博物館、大変難しい名前ですけれども、ウポポイ博物館、国立アイヌ民族博物館が完成、オープンすると報道されております。このように私はそちらのほうに観光客が流れて、やはりこちらのほうの観光客がまた減ってくるのではないかな、そんなことも危惧している一人です。私は、地域の皆さんも行政も危機感を持って昭和新山地区の整備、振興策について真剣に考えていただきたいと思っておりますけれども、町長は昭和新山地区の観光振興はこうあるべきでないかなともしも現段階で考えがあれば伺いたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

大変難しいご質問かなと、このように思っているところであります。既存の観光をなりわいとしている方々の事業をまず安定的に拡大していくということが大切でしょうし、や

はりシャッター街になっている部分もあるということで、その再編整備に向けた検討も必要かと思っているところであります。

それと、先ほども質問がありました新たな企業、宿泊施設が立地する可能性もあると、このようなタイミングでもありますので、こうしたタイミングを好機と捉えて、町全体を次の世代に引き継いでいく観光地、観光基盤のあり方というものを早急に定めていって、取り組んでいかなければならないと、このように思っております。答弁同じになりますけれども、そうしたことも含めて第5次のまちづくり総合計画の中でしっかり位置づけができればいいと思っておりますし、必要であれば、先ほどの農業の問題もそうですけれども、町全体の農業を振興していく計画並びに観光を振興していく計画、観光ビジョン、将来ビジョンなるものも策定をしていく必要があるのかなと思っております。そうした諸計画に基づいてできるものから基盤整備をしていく、そして必要な支援をしていくということが大切なのかなと、このように思っておりますので、現段階ではこのような答弁になりますけれども、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は3時10分といたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 質問を続けさせていただきます。

子育てだとか学校教育、これについて先ほども同僚議員の中で質疑が交わされておりましたけれども、中学校の整備、これについて私は前に議会で確認したのですけれども、統合後6年以内という言葉使っておりました、説明で。けれども、今回は校舎整備とともに教育施設の再編を含めてという言葉に変わってきております。そこで、この教育施設の再編というのはどのように理解したらいいのか。今考えている教育施設の再編について、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

教育施設につきましては、社会教育の施設も含めて、社会、体育も含めて結構整備から年数を経過している施設が多数あることはご承知のことと思います。そうしたことも踏まえ、担当していたということもありまして、課題認識を持っている中で、中学校の整備に限らず教育施設の老朽化に対応した施設の再編ということも検討が必要であろうと、このような認識であり、このような表現をさせていただいたということでもあります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 教育施設の再編というのは、社会教育施設といたしますか、体育施設も含めてということで今説明ありましたので、ぜひ取り組んでいただきたいなということを要望出しておきたいと思います。

次に、討議資料でも、また所信表明でもお年寄りが安心して暮らせるまちづくりを掲げております。そのためには、健康で暮らせる健康寿命といたしますか、これを高めることが必要だ。もちろんそのとおりだと思います。そのために、所信表明の中でもやはり述べておりましたけれども、各種検診だとか疾病予防対策だとか健康相談、訪問介護サービスの充実、また健康づくりのための各種行事だとか社会参加などの奨励を挙げておりましたけれども、ぜひ取り組んでいただきたい。やはり今振り返ってみると、先ほども町民憲章ができた昭和の100周年のときは、例えばスポーツをやるにしても大変だったのです。大変だというのは参加者が多くて。けれども、今見てみますとやはりスポーツ活動にしても余り一般町民の方の参加が多い状況ではないのではないかな、そんな気がしてなりません。そういう面で、そういういろんな行事に町民の皆さんが参加するようなことを考えていただきたい。また、安心して暮らせる環境づくり、これは一番この高齢者にとって大切なことでないかな。その一つの例として、所信表明の中にもありましたけれども、公共料金の負担軽減、それから公共施設サービスの廃止に伴う必要な支援措置、これを挙げておりますけれども、これは町長にお聞きしたいのですけれども、町政懇談会、選挙のときの懇談会や対話だとか懇談等で町民の皆さんがこのことについてはぜひ取り組んでほしいのだというような要望があって、このような文書表現していると思うのですけれども、具体的に町民の皆さんから出ていた要望事項があれば、ここでお聞かせ願えればと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

今ありましたとおり、さまざまな行事への参加については大切なことだと思っておりますので、努めてまいりたいと、このように思っているところであります。また、選挙期間を通じましてさまざまな対話ですとかミニ懇談会を持たせていただいた中での話でございますけれども、多くの高齢世帯の方々から公共料金の引き上げに関する負担の軽減について検討してもらいたいと、このようなお話しもいただき、また公共施設のサービスの廃止に伴う何か支援的な措置がないのか、このようなご意見をいただいたところであり、この件につきましては公共的な観点も含めて庁内での議論、そして議会との協議、検討を行いたいと、このように考えて、所信表明の中にもそのようなことで位置づけをさせていただいたということでご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 例えば公共料金の改正に当たってはもう少し高齢者、特に壮警の場合は独居高齢者の方が結構多いのです。高齢世帯と大体同じくらいの独居高齢者の世帯があります。そういう面では、そういう方々の生活は国民年金の方が多いのです。国民

年金は6万8,000円ですか、月額。およそその程度です。そして、介護保険料など引かれると本当に少ない金額で生活しているのが実態でないかと思えます。ですから、やはり公共料金となると使用していればいや応なく納めなければならない。そのお金もできるだけ少なく負担でできるような方策を行政はとるべきでないかな。例えば、これは水道料金の値上げのときも私発言したのですけれども、壮瞥町の使用料といいますか、水道の月額使用料の基本料金は10トン、または10立方メートルです。けれども、本当に独居の方々がどの程度使っているのか。私は6トンから7トン程度でないかなと、そんな気がしてなりません。ですから、例えば伊達市など見ると水道の基本料金は7トンですか、そういう数字を示しております。そのようなこと考えても、今後公共料金の改定に当たっては高齢者、特に収入の少ない低所得者だとか、高齢者の皆さんに配慮した心遣いでぜひ制定していただきたいなと思えますけれども、このことについて何か共通経費だから、そんな高齢者とか若者だとかお金の人はみんな平等に負担してもらおうというような考え方もないわけでないと思えますけれども、やはりこれからますます年金制度がどうなっていくかわからない状況の中で配慮していただきたいなと私は考えるのですけれども、このことについて町長は現段階でどのようにお考えになっているか伺いたいと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

公共料金の負担軽減についての現段階での考え方についてのご質問だったと思えますが、先ほどもご説明、ご答弁申し上げましたとおり、多くの高齢の世帯の方から公共料金の引き上げに関する負担軽減についてご意見をいただいたのは事実であります。貴重な増収の財源であり、また本町の水道料金は引き上げの後も近隣に比較すると安価であると、こういうことでありますが、高齢夫婦、独居の年金生活者にとって負担増になるという意見を多数伺ったところも事実であります。高齢者の皆さんが安心して暮らせる環境づくりは大切であり、基本料金の再度の検討などご提案いただいたことも含めて負担の軽減について検討を行っていききたいと、現段階ではこのように思っているところであるということでもあります。そうしたことでご理解を賜りたいと思っております。

また、引き上げだとか公共料金のやっぱり見直しというのは常に行っていかなければならないものであると、このように思っているところでもあり、その際には町全体の財政の状況、そして公共料金の今の実態、他の自治体と比べてどのようなことになっているのか、年金額は一定だと思いますけれども、公共の料金の金額というのはそれぞれ町によって違っているものでありますので、それぞれの実態があらうかと思っておりますが、そうした実態をよく捉えながら公共料金をどのように設定していったらいいのかということについて、町民の皆さんに変更する、維持していくのどちらにおいてもしっかりと丁寧な説明をしていくことも求められているのかなと、このように思っているところでもありますので、そうしたこともあわせて行いたいと考えているということでご答弁とさせていただきます。



以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） それでは、2点目のことについて伺いたいと思います。

2019年度中に取り組むものとして先ほど答弁いただきましたけれども、私は3月の第1回定例会で組織機構の取り組み、この評価はどのように評価しているかということで質問いたしました。そのときやはり現在の組織は効率的な行政を進める上でよかったという答弁をいただいておりますけれども、私は今回の第2回定例会に議案として提案されています組織機構の見直しの意義だとか目的を全職員が理解し、効率的な行政推進を進めていただきたいな、そう考えております。2点目についてはそのような考えで、要望として、やはり全職員がこの組織改定の目的をきちっとお互いに理解した上で取り組んでいただきたいなと要望を出しておきたいと思います。

そこで、3点目に、財政健全化のビジョンの開示、提示時期について2019年度の何月ごろということでしたけれども、答弁では第5次総合計画、これにあわせてということありましたので、やはり大きな計画を立てる場合、おくれる危険性があるけれども、おくれなようにして、私は予算編成時期までにはきちっとした財政健全化のビジョンを示して、そして2020年度の予算編成に間に合うようこの第5次総合計画を立案して、そして町民の皆さんに説明、そしてそれが2020年の当初から実行できるような体制をぜひつくっていただきたいなと、そのように考えますけれども、答弁では2019年度中というような言葉を使っておりましたけれども、私はできるだけ早くつくっていただきたいな、作成することが必要でないかと考えますけれども、このことについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

事業計画を持って、まちづくり総合計画を、財政計画をセットにして検討していきたいという思いで2019年度いっぱいをもって示したいと、示させていただきたいということでありましたけれども、理想は来年度、2020年度予算の編成に間に合うように策定できればいいと、これはそのとおりであると思いつつも、さまざまな作業がありますので、現段階では2019年度いっぱいをもってということでご理解をいただければと思っております。なるべく早く取り組みたいとは思っておりますけれども、ご理解いただければと思っております。

それと、先ほどの2点目の要望についても十分理解をして、取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） それでは、4点目の協働のまちづくりについて伺います。

町長の答弁で地域づくり事業への参加意識が高く、他の範となる活動を実践していると認識しているとありました。そこで、この答弁の中で地域づくり事業という言葉使ってお

りますけれども、町長はこの地域づくり事業を具体的にどんな事業を想定しての答弁か伺いたいと思います。

私は、地域づくり事業は行政が絡んだ事業ばかりでなく、私たちが日常生活の基盤としている地域活動だとか自治会活動を考えることが必要だと思います。その地域に住む住民全てが協力しながら取り組む、これが私は協働のまちづくりと考えております。町の行事に町民が参加協力、また地域活動でも同じことが言えます。町長のこの地域づくりについて、協働のまちづくりについての基本的な考え方について伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

少しわかりづらい表現だったかなと。地域づくり事業についてでございますが、まず地域づくり事業については自治会活動ですとかも含めて町固有で行ってきた雪合戦の活動ですとか、ジオパークに関する取り組みですとか、自治会活動、こうしたことを念頭に置いて表現としてさせていただいたところでありますので、ご理解をいただければと思っております。

それと、住民自治の原点からいいますと、2,500人弱という非常に少ない人口の町ではありますが、参加率、参加意識は非常に高い町ではないかなと、このように思っていて、行政と民間の皆さんとの役割分担がうまくいっている、そういう町ではないかなと。そうしたことがあって、さまざまな取り組みに、小さい町ではありますけれども、団体の表彰をいただいたり、評価をいただいているのではないかと、このように私は認識をしております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） いろいろお聞きしたいことあるのですけれども、先ほどの同僚議員と同じようなこと再度聞くのはおこがましいので、最後の質問にしたいと思います。

私も人生の半分以上を壮瞥町の一町民として生活させていただいております。昭和47年からですので、約47年間一町民としていろんな活動に参加させていただいております。皆さんが承知していないかもしれませんが、先ほどの所信表明の中で6名の町長さんの名前挙げられておりましたけれども、私は花田町長、それから館崎町長、菅原町長時代に働かせていただき、退職後は間接的また直接的に山中町長だとか佐藤町長の町行政についてそれぞれ触れ、またそれぞれの町長が特色ある行政を推進されていたのでないかな、そのような気がしてなりません。先ほど所信表明がされましたけれども、久しぶりに自分の言葉でわかりやすい表現で町民の皆さんが理解できるような所信表明されたこと、私は評価したいと思います。今後も町民の皆さんとの対話を大切にして、行政課題や方向性について地域懇談会などを通してお互いに意思の通い合うまちづくりをぜひ実践していただきたいなど、そんな気がしてなりません。本日表明されました町政に臨む基本姿勢、町政推進に当たっての基本的な考え方に基づいて町民の信託に応えていただく町政推進を願望

して、質問を終わりたいと思います。いろいろとご答弁いただきまして、ありがとうございました。

○議長（長内伸一君） 答弁はよろしいですか。

次に、7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 私は、質問事項の中学校建設と高校における取り組みについてということで3点ほどお聞きいたします。

まず初めに、中学校校舎の建設等についてお考えをお聞きいたします。校舎建設については、統合による補助金を受けることができますが、それに伴う町債もふえるわけで、現状の財政の中でどのように対応するのか伺います。

また、小学校、中学校とも各1校になり、新たな教育方法が考えられますが、保小中一貫教育や義務教育学校なども考えられますが、今後どのような取り組みをされるつもりか伺います。

次に、3点目として、高校における取り組みとして道内でも何校か取り入れているデジタル人材育成プログラムという民間の事業者を利用したプログラムがありますが、壮警高校においてもぜひ取り入れていただきたいと思っておりますが、このことについてお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 7番、毛利議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の質問についてですが、平成30年第4回定例会の一般質問でご答弁させていただいておりますが、壮警中学校の校舎及び屋内運動場はともに昭和52年に整備され、築40年余を経過しており、中学校校舎整備については設計費、建設費等を合わせて約15億円程度と積算され、国庫補助金で約7億円、その他過疎債で約5億5,000万円と一般財源で約2億5,000万円と試算しております。近年人件費や資材費が高騰していること、本年10月には消費税の引き上げも予定されていることから、試算額も増加すると予測され、現下の財政状況では慎重に判断しなければならないと考えており、今後も検討を重ねてまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目のご質問についてですが、本年度の教育行政執行方針にもありますとおり、現在義務教育の教職員で組織する壮警町教育研究会において小中一貫教育を実践するための目標や教育課程の策定、乗り入れ授業や小学校における教科担任制導入に向けた研究を行うとともに、可能なことから試行、実践する取り組みを進めております。なお、保育所と小中との連携につきましては、先進地等の取り組みを調査研究する必要があると考えております。また、義務教育学校につきましては、本年4月に伊達市大滝区に管内最初の義務教育学校が開校しておりますが、他地域の導入校の状況なども調査し、継続して検討していく必要があると考えております。平成30年第4回定例会での一般質問でご答弁させていただいたとおり、教育委員会を中心にまず小中一貫教育の推進基盤を検討、確立していく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の質問についてですが、北海道とポータルサイト運営大手企業との間に2014年9月、北海道のさまざまな課題を情報技術を通じて解決していくことを目的とした包括連携協定が締結され、デジタル人材育成もその目的の一つとなっております。道内の高校では数校で取り組み実績があると承知しており、各学校で生産された商品や地元の特産品等をPR、販売するためのネットショップサイトの制作やインターネット広告を利用した集客の実技講習等を行っているとお聞きしております。壮瞥高校での導入については、これら先進校の取り組みや課題等を調査研究した上で検討したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁いたします。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） それでは、改めて質問に移らせてもらいます。

まず、1点目の学校の問題についてですが、今までも何人かの議員の答弁にもありまして、またその時期になりましたら我々議員も含めて町民の方々とともに中学校のあり方というものを検討していただきたいと思っております。

それでは、2点目についてちょっとお伺いいたします。今文科省では教科担任制を導入、モデル校で今やっていますが、やろうとしています。それは、来年度より英語が教科になり、それからプログラミングが必修化され、専門性が教員に求められることに対応するため小学校でも中学校のように教科担任制を拡充しようという動きがとられております。壮瞥でもご答弁にありましてお乗り入れ授業などを行っているわけですが、教科担任制を導入するのはただ英語とかプログラミングに限りなくて、ほかの教科においても広げていこうということがなされております。ということは、学級担任制でやっていると、町長は教育長でもありまして、ご存じのとおり担任がほとんど全教科といって、いいですね。あと小学校において教科担任制のようにとられているというのは音楽だとか理科とか書写とか、そういう関係がとられているわけで、あと一般的にはほかの教科においては国語、社会、算数とか、そういうところにおいては教科担任制みたいにとられているのが少なく、10%以下、高い教科でも約20%となっております。それで、全体的な教科担任制をとって、担任の先生の負担も減らしていこうという試みで行われております。そして、この乗り入れもそうなのですが、私がちょっとお聞きしたいのはそれぞれの中学校から小学校へ行って教科担任を、これからは外国語活動が中心になると思うのですが、そういうのやったり、プログラミングでもやったりするのはいいのですが、交流を先生方が持っている間の中で情報の共有というのを持っていたきたいのです。ですから、今の高校生と小学生との交流、芋を植える、カボチャを植えるだとか、それから中学生が保育所のほうに行き、小さいお子さんとの触れ合いをする、小学校の参観というか、学校を保育所の年長者が見に行くとか、そういうのは行っておりますが、保育者と教育者、小学校と保育所です。それから、小学校と中学校の教育者同士の交流というのがどのくらいに行われているのかなというのがちょっと知りたいのですが、そこのところお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

教職員間相互の信頼醸成、あるいは情報交換ということで必要ではないかというようなご質問だったかと思えます。教育委員会のほうで今押さえているというのは、先生個人レベルではある程度そういう関係をとっていらっしゃる方もいるかもしれませんが、はっきりどなたがどのようにということはありません。ただ、組織として、例えば小学校と中学校、あるいは中学校と保育所、保育所と小学校というような、そういう組織体としてではそういう相互交流をやっているかどうかというのは把握しておりません。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 前担当していたこともありまして、私からも少し補足のご答弁をさせていただきたいと思えますが、ちょっと半年ほどたっておりますので、小中一貫からまず取り組んでいきたいということでありまして、小学校と中学校が1校ずつになったという機会を捉えまして、9年間を見通した壮瞥町の中学校3年生を卒業する子供たち、生徒の、しっかり小学校1年生から教育課程だとか育てる将来像を共有して、生かして教育活動を行っていくというのが小中一貫でありまして、それはご承知のことかなと思っておりますが、まず今年度と来年度、2年間かけて、先ほどの答弁にもありまして、町の教育研究会という組織を基盤にしながら、全教職員が入っておりますので、義務教育の教職員全員で壮瞥に合ったあり方を決めることにしております。そういう研究が今始まったところでありまして、具体的に乗り入れ授業をどの教科で行っていくか、教科担任制をどういうふうにしていくかというのは、その現場の議論の推移を見ながら、教育委員会と意見交換をしながら2年間かけてつくり上げていくという内容になっておりますので、それで間違いじゃないよね。その旨補足とさせていただきたいと思っております。また、保育所も小学校の隣にあるわけなのですが、なかなか先生方の子供たちと接している時間というものが、小学校も保育所もご存じのとおり教科担任制であったり、全部1人の先生、1人というか、責任ある先生たちが見ているということがあって、勤務時間内に相互に交流するというのは管理職を除いては非常に難しい状況にあります。そうした中でございますけれども、小中一貫等含めて保育所から壮瞥の子供たちをどのように育てていくかということは一貫したものが重要だというふうに思っていて、この理念をいち早く実現できるような環境を整えていくように求めていきたいと、このように思っております。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） なかなか難しいということですが、取り組んでいるところはやはり取り組んでいますので、でもここにありまして、先導地などの視察もしたりとして、研究して、それは進めていっていただきたいと思えます。特に保育所と小学校、それから小学校と中学校の先生方の交流、保育者との交流、これ子供たちの見目がふえるわけです、お互いに。そうすると、今ではなくてもう何年も前からなっていますけれども、小1プロブレムとか中1ギャップと言われる問題の解消にもなってくるし、実際にモデル校な

んかでやっているところの意見としては、やはり子供たちの見目がふえることによって共有される情報がふえてきたと。会議の中だけでなく、雑談の中でもやっぱり子供に関する意見が出てきたという結果もありますので、ぜひそこら辺のところは進めていただきたいと思います。

それでは、次このプログラミング、デジタル人材育成プログラムなのですが、これは本当に取り入れていただきたいというぐらいなもので、なぜかといいますと担当している北海道で、私のこの資料の中では、会社の名前はYとおきますけれども、Yといっても何種類かあるのですが、幾らこちらでお願いしたいと言ってもすぐできるものではないし、費用も発生してきますので、やっぱりちょっとすぐにやるのは無理かなと思うのですが、子供たちに、それこそ小学生では今度プログラミング始まりますし、高校でもインターネットを活用して、自分のところの商品、それから栽培しているもの紹介して、インターネットに載せて、販売をしているわけです。ですから、今までやっているところ見ると遠別だとか、それから東藻琴、幌加内とか結構農業高校で自分のところのつくった製品を販売しているのですが、ほかにも地元の商品を紹介したい、またこのデジタル人材育成プログラムは学生、生徒だけではなくて、一般を対象として会社の方も講習会をしているわけです。そうすると、その講習を受けている農家の方々、それから一般の個人の事業の方々の意見としては、なかなかそういう販売の方法だとか、それからキャッチフレーズをつくる、写真の撮り方というインターネットに関する情報に触れる機会が少ないという声がかいていて、その機会に触れることはとてもうれしいことだと。高校生あたりも自分たちで今度農業をやったり、酪農をやったときに自分で個人販売をするためにも特に役に立つし、やってみたい。また、このプログラミングとデジタル、プログラミングをやって、そしてこのインターネットの販売をすることによってその手順がわかってくると、東藻琴のところなんかでも生徒が即戦力として採用されているわけです。今まではどうしても経験が必要なので、中途採用していた。ところが、高校でこういう授業を受けてきたもので、すぐに使えるので、新卒を採用したと、このたび。元号が変わる前だから、平成31年度か。前の年でしたら30年ですね。そういうこともありますので、早急には無理だと思いますが、ぜひこの導入に向けて動いていただきたいと思います。

以上で私は終わります。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

前段で質問があった部分については、いろいろと調査研究をさせていただきたいと思えます。

それと、デジタル人材プログラムの関係でございます。こちらは、北海道とポータルサイトの運営大手企業ということで2014年9月に包括連携協定を結んでいるということでございます。道内の学校でこれまでに4校取り組みをされています。このうち1校は1年でやめております。実際今動いているのは3校ということになります。ただ、そのうちの

2校も平成30年度からスタートしたばかりということでございまして、まだ実績というようなものがなかなか出てきていないということでございます。当然、今ご質問あったとおり、このメリットとしてはそういう大手企業の優秀な人材の方、社員の方が来ていただいて、熱心に指導していただける。また、地域の企業や人材等の連携交流も深まってきます。それと、生徒にとっても広い視野、世間に目を向けるようなことができるというのがメリットではないのかなと考えております。一方、デメリットも当然ありまして、1年間経費がどのぐらいかかるのかということが1つ、それとネット販売をする際、法人格が必要になってくるようなのですが、これが高校では取得できない。それと、教員や学校の意欲がどれだけあるか、そして地域の関連企業や自治体などの協力も必要となってくるということでございます。一番最初に着手されたのは東藻琴高校になりますが、こちらは行政の支援は実際着手されてから2年後ということになっていきますので、それまで学校の持っている予算の中で授業を進めていたというような経過もありますので、その辺も含めて、経費もかかるようでございますので、いろいろ調べさせていただいて、検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 次に、5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） 私のほうからは次の2点についてお伺いいたします。

まず初めに、杉の子会の解散についてお聞きします。平成30年度で保護者会の杉の子会が解散したとお聞きしました。杉の子会は、保護者と保育士が子供たちにとって何がよいのかをともに考え、イベント等を協力して実施し、子供たちの成長を応援する会で、子育て世代の大切なコミュニケーションの場でもあり、また家庭と保育士との連携を強化し、より強い関係を築く大切な組織だと思っておりました。また、ほかの町から転入されてきた子育て世代の家族が町内で最初に子供を通じて人間関係を形成する大事な場としても機能していたと思います。時代の流れや少子高齢化も理解しますが、多少変化はあっても保護者と保育士とが連携した組織は今後も必要と考えます。杉の子会がどのような理由、経緯で解散したのか、また今後の保護者会のあり方についての考えを伺います。

次に、シェアハウス利用終了時のサポート体制についてお聞きします。平成30年4月から壮警町農業研修シェアハウスの運用が開始され、町内での就農を目指す支援を実施されています。シェアハウスは、安価な利用料で2年間利用できますが、現在までの利用実績について当初の予定どおりであったかを伺います。また、壮警町で志を持って就農を希望する人たちがいる現状で、シェアハウス利用期間の終了時においてこの人たちに対する支援としてどのようなものがあるのか、壮警町民として農業を始めるに当たっての情報提供等、町としてどのようなサポート体制になっているのかについて伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 5番、山本議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の杉の子会についてですが、この会は児童の健全育成及び会員の研修、親睦の促

進を目的として旧滝之町保育所のころに発足した入所児童の父母で構成される保護者会であり、認定こども園に移行後も保育事業に対する協力と援助を事業の一つに掲げ、近年ではクリスマスお楽しみ会の主催、七夕祭りの運営協力などを行っていただいております。また、活動を通じて保護者同士や保育所職員との良好な関係づくりにおいても大きな効果をもたらしてきたことは議員のご意見と全く同様の認識をしているところであります。しかしながら、数年前からこれらの行事のため仕事や家事、育児の時間を割いて何度も打ち合わせのために集まったり、行事の諸準備や当日の運営に携わることが負担である、近隣市町の保育所ではこのような保護者の負担はなかったなどの意見が多く聞かれるようになり、本町としては同会役員との話し合いを踏まえて、行事を一部縮小したり、同会主催から保育所主催へ切りかえるなど保護者の負担軽減に努めてきたところですが、このような保護者を取り巻く環境や意識の変化にはあらがえず、昨年度役員との協議を経て廃止を決定し、本年4月の対面式後に保護者にお知らせしたところです。なお、毎年度会員が入れかわる組織の性格上、将来に影響を及ぼすような重たい決断を現役員に求めることは精神的負担が大きいと判断し、事情や経過の説明及び現役員のご意見を拝聴した上で最終的に町側から提案する形で廃止を決定したこと、また昨年度の同会の主催、協力行事はいずれも保育所が主催する形で本年度も継続する予定であることを申し添えます。また、今後の保護者会のあり方についてですが、杉の子会とは別に交通安全指導を担う保護者会、こぐまクラブは存続予定であり、これまでどおり連携して事業を運営していくほか、日々の保育活動を通じて個々の保護者や児童の健やかな成長に寄り添っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、壮瞥町農業研修シェアハウスに関する質問ですが、このシェアハウスは農業就業を目指して農業実務研修を行う方、農業への適性をはかるための研修を行う方、雇用就業における農業研修期間の方などを対象に本町への農業就業や定住を促進するための施設であります。まず、利用計画では通年4部屋の利用を基本としていたところであり、計画に対する利用率は60%であったと認識しています。今後も満室利用を目指して町ホームページでの紹介、年間2回の札幌での就農フェアでの活動を行い、継続して努力していきたいと考えております。

次に、シェアハウス利用期間終了時における就農支援及びサポート体制についてのご質問ですが、現在の相談業務は経済建設課の担当者が行っており、入居者のさまざまな相談に対応しております。今後は、本町での就農意欲を持つ方と後継者のいない農家とのマッチングなどよりきめ細かな相談体制を構築していくことが必要だと考えており、先進地視察等を行うなどし、担い手の育成、獲得に努めてまいる所存ですので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は4時10分といたします。

休憩 午後 3時59分



再開 午後 4時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） 数年前から解散理由がありましたが、これは存続予定のこぐまクラブにも言えることで、杉の子会解散に続き、こちらの保護者会の存在のほうも厳しくなっていくのではないのでしょうか。保護者会は、さきに述べた子供たちのためだけではなく、保護者の成長の場でもあるということです。厳しい状況の中でも声を上げ、賛同をもらい、会を運営していく、とても大変なことですし、責任も重大です。それでもそれをする事によりその世代の仲間やリーダーは育つのだと私は思っています。そして、そこでできた組織や仲間は小学校や中学校のPTAにもつながっていき、もっと先を言えば次世代のまちづくりにも関係してくる大変貴重な組織であると思っております。そういう意味でも保護者会が存続できるような体制や環境整備をお願いしたいと思っておりますが、町側の意見をお願いいたします。

あと、最近保育士の人数が足りず、待機児童が3名ほどいる話を聞きました。保護者会の負担を軽減する一方で保育士さんの負担が大きくなっているのではと感じます。町長も言われていますが、子供は地域の宝です。私もそう思います。保育所は、子供たちはもちろん、保護者の皆さんにとっても大切な最初の環境の場です。よりよい環境を提供できるように地域で協力していかなければならないと思っております。現状の問題点や今後の取り組みなどあればお伺いしたいです。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁いたします。

2点ほどご質問というか、意見照会ございまして、まず1点目の保護者会が存続できるような体制であったり、環境整備をとということでございます。では、その中でこぐまクラブのことについてのご質問ございましたが、正直申し上げるとこぐまクラブの中からもちょっと負担だという声はなくはないというのが現状です。ただ、今々すぐ解散するとか廃止をするとか、そういった話には今のところはまだありません。町側としても、議員がおっしゃるとおりで、保護者会の目の前の、保育所の運営上の重要性であったり、あるいは将来のまちづくりに向けた重要性であったり、効果であったり、そういったところは、先ほど町長が申し上げたとおり、全く同じ認識をしております。ただ、そういった事情がございますので、こぐまクラブについても実は最近事業回数、年間で何回か交通安全指導教室とかをやるのですが、そういった回数を少しずつ減らしたりとか、運営を見直したりとか、そういった形で負担軽減を図りながら、何とか活動を続けていけるように保育所側、町側のほうでも連携をしてやっているというのが現状です。今後のことについて、あり方についてということでございますが、認識は同じでございますので、ぜひそういった機運があれば支援をし、連携をしという考えはもちろんございますが、ただその一方で保護者の方が、基本的に保育所ですから、就労しながらかつ家事をし、育児をし、そうい

った現実的な負担を抱えながらやらざるを得ないということは事実として残るわけで、それに保育所として配備をしないというわけにはやっぱりいかないということが1つ。それから、ほかの町では実はないのですというお話をこちらとして情報は持っているのですが、要は任意組織ですから、必須で置くということを義務づけるわけにはいかないということがありまして、あくまでも保護者の意向も尊重し、その上で対応していくということも基本的な考え方としておりますので、ではまた再開するだとか、そういったこと、あるいはこぐまクラブを永遠に続けるだとか、そこはちょっとお約束はできないのですが、できるだけ町としても協力というか、続けていけるように努力をしていきたいということでございます。

それから、2点目の保育所全体の問題点であったり、今後の取り組みということでございますが、確かに保護者会が1つなくなることで保育所のほうがそれを肩がわりしてやっていくのですが、それで大きな負担がふえるかということとそこまでの負担ではございません。ただ、保育所として本質的に今抱えている大きな問題としては、保育士自体が少ないということです。ここ3年ほど嘱託職員という1年単位で雇用する保育士がどんどん、どんどん実は減っています。これは、全国的に保育士のなり手不足というのは、確保不足というのはございまして、それが当圏域でも同様の状況が最近続いていて、保育士の引っ張り合いというか、そういった現状になっているというのが実態でございます。ご質問の中に待機児童が3名いるというお話ございましたが、それは事実でございます。現状のいる保育士の中でマックスで預かれる数というのが、人数ベースで追っていくと、国の基準でございまして、その中ではできる限り受けているのですが、それでもなおかつ受け切れない子がいるということは、イコール保育士をふやさないとその子たちの受け入れが今できないという非常に厳しい現状はございます。かつ、現状で、では保育士の新たな追加がめどが立っているかということ、残念ながら今はありませんので、何とか努力は続けますが、現状でちょっとすぐに解決というのは難しい状況にあります。こういった現状踏まえまして、特に本年度から一部保育の運営の見直しを行っております。クラスを統合して、職員数を少しでも少ない保育士で賄えるようにとか、あるいは業種の見直しであったり、また最近職員間の中で職場環境の改善についても検討を始めたところで、少しでも今いる保育士さんも残っていただけるように、かつそういった環境に賛同して来てくれるような方をふやすため、そういった目的で今取り組みを始めたところです。いずれにしても、今いる保育士の中でできる限りの最良の保育サービスを提供していきたいというのは基本的な考えではありますので、できる限り安全かつ適切な保育を今いるマンパワーの中で今後も取り組んでいきたいというのが今の町側の考えでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） わかりました。先日小学校の運動会を見てきました。そこでは、児童、先生たち、保護者の皆さんがそれぞれ運動会を成功させようと一丸となって汗をか

き、頑張っておりました。とてもすばらしい光景だなというふうに思いました。この素敵な壮瞥町の文化がなくなるのかもしれないと思うと残念でなりません。保護者会復活に向け、私もできることは協力いたしますので、町側にもサポートをお願いいたします。

そのまま次行っているのですか。シェアハウスのほうなのですが、この計画が始まって1年と3カ月がたち、利用期間終了まで9カ月となった現段階で、入居されている60%の方は壮瞥町での就農や自営での農業を希望されているのか知りたいです。また、さまざまな相談とありましたが、具体的にどのような相談だったのかをお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） 山本議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、入居されている方の今後の壮瞥町への就農希望ということでございますが、現在新年度に入りまして5室のうち4室が埋まっているという状態になっております。そのうち1室に入っております、これいわゆるご夫婦で、カップルなのですが、その方ははっきりと壮瞥町内に就農を希望しているということでございます。それから、もうお一方、女性の方で入られている方は、この方は町内でアルバイト的に農業をやりながら、自分の農業に対する適性を見ているというような状況でございます。それからさらに、今年度の初めからお二方、男性の農業大学校を卒業された方が2人入居しておりまして、この方々は今町内の農業法人に就職したばかりでございますので、そういった農業に従事しながら自分の適性を見きわめ、それから今後の自分の将来展望をこれから検討していくところだと思っております。

それから、2点目のご質問、さまざまな相談という部分でございますが、やはりどうしてもなれない環境といえますか、共同生活でございまして、さらになれない土地に来るといこともございますので、細かくはそういった居住環境に関する相談ですとか、それから勤めている先でのご相談なんかが多いというのが現状ですが、先ほど申し上げました一室に入っているご夫婦については具体的に壮瞥町内でどのような農業形態で、あるいはどのような場所で農業をやっていきたいという話もいただいておりますので、今後は、先ほどの町長の答弁にもありまして、担い手支援の体制をしっかりと整えて、きめ細かなこういった希望に対応できるような体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） この事業は、高校生の発案から始まった町の農業発展と移住、定住にもかかわる大変すばらしい事業だと思います。利用期間終了後にほかの町での就農や通過型で終わってしまうことのないようにより形で継続していけるように知恵を出し合い、さまざまなことに挑戦をし、1つの形にできればと思っています。ありがとうございました。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私からも総括的にご答弁申し上げます。

山本議員から2点ほどあったご質問、そしてご意見を拝聴させていただいたところでございますが、保育所の杉の子会につきましても実は私も就任直後に保護者の皆さんから伺ったところでありまして、事実関係を今調査をして、このような答弁をさせていただいたところでございますが、山本議員おっしゃったように子供とともに親が成長する、その入り口部分である本当に大切なことで、組織であったなど、あるなというふうにその辺は全く共感するところでありまして、自分のこと、私ごとですけれども、振り返っても保護者同士の連携ですとか、子供たちと一緒に親が育つということはこの年代になって振り返ってみると大切な経験だったなというふうに思っておりますので、先ほど答弁したとおりでございますけれども、機運の醸成ですとか、そういったことで今をよしとせず、改善が加えられていくような、そういう環境を整えていければいいな、このように思っているところでもあります。

また、農業シェアハウスについても大切な財産としてきめ細かなシェア体制を整えていき、施設がもっと生きるように、そのように努めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

#### ◎会議時間の延長

○議長（長内伸一君） 本日の会議時間は、一般質問を継続したいので、あらかじめ延長いたします。

#### ◎一般質問（続行）

○議長（長内伸一君） 一般質問を継続いたします。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 私は、行財政運営の考え方について伺います。

質問要旨を述べます。田鍋町長は、前理事者による町政執行の一新を訴え、基金を減らすことがない行財政運営に努めることや町政に対する町民のいら立ちや不満、将来的な不安を払拭し、信頼される町政運営を図ることを公約に掲げて、当選されました。今後の町政執行に際し、次の点について伺います。

1点目は、本町の基金がこの3年間で2億2,000万減ったことを指摘され、徹底した行財政運営の改正と国や道を通じた有利な財源確保に努めるとの考えを示されておりますが、より具体的な内容、行程、手法等、取り組みについて伺います。

2つ目は、町民の不満や不安、危機意識が町政に届いておらず、改善すべき具体策が示されていない、また町政に対する町民の悲観や諦め、いら立ちが蔓延していると指摘され、その払拭のため公正、公平で開かれた町政に努めると言われておりますが、その具体的な施策、考え方をお示しく下さい。

3点目は、子育て支援施策として子育て支援条例を制定し、具体策として子育て世代の

負担軽減や高校卒業までの医療費無料化の考えを示されておりますが、その具体的な内容  
と財源を含めた取り組みをお示してください。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 2番、松本議員のご質問にご答弁申し上げます。

さきの所信表明と重なる部分が多くなりますが、1点目の行財政運営の改正に向けた具  
体的な内容、取り組み方についてですが、近年近隣の多くの自治体で基金をふやしている  
中で、壮瞥町は5年間で3億円もの基金を減らし、平成30年度末の残額は目的基金も含め  
17億9,000万円となっています。基金を減らさない財政運営を早急に実現しなければ新た  
な施策の展開はもちろんのこと、既存の事業の継続も困難となります。その対策につい  
ては、第5次行政改革の推進に加え、一つ一つ事務事業の評価に基づく見直しを鋭意実施す  
ることが大切と考えます。財源確保に向けては、ふるさと納税の取り組みの充実と、既に  
北海道や胆振総合振興局へ現在の町財政の状況を説明し、財源の確保に向けた支援と収支  
改善に向けた助言が得られるよう要請を行っており、これらの取り組みを通して2年後の  
令和2年度末の収支バランスの均衡を目的に取り組んでまいり所存です。

2点目の公正、公平で開かれた町政への具体的な施策、考え方については、近年の町政  
運営については将来展望が示されないという不安や悲観的な声を私自身聞いたところであ  
り、教育長の職を辞した後、多くの町民の皆様と懇談、対話を通して公正、公平で開かれ  
た町政と公約として掲げました。この背景には2,500人、町民に等しく向き合っていない  
のではないかと、情報の開示がなされていないのではないかなどという声を多数聞いたこと  
にあります。この公約の達成のため、まず町職員の皆さんに町民の皆様の思いを伝えるこ  
とから始めることが大切であるという認識のもと、私から課長会議や職員会議を通じて職  
員の皆さんへメッセージを伝達しております。その概要は、町民の皆様の役場への期待、  
負託に応えるため職務に精励し、率先して地域の中に入り、町民の皆様の声に耳を傾けて  
ほしい、また来庁される方への挨拶の励行と勤務中の私語を慎むとともに、窓口業務をよ  
り親切、丁寧で法令の根拠を適切に説明することなどという基本的な事項とともに、危機  
感、町民の皆様の声を庁内で共有し、町政運営の改革を進めてほしい、情報の公開、提  
供、これは入札情報、財政情報などは住民参画の原点であり、進めてほしい、根拠性を持  
った町政を推進してほしいなど町民の皆様からいただいた役場への期待、そして私からの  
メッセージを口頭、書面を通じ伝達しております。このような取り組みとともに、行政情  
報の提供と公開の徹底、職員研修の充実などにより開かれた信頼される役場づくりに取り  
組む所存です。

3点目の子育て支援条例の具体的な内容と財源確保を含めた取り組み方についてですが、  
子供たちは地域の宝であり、これまで保護者、学校、地域が総がかりで子供たちの教育に  
かかわる地域社会の形成に向け取り組むとともに、知、徳、体のバランスのとれた育成を  
目的に保育所、小中一貫教育の体制構築を推進してきました。この基盤を生かし、子育て

世代に移住先として選択される町を目指し、本町独自の子育て支援策を展開する基本理念を明記する（仮称）子供子育て支援条例を年度内に制定し、令和3年度以降支援策を制度化する考えです。その具体的な支援策については、現行制度での実施は令和2年度までとされている中学生フィンランド国派遣の新たな位置づけや医療費の無料化の拡充などが考えられますが、教育委員会を中心に定住担当との連携を図りながら、他の自治体の先進例を調査し、年度内には成案化に向け検討してほしいと考えております。また、財源につきましては、基金減のない財政運営の検討の中で必要な財源の確保を検討し、令和3年度以降順次制度化できるよう推進する考えでありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 数字のそごが若干あるのですけれども、答弁の中にも、あるいは所信の中にも5年で3億の基金がなくなったというご指摘がございました。私の先ほどの質問要旨では3年、2億2,000万みたいな数字が出ていますけれども、これは財調、財政調整基金に限って挙げた数字でございました。ご理解いただきたいと思っておりますが、既にご承知のように年度当初の予算計上の段階から平成24年からは財政調整基金、財調の取り崩しが恒常的にされております。ただ、27年度までは決算の段階で取り崩しの基金よりも積み立てのほうが多いので、足し増しが多いので、黒字といいますか、赤字にならなくて済んだ。ただ、この3年で1億2,000万、1億1,000万、30年度も、まだ決定ではないですけれども、6,000万の赤字になると、財調が減っているという実態でございます。そんなことを受けまして、田鍋町長が基金を減らさない財政運営を目指す、そして一つ一つ事務事業の評価に基づく見直しを鋭意実践する、さらに2年後の令和2年年度末の収支バランスを均衡を保つことを目標にする、非常に具体的なイメージを示されたことは評価したいと思います。ただ、続く答弁の中で財源確保がふるさと納税の充実であるとか、あるいは財政状況の説明を胆振支庁、道庁等にして、財源確保の支援の要請や収支改善の助言をいただくというような答弁がございました。辛辣な言い方をしますと、人に聞いてどうするのだ、自分のことは自分でできないのか。表現は適切でないかもしれませんが、そんなことでみずからを律して、みずからを自己改革するのが行政改革の趣旨ではなかったのかというふうに私は理解しますので、しかも平成29年度にそれが一応成文化されて、計画を示されました。中には5年、3億の財政支出を削減するという目標も立てられた。それも田鍋町長も教育長として、副本部長として体制の中にいらっしゃったわけですが、現時点で考える29年度に成案された行政改革の中身、それに足りないものは何だったのか、どう感じているのか、あわせてさらに進めていこうとする事務事業等含めた見直しとは一体、もう少し具体的に示していただきたいというのが1番目の質問でございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 何点かあったと思いますが、ご答弁申し上げます。

まず、関係機関、北海道、胆振総合振興局などに実態を説明をし、連携してさまざまな財源確保に向けた助言を賜るといふのは、これは決して我が町がみずから律していく姿勢を放棄したわけではなく、しっかりと北海道並びに胆振総合振興局にこの実態を知っていただくというところから始めていかなければいけないのではないかと。それすらしていない、壮瞥町の財政のことをしっかり知っていただいて、必要な財政支援について助言、アドバイスいただくということは私は大事なことだというふうに思っております、こうしたことから担当者間の信頼関係ですとかさまざまな財源についてのアドバイスをいただけるものと、このように私は先輩の職員からも教わってきたつもりでありますし、連携をしていくことについて、言葉は足りないかもしれませんが、そういうような意味合いで連携、情報提供して、後につなげていきたいという思いでありますので、そのところはご理解をいただきたいと、このように思っております。

それと、行革の取り組みについての評価というか、内部にてそれについての評価と今後どのように考えているかという趣旨だったというふうに認識をしておりますが、やはり行革を、町政の教育を預かってきた者として反省も踏まえてですけれども、平成23年度から28年度までは行政改革が休止されていた期間であるというふうに、これは間違いなく言えると思います。その間は、26年度までは、先ほどおっしゃっていたように、基金を減らさなくても財政収支が合っていたと、こういう表現がいいかどうかは別にして、財政が基金を取り崩さないというか、全体で減らさなくても収支決算が整っていた時期だったというふうに思っております。やはりそうしたことを反省をしなければいけないのではないかと。その間、平成14年度から21年度まで取り組んできた政策評価、事務事業の評価についてもやはりそこら辺は各担当において評価していたかどうかというのは甚だ疑問があるところでもあり、こうした取り組みを行っていない間に財政支出がふえてきたのではないかと、これは私の考えでございますけれども、そのようなことから、全事務事業225本程度あるというふうに思っておりますけれども、それを一定の評価を加えた上で客観的な判断材料をそろえて、一つ一つ経年変化を見ながら、当時、数年前と比べてこの事業が今どれぐらいのボリュームになっているか、一般財源だけなのか、補助財源があるのか、こうした視点で従前行っていた事業評価というものをもう一回やらなければならないのではないかと、このように私真剣に思っております。そうしたことを踏まえて、1年か2年かの中で支出を削減していくという取り組みがまず大事なのではないかとというふうに思っております。それとあわせて、財源の確保につきましては先ほど関係機関との連携を強化していくというのはまさしくさまざまな面でいろんな事業を持ってくるにしても何しても有利な財源を確保していくということは大事なことであり、そのような意味においてまず最初に行ったのが壮瞥町の財政実態を道庁の市町村財政の担当の方に危機意識を持っているということを知っていただく、そういうことから始めなければいけないという思いで行ったということでありまして、決してそれが壮瞥町のマイナスになることであると、マイナスになることだというふうには私は思っておりません。そういうところから始めていくことが財政の

健全化に向けた第一歩だと、私はそのように思って行動しているということでご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 他のアドバイスをいただくことについて否定するものでも何物でもありません。ただしではないですけれども、実はことしの年度当初になるのでしょうか、前理事者、佐藤町長と同行させてもらって、道の総合政策部市町村課にお邪魔しました。それは、町のほうでいわゆる危機的などいいますか、今まさにお話のあった状況についてお話をし、アドバイスをいただいたり、あるいは支援策として何か財政支援がいただけないものかというような話で、30分以上時間を割いていただいております……ただ実際は、表現も適切かどうかは別としましても話は聞いていただきましたけれども、別にアドバイスがあるわけではなく、大変ですね、ねぎらいの言葉いただいて帰ってきたというのが実態でありました。つくづく感じるのは、自分自身のことを自分みずから変えていく自己改革の精神が必要だということに尽きると私は感じた次第でありました。その精神を否定するわけではないのですが、そういった意味で行政改革というのは私は自己改革のものと、例え悪いのですが、例えば第5次まちづくり総合計画ございまして、これはいわば町民に対する指針を示す町民との約束だろうと。翻って、行革というのはみずからを律するみずからの自己改革の計画だろうというふうに感じるわけでありまして、このような趣旨を以前の行革でもお話ししたことがあるのですが、くしくも町長お話がありましたが、少しだけ感じることは行政改革を成案できた段階で何か行革の手続が終わったようなことになっているのではないかと。最近風でいうとPDCAサイクルの見直しや検証がなされていないのではないかと。本来は行革も毎年毎年見直すことになっているし、スクリーニングというのでしょうか。繰り返し、繰り返しそれをやっていると。最近ですとPDCAサイクル、地域創生でも見られていますけれども、そういうことが作業としてなされていないのではないかと。多少の思いもございました。そんなことで、内部の自己改革、自律の精神を強く要請したいわけでありまして、くどいですが、そういった思いはありますけれども、29年度に作成した行革の計画についてつまびらかに読ませていただきましたし、大いにその推進を期待しているところであります。その中でも、いわゆる本部があって、若手職員のプロジェクトチームがガイドの、政策でしたっけ。評価委員の意見も聞いてというようなことで全庁を挙げた取り組みになっているということがありますが、さらにまだ足りない、ないしは何を求めているのだろう。むしろ内部の職員の中にも不審、不安といえますか、一体何を求めるのだろうという気が、不安が広がるのではないかと。勝手な懸念があるのですけれども、その辺をどのように指導なり説明していくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 何点かあったと思いますが、ご答弁を申し上げたいと思います。



まず、道との関係について、本年1月の事例をもとにお話がなされていたところであり、まずけれども、やはり道の担当者ですとかしかるべき役職にある方と行政機関、市町村が密接な連携と顔の見える関係を構築していくということは僕は大切だというふうに思っておりますし、アポイントをとって、特定目的のために行くということも大事なことでありますし、それは否定しませんけれども、やはり日ごろからもう少しそういった機関に足を運ぶですとか、そういうことが必要だったのではないかなというふうに僕は思っているところであり、そのような意味においては、個別事項になりますけれども、私なりに立場を超えない程度に新年の挨拶回りも取りやめたと、道庁方面です。そういう話を聞き、僕はどうしてなのだろうとっていて、財政がこれだけ足りないといろんな課題がある中で年間に1回か2回しか会わないことですけれども、僕道庁にいた経験もありますけれども、道庁の人は首長が来たり、しかるべき立場の人が来たらしっかり見えています。そういうことで評価されるかどうか別にいたしましても、そういった現状があり、それが有利な財源の確保につながっていくですとか、いろんな情報いただけるということにつながっていく、僕はすごく大事なことだと思っていて、実はそうした年度挨拶にも行ってないということもあり、それについてはこの実態を市町村課のしかるべき方に訴えて、相談に行ったらよろしいのではないですかと話したのは実際は私であるというふうに思っております。その辺はご理解いただきたいなと思っているところでもあります。そうしたことから、私の体験上の話として、さまざまなネットワークを活用して、有利な財源、もしくは人的な配置をしていただくですとか、そういうことは日ごろからのこういう首長なり、それなりの立場の人の関係機関とのやりとりから発生してくるものであるというふうに僕は体験的に経験をしているということもあって、就任当初から財政状況についての実態を、こういうふうに僕は思っているということの関係機関に届けるという行動に出たということで、これは切にお願いしたいと思いますが、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

それと、行革の中で、行革の計画を策定して、視点が1つ足りなかったのではないかなと思って、先ほどの質問にもありましたけれども、近年の支出項目の支出額が数年前、22年度とか19年度からここ10年間、8年間ぐらいの経年変化を見ていくという作業ですとか、一つ一つの事業がそうした変遷を経ながら今の金額になっているということをもう一回やっぱり見直す作業が各事業別の予算の中で、決算の中で必要だったのではないかなというふうに僕は思っていて、そうした作業を行っていきたくて、このように思っているところでもあります。そして、職員の皆さんとも実は就任して、5月1日に就任をさせていただいて、連休が長かったということもあったり、総会のシーズンでもあり、これは実態としてお話を申し上げたいと思う。議会の準備等もありますけれども、実際に机に座っている時間というものが時間数で換算するとまだ10日ぐらいしかありません。そうした中でありますので、町職員の皆さんに私の考えが十分浸透しているかどうかというのはこれからの作業だというふうに思っておりますし、その辺は懇切、できる範囲ではありますけれども、時間を割き、管理職との面談も行いましたし、組織機構の見直しについても職員会

議として全職員に向けて私の言葉でご説明を申し上げたり、議会が終了するというタイミングを捉えて、来週からは時間をつくって、個人個人の面談も行っていきたいと、このように思っている中で、今までのお話をしてきた政策に対する思いですとか、そういうものをご説明をさせてもらいたいと、このような気持ちでありますので、ご理解をいただければと思っております。

ちょっと答弁になったかどうかは不明なところもありますけれども、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 時計を気にしながら質問続けますが、先ほど1回目か2回目の答弁の中にあつた事務事業の見直し、いわば聖域なき事務事業の見直しというような意味でしょうか。そういうことをまた行うというふうに理解したのですけれども、当然まだ長についたばかりで、今後田鍋町政を進めることについて、町政についてそれは期待も応援もしていきますが、議会としてもこれはどうなのだという監視、批判の視点だけは変わらずにこれからもするのですけれども、例えば事務事業の見直し、事後評価のこともたしか町長、総務課長の時代に山中町政のもとでそういった事務事業評価を導入されたのではないかと、そういう記憶ありますけれども、僕も、別に私の一般質問がそれつながったかどうか別としても、それに類似する一般質問を山中さんと取り交わしたことがありまして、大いに賛成するところではあつたわけではありますが、時代の流れの中で、経年劣化かもしれないけれども、事務事業評価が、果たしてそれがうまく機能しているのかという、内部にも議会にも不安があつたりして、近年でいいますと地方創生に係る地域総合戦略、地域再生計画の中で事業評価が変わっていった。行政評価、政策評価といきましたですね。町内の方にも入ってもら。それを地方創生の総合戦略の中で事業を絞って、総合戦略の中の事業を整理していくと。KPIを設けて、PDCAサイクルを使うというような最近の手法で変わって行って、形を変えていったかなという気はしている。ただ、それはそれで時間の流れの中で動いていったのだと。そういったものになれた一般職が、また戻るわけではないのだけれども、改めて違うスケールでもって事業はかるといときに多少戸惑いはないのかなと。この辺のギャップなり意識の、その辺のやはり強い指導力と申しますか、どのような形で伝えていくのか。動いてもらわなければいけないわけですから、動かすための田鍋町長の考え方、これを、この点については最後に聞きたいと思ひます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

もちろん行政運営は到底私一人ではできないわけではなくて、役場職員の皆さんの力を結集していかなければならないと、このように思っているところであり、松本議員の懸念はよく受けとめながら、今後理解をしていただくように、思いを。思いと手法について理解をして、主体的に取り組んでいただけるような、そのような体制を整えていくことに尽力をしたい。これ以外はちょっと現段階で答弁はできないわけなのですが、そうし

た基本姿勢をもとに行っていきたいというふうに思っております。いろんな議論がきょうありましたけれども、やはり今の壮瞥町の私自身の認識としては壮瞥町の財政は危機的だというふうに思っています。基盤整備が余り行われていない中で収支決算の状況については毎年、いろんな事情がありますけれども、何千万もの基金を、貯金というか、全体の中で減らさなければ決算ができない状況が続いているということについては、私は危機意識を持っております。こうした危機意識を持って、共有をする機会を設けていきたいと思っておりますし、それでいて何もしないということではなくて、町民の皆さんから求められているさまざまな政策、施策、きょうは考え方と進め方までいきませんけれども、きょうはお示しまでできませんでしたが、そうしたことも含めて取り組んでいかなければならないというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） では、続いて公平、公正な町政の進め方について。

短目に言いますけれども、では田鍋町長が考える公正、公平でない町政とは一体どういったものなのだと逆に聞きたいわけですが、情報が開示されていない、町民の不安、思いが町政に伝わっていない、町民に等しく向き合っていない、先ほどのお話を返せばこうなるわけですが、では実際どういった場面で、あるいはどういった声を聞いて、これをお感じになったのか。具体的表現が難しいのかもしれませんが、ぜひそこ変えたいのだという具体例を示していただければありがたい。

続けて言います。職員に町民の期待、負託に応えるため率先して地域の中に入り、町民の声に耳を傾けてくれ、こういうお話をした。非常に正しいというか、すばらしいことだろうというふうに思います。またこれも批判的に聞かれたらごめんですけれども、昔山中町政のときにも佐藤さんのときにも例えば地域担当職員という、どういうことだろうと、期待を持っていましたが、両方とも実現しなかったのではなかったかというふうに理解しますが、思いと現実が違う場合、出先をつまづいているような嫌らしい表現に聞こえるかもしれませんが、思いはわかるけれども、では具体的にどうなるのだということになると、どうも尻すぼみになっていく、そういう感想持っています。ですから、その辺具体的に何かお考えがあればお示しいただきたい。

そして、もう一つ、情報共有、提供というのは住民参加の原点、そのとおりだと思います。そこで、その上で根拠性のある町政を進める。根拠性がないなりどうなのでしょう。現状をどのように見ているかということなのですが、町長の考える根拠性のある町政の進め方とはどういうことなのだろう。もう少しかみ砕いてお話しいただきたい。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

3点ほどあったかと思っておりますが、まず公正、公平で開かれた町政としてどのようなことかということでありましたけれども、この背景には、先ほどの答弁のとおり、2,500

人の町民に等しく向き合っていないのではないかと、情報公開がなされていないのではないかと、そういう意見からこのような公約を掲げさせていただいたということでありますので、繰り返しになりますけれども、これ以上具体的なものについてはここでは答弁させていただかないことをご理解をいただければと、このように思っております。

それと、情報の共有と根拠性のあるものについては、何事も雰囲気の問題と捉えられているように発言、要するにお寄せいただいた方々からの意見として、何事もななあで進んでいるのではないかと、よく言われました。これは、聞きましたということです。それで、そうしたことを改善していくための手だてとして僕自身が思った言葉が根拠性のあるという言葉になったということをご理解をいただければと思っているところであります。

それと、もう一点あったと思いますが、そのようなことで……それと地域担当職員制度の話で、確かに思いと理念だけでは何も進まなくて、具体的な政策、対策を講じていかなければ何事も改善というか、回っていかないというふうなことは理解をしております。今までの、拙い経験ですけれども、経験をもとにしながら、少しでも改善していけるようにこれから努めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 立て続けに聞きますが、時間も経過してございます。子育て支援条例の具体的な内容とか財源確保も質問しておりますが、答弁いただいた中身については現段階でこの程度だろうというふうなことはやむなしと。ただ、子育て世代に移住先として壮警を選択してもらいたいという思いは十分伝わりましたし、独自の支援策を展開していきたい、そういった基本理念を条例化するというのもすばらしいのではないかと、このようにぜひ期待したい。

そこでですが、いろいろフィンランドの派遣のこともございますが、高校生までの医療無料化と。一方で厳しい財源と言って、片方でこういう話がある。政策を全て金がないからするなという、そんな話では決してないのですが、どうも例えば国政を一時期担った政党が末期にばらまきのような耳にさわりのいい話を、財源根拠のない話がまことしやかに流れたのと同じように聞こえては困るので、本当にできるのか、もしくはまた必要があるのかと、あるいはそれを教育委員会を中心に検討してもらおうというのはやっぱり違うのではないかと。むしろこれはトップダウンで町政の施策として町長みずからが示して、指針を示すべきなのではないかと、このように感じ感想を持ちましたので、この辺についてお伺いしたいと。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

子育て支援策についてのご質問だったと思います。私の公約というか、所信表明の中で

もまず取り組まなければならないのは財政の、基金減のない財政運営であるということを行っているつもりでありまして、そうしたことの取り組みをした後に選挙活動の中でも政治活動の一環として討議資料の中でも、また公約の中でもまず今年度取り組まなければいけないのはそうした見直しであると、そしてビジョンを示すことである。そして、収支均衡を図った上で 2020 年度以降に先ほど来説明を申し上げている具体的な政策、施策に入っていきたいと、このような組み立てになっているということでご理解をいただきたいと思っております。そういう手順のもとでしっかりと進めていきたい。目標ですとか、それがうまくできるのかと、このようなご不安、ご指摘もあろうかと思えますけれども、これはぜひなし遂げていきたいなと、このように思っているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、教育分野に関するもの、全部教育ということではなくて、教育分野に関することは教育委員会での教育効果を中心に話し合いをしていただくということは原則にしていきたいなという思いもあり、また一方で財源の投入ですとか条例の制定については首長の責任において行うということで、そういう役割分担のもとで今後進めていきたいなという思いでありますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 町長にお伺いしますが、入りをたたいて出るを制す、出るをなすとも言いますがけれども、この言葉、最近見た、聞いた記憶ございますでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 通常的に聞いている言葉かなと思います。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 実は、これ行革大綱に示された言葉なのです。ですから、行政がつくった文書の中に書いてある。今後の基本方針、指針の中で書いてあるのです。調べたらわかるわけですがけれども、二宮尊徳でしたか。もともとは四書五経の中に書いてある言葉で、一番有名なのがJALの再建を任された稲盛和夫氏が冒頭の記者会見で使った言葉です。要は入ること、収入をきちんと把握して、出るものをコントロールしていくということで、いわゆる組織体の財政運営をきちんと健全化していくという話なのだと思います。そういった思いのある行革大綱があって、計画があって、ただこれ否定的なことではなくて、まだ甘いよと、言い方変えますと。もっと根本的にそれぞれの事業、二百何ぼと言いましたか、それをきちんと整理していくのだ。まだそのスケール、どうやってはかるかは示されておりませんし、手法も誰がいつやるのかもわかりませんが、そういった厳しい視点でいくということだけは確認できたと思います。問題は、それをいかに中身で共有して、先ほども3回も言いましたけれども、行革というのはやっぱり自己改革、みずからみずからを律するものでなければいけないものなので、だって一番詳しく知っているのはおのれ自身、みずから自身だからでありまして、自分の一番知っているところを整理できなくて、僕らではわかるわけがないと思うわけでありまして、そういった行革の精神

を生かし、おっしゃったようにさらに全て事業に対する見方を整理していくための検討していく、検証していく、そしてその事業の評価をちゃんとしていくということをおっしゃってあったので、くれぐれも早いうちにまずは行政内部で意思統一を図るということと我々にもどんな形で、行程で進めていくのかということをお示しいただければと思っておりまして、時間はないですけれども、ご本人がおっしゃったように令和2年目で収支のバランスを整えて、整ったもので進めたい、その上で重要施策を進めたいという考え方は十分理解できましたので、そういったことをなるべく早目にお示しいただくこととその都度我々も議会として監視、批判の目で見させていただいて、議論を深めていきたいと思しますので、よろしく願いしたい。そんなことで、最後に答弁いただければありがたいです。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 最後に、ご答弁を申し上げます。

さまざまな議論と課題があると、このように、課題があり、議論、視点があるというふうに思っているところであります。第5次行政改革の計画が今実施されて、推進されているわけですが、それに加えて一つ一つの事業を客観的な指標を持って判断、評価をしていく作業を行って、支出がふえて、歳出がふえているものを収入に見合う、歳入に見合うようにしていく作業というのはやはり必要なのかなと、このように思っているところでもあり、早急に導入に向けて検討していきたいと思っておりますし、その手法についてはまた議会の皆さんにも相談、報告をさせていただきながら進めていきたいというふうにも思っているところであります。いずれにしても、財政基盤というか、財政がしっかりしなければ、先ほど来何回も申し上げておりますけれども、既存の事業の継続並びに新しい事業を行っていくことはできないわけでありまして、見直しをしていかなければならないというふうに思っております。そうした上で4つの柱をもとに、これから総合計画を策定しますけれども、ロードマップ、実施計画をきちんとつくった上で5年間並びに10年間のスパンで財政の裏づけのある計画をつくってまいりたいなど、このように思っておりますので、ことは非常に大事な年になるというふうに思っておりますので、議員の皆さんにもそうした点ではご相談申し上げる機会がふえる可能性もあると思っておりますけれども、よろしく願いをしたいということでお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（長内伸一君） これにて一般質問を終結いたします。

#### ◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

6月14日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 5時06分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

## 令和元年壮警町議会第2回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和元年6月14日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第47号 副町長の選任について
- 日程第 3 議案第48号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 4 議案第49号 壮警町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第50号 壮警町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第51号 壮警町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第52号 壮警町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第53号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第 9 議案第54号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第10 議案第55号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第11 議案第56号 令和元年度壮警町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第57号 令和元年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第58号 令和元年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 報告第 2号 平成30年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第15 報告第 3号 平成30年度壮警町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第16 議案第59号 工事請負契約について
- 日程第17 特別委員会の設置について
- 日程第18 議員の派遣について
- 日程第19 各委員会の所管事務調査について



○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長 田鍋敏也君

会計管理者

阿部正一君

税務会計課長

総務課長（兼） 作田宏明君

総務課参事 上名正樹君

住民福祉課長 庵匡君

経済建設課長 工藤正彦君

経済建設課

齊藤英俊君

参事（兼）

生涯学習課長 齋藤誠士君

選管書記長（兼） 作田宏明君

農委事務局長（兼） 齊藤英俊君

監委事務局長（兼） 小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小林一也君

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。  
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において  
5番 山本 勲君 6番 真鍋盛男君  
を指名いたします。

◎議案第47号

○議長（長内伸一君） 日程第2、議案第47号 副町長の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。

8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） これまで本町の特別職人事については、教育長の外部登用というのは過去にあったのですが、特別職2名とも外部登用がされていると。これは前例がないことなのですが、外部登用した理由と、庁内から人材登用というのはなかったのか、その辺についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

今回の特別職人事につきましては、基本的には本町が抱える課題を解決し、公約や施策を着実に実行し、特に産業振興、人づくりがこれからの壮警町には必要と考えて検討を加えていたところですが、経緯も含めてご説明を申し上げますと、まず検討に入った段階で課長職との面談を通し、本町の課題、そして職員の課題を把握し、職員の年齢構成と各課の業務職の現状を把握した上で私なりに内部登用も含めて検討、そして熟慮した中で、公約の実現には専門性を有する人材の力が必要である。私自身が役場出身でありということも含めて、副町長、教育長ともに壮警町の事情に精通していれば問題はないのではないかと、このような判断に至り、調整を図り、提案に至ったところであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 副町長に選任された提案されている方につきましては、確かに一部の町民には知られていると思うのですが、一般町民には余りなじみがないといいますか、農政以外の部分でなじみがない方なのかなと。そういう方に本当に託すということに対して、取りまとめ役として任を託すことに不安はないかということと、町長は今回の定例会でも言っていたとおり、財政面で財政健全化を訴えているということからいって、この2名の特別職の外部登用というのは財政健全化策に逆行していると思うのですが、その辺についての考え方、お伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

町民に対して一般的になじみがないのではないかというご質問でありましたけれども、確かに内部登用から比べるとそうした懸念はあるかと存じます。しかし、一方で両名とも3年ないし2年間、壮警町でそれぞれの分野で活躍していた方であり、例えば黒崎氏におきましては、平成12年から3年間という期間でございますけれども、有珠山噴火のさなかに着任をしていただいて、役場の中で有珠山噴火の災害対応も経験している、そういう人材であり、産業分野を中心ではありますけれども、それ以外の分野の皆さんにも知っている方もいらっしゃるということもありますし、期待に応えていただく、そのような認識を私は持っているところであり、選任の提案をさせていただいたところです。谷坂氏につきましても、壮警高校の校長という立場ではありましたが、教育行政全般に広く活躍をされた方でありまして、壮警高校の学科転換という時期に力を発揮された経験を有する方でもありますので、教育関係者の皆さんから信頼も厚い方であると、このように私は思っているところであり、そうした意味で2人とも負託に応えてくれる人材と、このように思っている提案であるということでご理解を賜りたいと思っております。

また、財政健全化の観点ということにつきましては、恐らく内部登用であれば、そのまま人材として、外部から迎えるよりも財政出動という面では一時期軽減されるという考え方になるのかな、定数が減るわけですから。でも、一方で長い目を見た場合に、職員の補充をやっぱりその分していかなければいけない。こういうような観点からいたしますと、トータルで考えますと、若干その面だけを考えると財政出動がふえるというか、比較をすると財政出動がふえるかもしれませんけれども、そういう意味と、町内には人口が2名ないし3名ふえるということもあって、いろんなトータルの面で考えていくべきではないかなと、このように思っているところであります。既定の予算を大幅に上回るような補正を組むような事態ではないということも、その辺も考慮していただければありがたいなと、このように思っているところであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 町長、先ほどの説明の中で年齢的な部分で若干問題もあった、選びづらかった部分があったというようなこともおっしゃったと思うのですが、現実に町長

は若くして特別職になっておりますし、あと過去にも 40 代から特別職になっているということはあると思うのです。ですから、今後に向けて将来の特別職を担える人材育成の考え方をどのようにお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

将来的なことについては、私も託されたのはまだ 1 期 4 年でありますので、それを踏まえながらご答弁をさせていただかなければいけないという思いでありますけれども、将来的には、内部登用というものが一般的に行政機関の中では多いということをも十分踏まれば、そうした人材の登用ができるような環境も十分整えていかなければいけないのではないかと、このように認識をしているところであるということで、ご答弁とさせていただきたいと思います。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 47 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号 副町長の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

#### ◎議案第 48 号

○議長（長内伸一君） 日程第 3、議案第 48 号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

質疑を受けます。

8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） 私、谷坂氏の経歴を見ると義務教育の経験がないということにまず不安を覚えます。それと、さらに壮警高校 2 年ということで町内事情が詳しいのかという部分、これについても不安があるのですが、その辺についてどのようにお考えになっておられるか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 2 点ご質問がありましたので、ご答弁を申し上げます。

確かに義務教育の経験がなく、高校の教員として採用された経験をお持ちでありますので、そういうご指摘、ご心配もあろうかと、このように思っているところであります。谷坂氏は、空知の教育局ですとか行政機関も経験をしているということもあり、それと壮警町に着任されてからは、学校評価制度を導入しておりますけれども、その中で第三者評価

委員という義務教育全体の評価に携わるような、そういう役割を2年間担っていただいております、また2年間、その役割の中では小学校の学校行事、中学校の学校行事にはそれぞれ、壮警町の中ではありますけれども、状況としては学校行事に参加をするということもあり、学校の中身については、本町の義務教育の今までの学校評価等を通じて十分認識をされている方ではないかなと。このような環境であり、義務教育を経験していないと教員人事等についての不安もあるのかなということを多分懸念されているのではないかと思います、私も約8年間教育の現場を預らせていただいていたということで、十分連携をして、その辺については、立場を超える話になりますけれども、補完するようなことにして問題ないようにしていきたいという考えであります。

また、町内の事情につきましても、壮警高校の校長という立場ではありましたが、立場を超えてさまざまな教育分野での活躍をされておられた方で、町内の教育委員会主催の行事ですとか、農業関係の役員も農業再生協議会に校長先生も参画していただいているということもありまして、そういうことで着任後はさらに力を発揮していただくようなことをお願いをしていきたいという思いでありますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時15分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それでは、反対の意見を述べさせていただきます。

まず、特別職2名ともの外部登用には疑問があること、それとさらに先ほども申し上げましたが、経歴を見ると義務教育の経験が乏しいことに不安があること、それと壮警高校が2年間ということで、町内事情が詳しいかということに対しては疑問があることでございます。

以上をもちまして反対をいたします。

○議長（長内伸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 全く予定していなかったことでありますが、8番議員の指摘も理解できる部分があって聞いておりましたけれども、私は人事、特に特別職に関しては町長の、表現は適切でないかもしれませんが、専決事項である。いわば組織の長がナンバーツーを決めていく、あるいは自分の片腕、右腕を選任して託すということ、それから新任の町長が内部登用を考慮しながら人材を熟慮した上で外部に委託、当然事前の段階でやりとりがあったのでしようということが想像できます、余り詳しくは聞いておりませんが、その上で、火中のクリを拾うという言い方は大げさでありますけれども、新たな場所に、しかも財政が厳しい状況の中で身を投じて支えたいという意思の確認はあったのだらうということ推察いたしまして、私は今後の仕事ぶりないしは業務分掌執行については、それはやりづらい部分と町のことを知らない部分で不十分なところはあろうかと思っておりますけれども、それは指摘をさせてもらいながら、この人事については賛成をしたいという意味で賛成の意見を申し述べました。

以上です。

○議長（長内伸一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（長内伸一君） 起立多数であります。

よって、議案第48号 教育委員会教育長の任命については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第49号

○議長（長内伸一君） 日程第4、議案第49号 壮警町議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号 壮瞥町議会の議決すべき事件を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号

○議長（長内伸一君） 日程第 5、議案第 50 号 壮瞥町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

6 番、真鍋盛男君。

○6 番（真鍋盛男君） この基金の運用はどのようなふう運用されるかということをお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） それでは、ご答弁申し上げます。

この基金の使い道については、現在国のほうからいろいろな資料等がある状態でございますが、まず 1 つ目といたしましては、特に森林で不在地主と申しますか、しっかり管理されていない森林のまず調査、検索といった部分に対する費用、それからまた一方では現在管理されているような森林についても町独自の考え等によって新たな補助制度などを創設できるというような部分がありまして、いまだ明確になっていない部分もありますが、今国のほうから示されているものはそういった 2 つの系統の部分でございます。この部分につきましては、森林行政に絡む近隣市町村の皆さんとさまざまな意見交換をしながら今後検討していきたいと思っております、現在は鋭意検討中というところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 今お話あった件はわかるのですが、お聞きしたいのは壮瞥町の森林の現状についてどのように把握しているか。例えば壮瞥の森林面積、そしてその中に私有林もありましょうし、町有林もあるでしょう、国有林もあるでしょう。けれども、今回この基金を積み立てて活用していく上では今お話のあった私有林の関係だと思っております。その場合に、今私有林として持っていて遺産相続されて今どうなっているかわからない面も、それで調査するのだと思っておりますけれども、そういう面で今の壮瞥町の森林の状況どのようになっているか。概要でよろしいです。どのようになっているか最初に伺いたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

壮瞥町の森林については、国有林を除く私有林と町有林ということになりますが、その

面積につきましては7,260ヘクタールということになります。林小班と申しまして、いわゆる一つの土地のようなもの、一つの林班と申し上げますが、その数でいきますと4,196小班がございます。そのうち、森林経営計画というのがありまして、そういうものに登載して、しっかりと国の有利な財源等を使いながら管理していている森林というのが約48%で3,523ヘクタールございます。小班数でいきますと1,918小班でございます。これ以外の4,000ヘクタール弱になると思いますが、それがしっかり管理されていない森林ということになります。そのうち、厳密な調査はこれからになりますが、半数以上が現在所有者等がなかなか見つけられないという状態に陥っているかと思えます。こういったものを今後調査し、なるべく経営管理されるような森林にしていくというような取り組みをしていくということになります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 現状は今の説明で把握しましたけれども、今一番問題になるのは私有林で所有者が不明だということです。これを調査するようですけども、これに関して私はいろいろと調べてみたんですけども、森林経営管理法というのがあるようですね。その中で、私有林で管理できない面については市町村が経営管理を行うというようなことも書かれているのです。そうすると、これからの森林行政といいますか、これは大きな比重を占めてくるのでないかなと。そういう面で、やはり片手の仕事ではできないのです。大きな仕事量になってくるのでないかと思えますので、いろいろな法案で定められていることを十分検討されて進めていただきたいな、そんな気がしてなりません。

そこで、今回提案されておりますこの条例、そして後ほどまた審議される予算の中でこの基金に積み立てるお金が250万、これは譲与税として壮瞥町に配分されるのだということが説明ありましたし、その説明の中に、この250万円は北海道の試算という言葉が使われておりました。この試算のもとになる基準はどのような基準で250万という数字が出てきたのか。多分都道府県に1割、市町村に9割という言葉も使われておりましたので、その9割の部分でこのような配分がされたと思うのですけれども、どのような譲与、配分の基準で250万という数字が出てきたのか。それと、あわせて今後この金額がずっと同じ金額で来るのか、またはだんだんふえていくのか、これについてももしも想定されることで承知していれば、お話ししていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、この森林環境譲与税の算出に係る根拠という部分かと思えますが、残念ながら細かいデータ等は承知しておりませんが、これはその市町村が区域内に有する森林の面積等から算出されているものと承知しております。今現在道試算といいますのは、そういった面積等から追って計算されて出されているものでありまして、今後国が再調整して金額



が決定してくるということになりますので、今現在の段階では道試算となっております。

それから、もう一つのご質問で今後の譲与税の額の関係でございますが、これも道の試算によりますと年々上がっていくという試算がありまして、例を申し上げますと、今は平成という表記しかないのですけれども、平成34年で370万円、平成37年で530万円、平成41年で680万円、平成45年で840万円というようなところまでが試算されているという状況でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） この譲与税基金条例の関係ですけれども、以前の説明であったと思うのですが、交付金の活用のときに近隣町村との協議も必要と思われるということ、それとこの基金条例が制定された後には当然交付金によって事業を行うと。先ほど同僚議員が心配されたように、業務量が過大にふえていくということがあれば、基金条例制定に当たって本当は前段で近隣町村との協議が必要なのではないかと思うのですが、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

近隣市町との意見交換、調整というのはもう昨年度から行っておりまして、ただこの制度がなかなか内容が細かいところまで見えにくかった部分とか、それからやはり各市町とも対応に苦慮しているところがありまして、なかなかこういった方向でいきたいと思いますというような決定的な議論まで煮詰まっていないというのが現状でございます。やはり議員がご心配されるように、一番は不在の森林所有者などの調査に対して非常に労力がかかるという部分になりますので、各市町では例えば嘱託職員を雇おうとか、あるいは森林組合に委託しようとかという、そういう案もいろいろ出ておりますが、なかなか決定打がないといえますか、森林組合のほうもなかなか二つ返事でそれを受けますというような状態にもなっていないということから、今も継続検討、協議しているということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 何となく状況は理解できるのですが、これはよその町村がまだ方向性が定まらない中で、うちが基金条例を制定すると。これは、言うなればトップランナーということなのか、悪い言葉で言えば見切り発車しているということなのか、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

この基金条例の制定については、近隣ほとんどの自治体で6月の議会で提案するということになりまして、本町だけが突出して早く制定を提案しているということではございません。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 50 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号 壮瞥町森林環境譲与税基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 51 号

○議長（長内伸一君） 日程第 6、議案第 51 号 壮瞥町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） まず、この組織の改編につきましてもというか、組織運営につきましても私はリーダーの専決事項であろうというふうに個人的には考えておりますし、また公約に掲げた施策の推進、諸課題の解決に向けたリーダーの考える組織運営をしたいということであろうと理解いたしますが、一方で、行政の連続性と申しますか、私どもはつい数年前に、行革の考え方の中でというふうに理解しておりますけれども、今後厳しくなる財政を鑑みて、小規模な自治体でも小規模な組織で運営できる組織をつくっていくということで課の再編を行うという説明を受けて、当然役場庁内、内部で協議がされて、そのような案が出されて、議会も議論をしましたがけれども、そのときの議論も、あえて重層的といえますか、言い方が変ですね、1 課が抱える部分が大きいのではないかという指摘もあったし、住民にとってもどこに行ってもいいのかよくわからないという話ですとか、課題が重なり過ぎていて詳細まで住民のニーズに対応できないのではないかと、そういった質問、意見が結構出たわけでありましてけれども、その中でもそのように縮小する組織の改編、商工観光がこちらへ移るといのがありましたけれども、そういったことをやられたということを我々も見ているし、住民も見ていると。

その中で、リーダーはかわったといえども、行政の連続性からいうとなぜだという疑問は大きく残るわけでありまして、その辺の我々も何となくなすっとしっくりいけない部分

があると思うのです。一方で、リーダーの専決事項だと言いましたけれども、確かにこうしたいという意思があるのでしょうか、内部の組織で2年ぐらいでしょうか、なじんだらうし、あるいは議会もそうですけれども、住民にしても一応これで動いていくのだという理解をした人たちからすると、どうなのだ、なぜなのかという、雑駁ではありますけれども、行政に対する、行政と住民の情報の共有が大事だということを町長は真っ先に掲げておりましたので、そういった意味からすると、確かにリーダーはわかりましたけれども、行政の流れから関しますと住民のよくわからないうちに動いていったというようなことにも映りかねないということも考え得るのでありますが、その辺のことを説明いただきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

提案理由でも説明いたしました事項も重なる部分ありますけれども、基本的な考え方といたしましては、本町が抱える課題を解決して着実にまちづくり施策を推進するために、課の分担をやっぱり明確化を図り、専門性を発揮し、推進力ある組織とすることを目的としているということであります。ご質問の私なりに課題認識として整理しておりますのは、私自身この3年ほど前から議論を庁内的にしていたときも意見は申し上げていたところであって、三役の立場でありましたけれども、なかなかその辺は取り入れていただけなかったということがまずあると。それと、私自身課を大きくするというについて一定のよい面もある、このように認識しておりますけれども、先ほど松本議員がおっしゃったように、責任の所在だとか分担がわかりづらいということは当初から私もそう思っておりますし、こういう立場になる前に政治活動を行っている中で随分住民の皆さんから直接お聞きした声でもあり、公約に掲げさせていただいたということでもあります。そうしたことから、今後役割分担ですとか担当の分担をはっきりさせて施策を着実に推進していくために、今の組織体というのはほぼ2年前まで運営をしていた組織体に戻すということでもありますので、また住民の皆さんには十分な周知を議決いただいた後はさせていただきたいなど、このように思っているところであります。

また、庁内的には、就任して間もないところでこういう組織に変更するということについてさまざまな職員の皆さんの思いがあると、このようにも認識しておりますけれども、課長会議と職員会議等を通じて考え方は時間をとらせていただいて説明をしております、今後この議会が終了し、議決をいただいた後には、来週から今月いっぱいかけまして、他の用務が入っていない時間を割きまして、職員にこうしたことも含めて個別の面談を行う予定にしております。そうした中で意見交換、説明を申し上げながら、職務に対する考え方ですとか人事に対する希望なども把握をさせていただきながら、8月の機構改革に向けて取り組んで準備をしていきたいと、このように考えているところであります、今回提案をさせていただいたということでご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 今町長の答弁でありましたように、組織を2年前に戻すということで説明がありましたけれども、そこで商工観光課というのが今現在本庁、こちらにありますけれども、これをもとに戻すということは情報館のほうにまた移転させるのかという部分についてぜひともお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

昨年まで商工観光課は情報館の2階にあったわけですが、基本的には商工観光課につきましても観光協会、そして指定管理との連携を図ると。また、噴火の災害の際には情報館については防災の拠点施設として使用することを想定して整備をしたところでもありますけれども、そういう情報館の機能を、一定の役場の組織が入って、館内のことに熟知しているということも大切であろうという思いがありまして、基本的には情報館のほうに商工観光課については戻すような考え方で今調整を図っております。

それで、事務の効率化ですとか、そういう観点から役場のほうに移すという考え方をもって昨年からこのように取り組んだというふうに思っておりますけれども、その辺も内部的な課長を中心とした意見交換の中でもさまざまな議論がある、意見がある中ではございますけれども、やはり観光協会、指定管理者との連携を図るといような意味合いと先ほど申し上げました情報館の中に役場の一組織を入れておいたほうが良いと、そういうような判断で商工観光課につきましても情報館のほうに移転をする。そういうような考え方で今最終調整を図っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 私もこの組織改編に関する関係条例の整理という部分については全然反対するものではございません。ただ、分掌事務を見た中で、総務課の中にジオパークの推進に関する事項がございます。そして、商工観光課にはジオパークの活用に関する事項というのがあるのですが、これ業務の内容というのはおよそ想像はつくのですが、これは同じ課でやったほうがいいのかないかなという感じはするのですが、その辺についての考え方はどうでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

今の業務分担の実態に合わせて、歴史的な背景もあって、この部分については2つの課で併用している実態を踏まえての今回分掌になるということでもあります。将来的には、近い将来1つに集約をしていくことも十分検討してこれから進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 51 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号 壮瞥町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 52 号

○議長（長内伸一君） 日程第 7、議案第 52 号 壮瞥町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 52 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号 壮瞥町税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 53 号

○議長（長内伸一君） 日程第 8、議案第 53 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 53 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 54 号

○議長（長内伸一君） 日程第 9、議案第 54 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 54 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 55 号

○議長（長内伸一君） 日程第 10、議案第 55 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 55 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 56 号

○議長（長内伸一君） 日程第 11、議案第 56 号 令和元年度壮警町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページ。

1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） 総務管理費の中のテレビ難視聴対策費で 11 万円の追加というふうになっていますけれども、説明では壮警デジタルテレビ中継局電波監視業務で使用する消防支署設置のモニター 2 台が壊れたということで 11 万円追加ということでもありますけれども、そもそもの基本的な部分を聞きたいと思うのですけれども、この電波監視業務というのはどういうものなのか。それで、設置したときには説明あったのかもしれませんが、消防支署に設置してあるのはどういうことなのか。そもそも論ですけれども、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

まず、この業務ですけれども、基本的には壮警デジタルテレビ中継局の関係の一括での委託業務で、NHK アイテック等に委託しているわけですが、結局は壮警町で見ているテレビの施設自体は壮警町のもの、一応それを管理するのが NHK とか民報 5 社と契約を結んで管理していると。ただ、持ち物は全部うちが管理しているというのが基本です。

そもそも支署になぜ置いているのかというところなのですが、基本的に電波が発信されていて、それを確認できるかどうか、映るかどうか、それが 24 時間、支署は 24 時間勤務体制ですので、壮警消防は、基本的にそこに 24 時間映っているかどうかというモニターを設置して、ここ自体に民報 5 局、5 台設置してございます。それぞれの局を全部映してい

るという形で監視をしているという形です。ですから、それがもし電波が正常に発信されていてもモニターで受信できなければ、町民が受信できていないのではないかという形のもを監視するために、このモニターは設置しているというふうに承知しております。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） もう一つ確認したいのですけれども、消防支署の支署員がこの業務に携わっているわけではなくて、委託している人にその業務を託しているということだと思っていいのでしょうか。それを確認したい。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） まず、消防のほうに委託しているわけではございません。あくまでも消防のほうに見ていただくという形です、常に。物自体、このテレビ自体は壮瞥町の備品というか、機材等にはなっております。ですから今回補正させていただいたのですけれども、あくまでも委託業務自体は全体の業務として委託業者に発注はしている中で、そのモニターが正常かどうかという確認だけの委託でございます。ただ映っている、映っていないというのを逆に消防のほうに確認していただいているという形でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 総務費の一般管理費、職員研修事業で市町村職員の外国派遣研修負担金、この具体的な内容とその必要性という部分について説明願いたいと思います。

それと、もう一つ、戸籍住民基本台帳費の中の通知カード、個人番号カードの関係なのですけれども、これの住基カードの交付状況、それと住基カードを使っての利用拡大、たしか先般マスコミで流れていたと思うのですが、要は健康保険証機能を付加するとか、そういう報道が出ていたと思うのですが、その辺についての情報がもしあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

まず、この研修費用の内容でございますが、まだ正確に、通知が来ていたところで予定でございますけれども、外国の予定でございますが、一応派遣先はヨーロッパ、ドイツ、スイス、イタリア、この3カ国を予定していると。今予定としては、9月7日から9月16日までの10日間を予定しているという形でございます。あと、詳細の日程は、どういう形の視察をするかというのはこれから振興協会のほうで詰めるというふうに聞いてございます。一応日程等、外国の国の回るところはそういう形ですという形で聞いています。

あと、目的でございますが、先日の一般質問の中でも町長おっしゃられたように、職員研修の充実を打ち出しております。これまでも振興協会の研修には結構参加していた経緯がございまして、ただ道内研修でいきますと平成21年度以降出しておりません。それと、道外研修も振興局は同じくやっていたのですが、平成20年度で、それ以降出していな



いという状況があって、職員の研修、そういう機会を踏まえて実施したいという形で今回補正させていただいたものでございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） マイナンバーカードのほうにつきましては、私のほうからご答弁申します。

ご質問の中で住基カードということだったのですが、マイナンバーカードに関してだと思しますので、そちらのほうについてご答弁をいたしますが、まず交付状況につきましては6月3日現在ですか、10日ほど前の段階で401枚、昨年よりも微増という程度伸びてございます。それから、利活用促進に関しまして、先般新聞報道でもございましたが、要は健康保険証の機能とマイナンバーカードを合致させていくと、それによって利用促進を図っていくということにつきましては、今月総務省のほうから利活用の促進に関する方針というものが通達されまして、その中での促進策の一つとしてうたわれております。具体的には、国の現在の方針では令和3年の3月から本格運用したいというふうには通達の中にはあるのですが、ただ新聞報道等を見ると、それを実際受け入れる医療機関側のほうでその設備を自前で用意しなければならないだとか、あるいは当然個人情報を機械上とはいいながら扱いますので、情報漏えい対策とか、そういったところはどうか、そういったような不安の声もまだ上がっているという状況ですので、基本的に町としては国の方針に従って事務を今後進めていく予定ではありますが、まだちょっと不透明というか、そういったところも一部残っているのかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 私も総務、一般管理費の職員研修について伺いますが、まず市町村振興会でよろしいのですか、主催するのは。その主催のヨーロッパ研修というのは毎年あって、募集をされていて、壮警は平成20年からは募集に応じていなかったけれども、職員研修の一環で、復活なのか、派遣することにしたということで理解していいのか。まず、金額のほう、10万円の負担、町が負担しますけれども、振興協会のほうでいかほどの支援があって、その研修旅行自体の一人頭の費用は幾らぐらいなものなのか、ないしは個人負担があるのかどうか、数字だけ聞いておきます。

それから、一気にいってしまいますと、議員研修というのも当時も多分市町村振興会の主催だったのでしょうか、毎年2人ずつぐらい募集に応じて派遣していたのでしょうかけれども、私、長内議長が当時新人議員ぐらいで終えんしたというようなことを記憶していますが、それ以降は議員の海外派遣、研修等については余り目にしないし、耳にもしなかったもので、振興協会の主催はなくなったのかなというふうに思っておりましたけれども、職員の分はあったのか。ちょっと長くなって恐縮ですが、私自身は視察そのものを否定するわけではない。ただ、なぜドイツだ、なぜスイスだ、なぜイタリアかということについて理解がしがたいというのが本音であります。見聞を深めることはあるでしょう。見て、新

しいものを知って、情報をいただいて、それがどう生かされるか、それは未知数であります。そういう時代なのかという暗黙の理解があってそういった研修がなくなったのかなというふうに、議員のほうですが、議員の視察は。

しかも、当時は随分単価が高い。新聞などで見るヨーロッパツアーの3倍ぐらいする。中身も濃いのでしょうかけれども。ただ、あの人数であの単価で行ったら、随分高い旅行だなと思って見ておりました。そして、毎年JTBと近畿日本ツーリスト、名前言っているのかどうか、大手が交互に入札をしていると。さもさもできているのだなというふうに、言葉で言うと変ですけども、そんな理解をしていました。こういうことは必要なのかという発言を生意気に新人議員で言ったことがあります。その当時、ヨーロッパ、那須町、そこの合同研修というのはありました。規模の小さい町同士が10人ぐらいで、安く行けるからという見聞のツアー。それはそれで町民対象でいいとは思いますが、議会については毎年のように行っていたのですが、終わりました。

何が言いたいかというと、当時フィンランドとの交流が進んでいました。雪合戦の交流ということで、こちらから何名か行って、向こうも見えるのですけれども、僕はその中に議員が入ったっていいだろうと言ったのです。済みません、長くなって、手前みそで。要するにせっかくお金かけて行くのだから、顔の見える交流をして、終わった後に抱き合ったぐらいにして人的交流もできる、そんなものにむしろ行ったほうがよろしいのではないかと。物見遊山とは言いませんけれども、大きなお金をかけて大人数で初めて行くヨーロッパに行って、収穫があったのでしょうかねというような皮肉な質問をしたことがあるのですが、済みません、前段が長くなりましたけれども、そんな意味で、おおよそこういったものが世間なり社会制度から消えたのかなと勝手に理解していたのですが、あったのだなという驚きと、なぜ今それに行くのだということの疑念は払拭できないのですが、質問にお答えください。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私からご答弁を申し上げます。

この市町村職員の外国派遣研修事業についてでございますけれども、財団法人の北海道市町村振興協会が主催するものでありまして、全体の経費は4分の3が市町村振興協会が負担し、4分の1の経費を市町村で経費負担する、そういう仕組みのものであります。ご承知、ご説明をさせていただいたとおりでございますが、公約でも、自分の体験からも職員の研修する機会の充実というのは非常に大事だというふうに私思っていたところでありまして、提案をさせていただいているところであります。この研修は、先ほど申し上げま

したとおりでありますけれども、道内の市町村職員を対象としたものであることから、研修の目的としては環境対策、地域づくり、産業対策、それと社会福祉というテーマを持って3カ国を見てくる、視察をしてくるわけですが、道内の市町村職員との横のネットワークも広がる、つながるといふことと4分の1の経費で参加できると。

こうしたことから、過去にこの研修制度を使って国外に派遣された職員は私の記憶では、もう退職されていますけれども、1名いたというふうに記憶しております。そのほかに道内研修、道外研修についても参加をしている実績がありますけれども、22年度以降こうした制度を活用していなかったということになりまして、今後は限られた予算の中ですけれども、職員の皆さんに大いに見聞を広げていただいて横のネットワークを広げていただく、こうした趣旨で、予算の範囲内で道外研修ですとか専門的な知識を習得する研修もほかにまだあると、このような参加機会を拡大をして資質と能力を高める取り組みを充実させていきたいと、このような思いで今年度はこの国外研修をと思っておりますけれども、今後につきましてはどのような有り様がいいかということについてはまた次年度の予算編成の中で決めていきたいと、このような思いでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 余り理解は進んでいないのですが、資質向上や横の連携であれば、ご自身も出向した、出向といいますか、今言ったように道庁の1年間でしたっけ、2年間でしたっけ、そういった出向の、研修とは言いませんけれども、そういった経験が非常に人脈もできて、人も知り、組織も政策も深めて帰ってくるというふうに聞いておりますので、別にそれにこだわってはいませんが、財政の厳しさを前端的に説明があって動き出した田鍋町長の町政の中でこれは必要かという疑念はやっぱり払拭できないでいるのですが、方法論としてはいろいろあるだろう。その一つとしてこれがだめだとは言わない、ものとしては。

ただ、確かに経費は4分の1で10万、余り大きくない。ですが、これを復活するという意味が大きいのではないかと、それを含めた研修とする。そして、人間というのは、組織というのは、前例踏襲とは言いませんけれども、それを次は私が、次はあなたがというふうに見るのではないかと思うのです。そんな意味では、道内でも道外でももっともっと研修や視野を広げる、人を知る機会が多いのではないかと。ないしは振興協会、いろんな意味で本町もお世話になっている。補助金とかいただいて、側面支援をいただいているのは十分承知しておりますし、優良な団体であるのも理解しますが、私のつたない経験で言うと、当時の議員のヨーロッパ研修が市町村振興会の主催であったように覚えておるのですけれども、たしかそのときはもっともっと大きな数字で、60万とか70万とかというぐらいのボリュームで、どのぐらい町が負担したのかは忘れましてけれども、そんな研修が成り立っていたのですけれども、その時代とは違うのも理解しますが、果たして今財政が厳

しいということを前面に言っている中でそれを出すということが、それこそ町長ご説明あった町側と住民との情報の共有なり理解の部分でどうなのという疑念が残るのではないかという気がしてなりません、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

確かに財政面を考えると、今後も含めていかなものかというご意見があるのはもっともだというふうに思います。しかし、一方で施策の公約として掲げた一つに、今年度からできるものとして、組織改編ですとか、人材の育成で研修の充実ということはどうたわせていただいていたところでもあり、これはぜひ私の考えとして、自分の職員としての体験談からも、さまざまな外国にも派遣していただいた体験談からも、次の政策に結びつけていくヒントをたくさん得たという自分の体験からもそうしたことに期待をしながら、先ほど申し上げましたようにネットワークを広げて見聞を広げるという意味では私は非常に有意義な、機会をつくるということが有意義であるというふうに思っていて、今後も計画的な道庁への派遣も含めて人材育成を、少ない予算の中ですけれども、そういうところに予算を割いていくつもりであるということでご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般4ページ。

1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 企画費の空き家改修、整理補助金ということで21万6,000円追加ということでありますけれども、これは空き家の改修、整理ということで、助成金として壮警町が3分の2以内、30万円以内で助成するということでありますけれども、今回1件予算を組んでいたものが2件申し込みがあったので、追加ということでありますけれども、この中身を教えていただきたいというふうに思います。

それと、社会福祉費のプレミアム付商品券事業ということで、これは消費税増税に伴って低所得者、子育て世帯を対象にプレミアム商品券事業を行うということでありますけれども、全体協議会でも説明ありましたけれども、対象見込み数と今後のスケジュール、予定をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課参事。

○総務課参事（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

私のほうからは空き家改修の整理補助金のほうの増額補正分ですけれども、こちらにつきましては当初予算で30万円、1件分見ておりましたが、今の時点で2件の空き家改修の申し込みがありまして、もう一件のほうは21万6,000円で足りるということで、その不足分、足りない分を補正するものでございまして、中身につきましては現在空き家になっている部分の改修費用として積算された費用を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

プレミアム商品券事業についてでございますが、こちらは対象が低所得者及び子育て世帯ということになっておりまして、現状の見込み数でいいますと双方合わせて大体 750 人ぐらいというところですが、税情報ですとか、あるいは9月の末までに生まれたお子さんがいれば、それは対象になるものですから、まだちょっと流動的なところはございます。

それから、スケジュールについてですが、今回事務費をご提案をさせていただいたところで、ご承認いただければ、来月から対象者の方への通知ですとか、あるいは実際に商品券購入するまでに、購入の申請書を送って、それを出してもらって、それから引きかえ券を送って、最終的に買うという、そういう何段階かの手続がございます。その辺のご案内をしつつ、基本的に販売を開始するのは10月からということで予定をしておりますが、販売自体は年明け、現状でいうと来年の2月ぐらいまでは販売をしておりますので、ここに間に合わなければならぬとか、そういったことではございません。いずれにしても対象者の方には広報やお手紙を通じて丁寧にご案内をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） プレミアム商品券のことについてちょっと確認しますが、そもそも、ないとは思いますが、消費税が増税されないということになればどういう対応になるか、ちょっと聞きたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） 結論から言いますと、そういった想定は現段階ではしてございません。当町独自の判断で行っている事業ではございません。消費増税対策ということで、全国一律でほぼ同様の制度としてやっておりますので、万一そのような状況になった場合には国としての判断も当然出てくるものと思っておりますので、それらを踏まえて町のほうで対応するということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 私も空き家対策について伺いますが、1件分と合わせて2件の申請というのは既に行われているのかもしれませんが、事業そのものことでお伺いしますが、当然大きな意味で移住、定住の政策の中の一つであるという考えと理解していますし、その上で宅建業者も中に入って、空き家をお持ちだけでも、活用の予定がないといいますか、近い将来使わない方、そして移住を希望する方、買いたい方、その中に入って改修してお渡しするというのがうまく流れていけばというふうに思っていますが、実際これも空き家をお持ちの方が町内、町外にいるかどうかは別としても持っていて、

そこに改修というよりも入りたいと、利用したいという方が出てから、そこで改修費用、所有者が改修する場合の費用を補填しましょうという制度で、そういった利用がされているのだという理解でまずこれはいいのかと思うのですが、そこに入る方は定住する、住所を移す、住まわれるのですけれども、その上でビジネスをする、起業するというのもあり得るのか。起業等で使える補助金といますか、町の制度、そういったことを利用して、オンさせてそういった事業ができるのかと、ないしはそういう事例もあるのかということもお伺いしたかった。

それと、空き家改修で入って、その上で入った方との何らかのトラブルといますか、行き違いといますか、持ち主の方と利用者の、売買するのですが、その後のやりとりで何か問題があったとか、そういった例があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課参事。

○総務課参事（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

空き家整理改修事業の補助金につきましては、事業をやるかやらないかということではなくて、補助対象事業といたしまして家財、家具等の運搬及び廃棄、それから台所、浴室、便所、洗面所、床、内装等の生活するために必要な改修及びこれらに附属する住宅設備品の取りかえということで、それに合致していれば補助は可能と考えております。

それから、その後改修してトラブル等があったかということですが、それにつきましては今のところはなかったと認識しております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご質問の中で1つ、起業家促進の補助金にまつわるご質問だったかと思えます。

起業家支援の補助金につきましては、基本は他の補助金を受けていないものを対象ということではあります。近年あった例としては初めから起業というテーマを持ってご相談に来られたので、そういった空き家改修の補助金もありますよと、こちらの起業家支援補助金もありますという中では、初めからこの起業家補助金を使って改修等を進めてくださいというような話を申し上げて、こちらのほうの補助金をご紹介したというような形になります。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 理解をするためにもう一度確認します。

家の持ち主が補助を受けるのはこの空き家改修で、それで買い手がいるかどうかはまた別の問題なのですか。それが前提ではないのですか、それが1つ。

そして、売り手が直した部分で、それを利用したいという方が来て、そこで起業家支援を使って買ったほうが事業をするということではできないものなのですか。今のお話だと、最初から100万でしたか、起業家推進支援のほうで使ってくださいということで理解して、それを全部使ったと。私が言ったような例はあり得ないのですか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課参事。

○総務課参事（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

私のほうからは借り手がいるかどうかで補助金がもらえるかどうかというところですけども、それは関係なく、借り手がない場合でも借りてくれる人を、入ってくれる人を求めるために改修するという補助金ですので、それは可能ということです。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、初めに定住として空き家の補助金などを使った物件に入られる。借りられるとか購入するとかというケースはあると思いますけれども、その後ご本人の意向により起業したいと、何かそこで事業したいというような場合は、この起業家の補助金を使えることにはなりません。ただし、この事業で明確にしておりますのは、住居部分と商業的に使う部分をしっかり分けてくださいというふうにっておりますので、多分事業的な整理というのはそういう部分でチェックして、商業的に使う部分だけに補助対象としてこの起業家支援の補助金を充てるというような制度になるかと思えます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 私のほうは空き家の対策のことについてです。以前ご質問いたしました、新しい買い手に渡すために改修するのではなくて、解体をするために補助金というのは考えられないかと以前ご質問したときには、それは今現在は考えられていないと。でも、やっぱり現在でも壮瞥で空き家がふえております。それから、物置、倉庫も結構破損している物件もふえております。結局これをほっておくと、今室蘭とかはちょっと変わりましたが、ほかもやっています代執行になれば町財政にかかわってくる。ですから、新しく今町長かわられて体制になったのですが、今後改めて空き家を解体するための費用の補助ということは考えられないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課参事。

○総務課参事（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

今の時点では解体に対する補助金というのは考えておりませんが、今年度中には空き家対策協議会を設置して、空き家等の対策計画を策定して、空き家に関する対策の実

施体制を整備していきたいと考えておりますので、そちらも含めて今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般5ページ。

4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 私は、農林水産業の農業費の中の畑作構造転換事業についてお伺いしたいと思います。

この内容について説明がありましたのは、この事業につきましては畑作農家の大規模化に対応するため、省力作業体系の導入や生産性向上、技術の導入に係る事業ということで説明を受けましたけれども、この内容について改めて具体的に説明を願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

この事業は国の事業で、いわゆる農業の大規模化ですとか効率的な農業生産に向けた支援の対策ということになります。具体的な内容につきましては、今つくられている作物の畑をそこに輪作体系の一つとして小豆、具体的にはこれは小豆で、小豆を入れることによりまして、輪作の延長化といいますか、輪作の体系の中に1つ小豆を入れるということによって、地力を確保するといいますか、地力を保つことができるということと、それから効率的な作業のためには、通常より密植栽培といいますか、少し間隔を狭めて定植することによりまして収穫のときに効率が上がるという、こういうやり方をするということによって反当たり4,200円が交付されるというような事業でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 理解させていただきました。

では、この事業を利用する農家戸数というのは今現在のどの程度いるのか。

また、反4,200円ですけれども、新たに農家の負担というものは発生するものはないのかどうか、その辺についてもお伺いしておきたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

この事業に参加する農家戸数が17戸で36ヘクタールという状況でございます。先ほど申し上げましたように反当たり4,200円の交付金が出てまいりますので、それに対して改めて小豆を生産するということになりますので、それに対する生産コストは当然かかってまいります。その補填的な意味合いとして反当たり4,200円が交付されるということでございます。

〔「農家の負担」と言う人あり〕



○経済建設課参事（齊藤英俊君） 農家負担というのはございません。つまり小豆を作付することによって反当たり 4,200 円が交付される。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 何点かあるのですが、ページごと3回というルールにのっとって言いますが、よろしく願いいたします。

まず、今の同僚議員の同じ質問になるのですけれども、畑作構造転換事業、提案理由の説明のときには全く農水省のホームページと同じ表現で、今同僚議員が言ったように大規模化あるいは効率化を図る生産向上技術の導入等云々というふうなことが書いてあって、その補助だと。具体的に何だろうということで、今話がありました。小豆を例にとったのか、小豆だけなのかわかりませんが、全くその辺の知識がないのですが、話はわかります。連作体系を維持して、なおかつ地力を保持するために小豆を入れると、ほかの作物をつくる種目がふえるので地力保てるのだろう。それも、しかも間隔を縮めて植えると効率的に収穫できると。なるほどなと理解しますが、なぜ小豆なのだという疑問は残るのですが、これはうちの町だから輪作体系に小豆を入れることだというのを農家ないしは農協、あるいは担当課のほうで知恵を絞ってこういった国の補助に乗ったものなのか、ほかの地域では違うメニューで補助申請をしているのか、その辺がわかればお伺いしたい。それが1つです。

それから、西いぶり広域連合の負担金であります。これはじんかい処理にかかわって、説明の中では技術職を1人入れると。これは当然広域で負担しますから、壮警の負担がこれだけということになりますけれども、中間処理施設の新しい施設に対する研究なのか、導入のための事務処理なのかわかりませんが、そういった技術職を入れるということのもう少し深い説明をいただければと思います。広域連合の議会では説明があったのかもしませんが、お願いしたい。

それから、これは多分政策予算と言っていいのだろうと思って拝聴しておりましたけれども、緑肥作物の補助、それから廃プラの適正処理の補助、これは予算審査の際にも前理事者側と議会で、同僚議員から一般質問が出た中身ではあります。なぜ要るのだろう、その理由も聞いておりました。やっぱり財政というものが先にあって、それから財政だけではなくて、おおよそこの事業についてはめどが立ったという表現は適切かどうか、長年やっていますので、おおよそあまねく地域に広がっていったのではないかという理解を示した説明があったやに記憶しているのですが、ただ継続を望む声は十分議会の中にもありました。恐らく町長もいろんな懇談の中でこういった声を耳にして、額的にもあれだし、政策予算の中で予算の範囲で入れたのだろうというふうに理解しているのですが、その辺の思いもあればお伺いしたかった。

それから、済みません、前後しますが、西いぶりの負担金の中で前のページで質問し忘れたのですけれども、議長のお許しを得て、あえて関連で聞きますが、前段は電算処理で増額されているのです、補正として。それも消費税アップのためのシステム改修だと。結

構な額なので、これも広域連合全体で見たらこれだけになるのだというふうに規模を聞きたいのと、ささやかな疑問で消費税がアップのためにこれだけ金がかかるのかということがありますから、ちょっとわかりやすく説明いただければと思っております。

もう一つ、ついでに弁景 55 年泉源ポンプ取りかえ工事、これは当初予算計上した部分で 70 万でしたか、それが足りないということの補正でありました。そもそも機能評価が違ってたと。いわば能力をもっと小さいやつを予算していたけれども、それでは間に合わないで、大きなものにかえるための補正だという話を聞いたと思っておりますが、そんなことは当初からあるのですか。当然使う組合の方との話があって、こういうものが要るという、こういった機能で、メーカーまではわかりませんが、そういったポンプが必要だと。つたない知識ですけども、私も壮警温泉利用組合にいますので、どこの泉源にどれだけのポンプが要るかという能力ぐらいは承知しているつもりなのですが、それが大幅に違うというのはいま一つ理解できないのですが、その辺の情報把握はどうだったのですかということをお伺いしたい。

済みません、長くなりました。お願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） 1 点目の畑作構造転換事業についてご説明申し上げます。

この事業は、具体的にはとうや湖農協のほうから提案がありまして、この補助金自体が市町村の予算を通るということで、とうや湖農協側から提案されたものでございます。メニューの中には豆類の導入ということでいろいろなメニューがありますが、これは小豆のほかにも大豆などに対する補助もあったり、それから土壌診断をした場合に対する補助があたりということ、広く畑作の地力向上ですとか、あるいは経営的な拡大等、こういったものに資する補助金でございます。ちょっともう一つご説明し忘れておりましたのが、これは主に馬鈴薯の畑に対して小豆を入れていくという形になりますが、主にセンチウ対策というような意味合いもあるというふうに聞いておりました、そういった意図からもうとうや湖農協のほうで推進している事業ということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

私のほうからは広域連合の人件費のほうと、それから弁景 55 年泉源の件についてご答弁をいたします。まず、広域連合の負担金につきましては、より詳細をということですが、内容としては中間処理施設整備が以前からご説明しているとおり進んでおりました、いよいよこれから事業者の選定ですとか、あるいは実施設計という段階に入っていきます。最終的に平成でいうと 37 年に新しい施設が稼働するという予定でございまして、その分の人件費が 964 万円ということ聞いております。現在のところ広域連合の担当が一般事務職を中心に構成しているので、今回からは技術職ですか、より専門知識を持った

職員を配置したいということで計上しております、その分の壮警町負担分を予算として今回出したということでございます。

それから、2点目の弁景55年泉源の件でございますが、済みません、ちょっとご説明が適当ではなかったのかもしれないのですが、中身が変わったからでは全くございませんで、これについては昨年当初予算を作成する際に事業者から参考見積もり等をもって予算計上していったのですが、その参考見積もり自体に誤りがございまして、厳密に言うと総額表示のところと内訳の表示がずれていて、それで総額が今回の補正額の分が不足していたと。本来であれば、そこで予算計上の際に精査をすればわかっていたことなのだろうというふうに思うのですが、私を含めた職員のミスでそのまま計上してしまったため、今金額が不足して執行できないという状況にございます。それで今回追加の予算を計上させていただいたということであって、ポンプの性能が変わったとか、そういった理由ではございませんので、ご了承いただければと思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課参事。

○総務課参事（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

私のほうからは企画費の広域連合負担金、電算に係る部分ですけれども、こちらにつきましては4市町で、室蘭市、登別市、伊達市と当町で改修費用として2,427万円程度かかるとなっております、当町におきましてはそのうちの約2.7%に当たる65万円ほどを今回補正させていただいているものでございます。また、こちらのシステム改修につきましては消費税のアップに伴ってするものでございますが、システムは3つありまして、障害者福祉システム、それから子ども・子育て支援システム、2つですね、システム自体は2つありまして、その中の消費税アップに伴って報酬改定ですとか、あとは幼児教育の無償化がこれからあると思っておりますが、それに対応するために必要な経費となっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私のほうからは農林水産業費の農業費の中の一般農政事業費についてご質問があったと思いますので、その部分についてご答弁を申し上げたいと思います。

松本議員がおっしゃったように、こちらの2つの事業と次ページの有害鳥獣対策につきましては農業振興策として推進をしてきたところでございますけれども、近年の行革の一環として見直しがなされて、議会の予算審議等の中でも議論があったことは拝聴していたということでもあります。近隣町でも行っている面もあって、また継続を求める声を多数聞いたということもありまして、農業振興上必要と考えて、今回提案をさせていただいたというふうにご理解をいただければと。ご推察のとおり、質問のとおりでございまして、財政が厳しい中ではありますけれども、こうした必要な予算については措置をしていきたいと、こう考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） ほとんど理解をいたしましたので、やめてもよかったのですが、1つついでに質問しておきますが、一般農政の事業の中の旅費4,000円の計上がございませう。これは、担い手センターの出張旅費とたしか説明があったと思うのですがけれども、一般質問等のやりとりを含めて担い手センターの意義、情勢、今後そこに期待する機能等は随分やりとりがあったし、町長の口からも聞いた記憶があるのですがけれども、その割にはこのボリュームの4,000円は、多分1回札幌かなんかへ行くと終わってしまうのかなというふうに、随分寂しいような気がしてならぬのですが、いかがなのでしょう。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 担当の課のほうに先進地をとということで具体的には日高管内の町と東胆振ということで検討してもらった結果、財政状況を勘案してか日帰りの日当のみの計上で大丈夫ですというお話をいただいたということがあって、十分その中で見てきていただきたいと思いますし、情報収集をしてきていただきたいと思いますし、また一般質問の質疑の中でも議会の皆さんも視察をされている、そういう資料を研究させていただきながら我が町に合った担い手センターの機能を充実させていきたいと、そのような思いでありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 十分ではないですが、理解いたしました。

その上で、議案質疑には若干ずれるのですが、関連ということで議長の理解をいただいて、質問をもう一個最後にしておきたいと思うのですが、思いつきみたいな話で恐縮ですが、一般質問のやりとりもございました。それから、所信の中でも農業政策を進める上での担い手センター、次の後継者育成も含めて重要性は強調されている。私ども議会も、同僚議員の発言にありましたように、むかわ町の視察もいたします。今度厚真へも行くのでありますが、そういった先進地視察、議会にとっても勉強になるのですが、勉強という言い方よりも、行政側にとってはそれは実際の仕事にかかわる大きな情報の吸収と次に生かすという意味。我々議会も真剣に視察という意味と、それから政策的につながることを重視すれば、以前にも議会のほうから提案をして同行したこともあるのですが、議会と担当職員と一緒に視察をすると。同じ目的があるのだから、そのほうがこちらも真剣に、議員だけでは真剣ではないという意味ではないですよ、あくまでないのだけれども、同じものを見て違う角度で議論する、それが次に戻ったときに例えば委員会の中でも、あるいは質疑のやりとりの中でも、あるいは一般質問のテーマとしてそれが議論が闘わされて、より昇華されたものに、ブラッシュアップというのか、された政策につながればという思いで発言していますが、そんなことが考えられないのかというようなことを、突然思いつきで恐縮ですが、議長のお許しをいただいて質問させてもらいましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

過去にそういう議員の皆様と議会主催であった事業で、合併討議のときには一緒に、議論を深めるために、認識を深めるために本州方面へ視察をしたことがあるようにも記憶しておりますし、近年でもあったように記憶しておりますので、同じ政策課題を抱えて、違う視点になるかもしれませんが、実際に取り組んでいるところの事例を把握してくるということは非常に大切なことだと思っておりますので、ぜひそういう機会があれば、事前調整でなかなか日程調整が難しい面もあるとは思いますが、そういう機会があれば担当、そして私ども含めて参加をさせていただく機会ができていけばいいなと、このように思っておりますので、今後につなげてご相談させていただきながら進めていければいいのかなと、このように思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、一般6ページ。ありませんか。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 説明をいただいたのかもしれませんが、再度確認で詳細をお伺いします。

土木費の道路橋梁維持経費の修繕費300万ですけれども、説明の中で、建部地区の歩道の縦管、そのふたが浮いているので、ここを通る妨げになるので、それを修理、改修したいということ、そしてそれは30年度でいただいた指定寄附を財源として活用したいということで聞き及んでおったと思うのですが、具体的に役場のほうで改修しなければいけない箇所気づいて、理解して事業化が必要だとの判断はいつされたのかということと、当然タイミングよく寄附金をいただくことはありがたいし、それを使うことも非常に、いわばラッキーなのでありますけれども、それはいつわかって、いつ決めたのかというところの時系列がわかれば、お伺いしたいということなのです。

○議長（長内伸一君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今回実施する箇所につきましては、建部B団地の横の町道の団地側の歩道のますと、そこをおりて行って交差点を右に曲がってゆーあいの家方面に向かう町道。団地の横と、団地からおりてきたところのゆーあいの家側の歩道のます、合わせて14カ所をやる予定としています。3年ぐらい前だと思うのですが、歩行者の方でちょっとつまづいた方がいらっしやって、それはちょっと後から話は聞いたのですが、その前からある程度出ているというのは把握はしていたのですが、なかなか手はつけられていなくて、そのときから少しずつ、ゆーあいの家側のほうからその年の予算の執行残とか見ながら少しずつ直してきていました。30年度の予算でもことしの3月に3基ほど直したのですけれども、今回14カ所やることによりまして、そこがつながるといいますか、団地からゆーあいの家側が全部歩道のますについては改修が終わるということでございます。今回30年度に寄附

金をいただきまして、道路整備にということで、あと維持事業に使っていただきたいということで300万円の寄附をもらいましたので、その続きです。団地からゆーあい側のほうのますを全部直したいということと、あと一部、その道路から建部の改良住宅に上がっていく町道があるのですけれども、ちょうどその交差点のところの歩道の縁石も歩くにはちょっと支障になっている部分と、あと冬に歩道の除雪をするのに支障になっている部分がありまして、そこもあわせてやりたいというふうに今は思っているところでございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般7ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について。一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般2ページ。

1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） この中の基金繰入金の中のふるさと応援基金繰入金ということで、関連になるかもしれませんが、ふるさと納税について質問したいと思いますけれども、きのうの一般質問のやりとりでもありましたけれども、町長の所信表明の中にも財源確保のためにふるさと納税制度の取り組みを充実していくということでありました。きのうの新聞で、18年度の西胆振6市町のふるさと納税の合計ということで記事がありましたけれども、圧倒的に登別が多いのですけれども、登別、室蘭市、伊達市ということで2倍増ということでありました。壮瞥町と豊浦町だけが減っていると、壮瞥町は40万円減っているということでありました。やり方次第では本当に2倍にもなるということでありますので、このふるさと納税の町長の今後の具体的な考え方、一般質問の中でも発言していましたけれども、具体的な内容をお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ふるさと納税につきましては、応援寄附金につきましては、やはり今地方自治体、制度はさまざまな課題を抱えている、今国で議論されているというふうにも認識をしておりますが、現状として自主的な財源を確保するためには有効な手だてと、このように考えて3年、4年ほど前から壮瞥町でも力を入れているというふうに、このように承知をしているところであります。ただ、ホームページ等をごらんいただいていると思うのですけれども、そこに出てくる返礼品の関係の商品の充実がなかなか、できていないという表現がいいかどうかは別にして、豊富では必ずしもないということもあるのかなと思っておりまして、減少傾向、少し減少したということでの課題認識はある中なのですけれども、今後はそうした制度を最大限活用して、少しでも多く寄附金を募れるような、そういうような仕組みを、仕組みというか、今までもやっておりますけれども、それを拡大していく形で、拡充していく形で、参画していただいている皆さんにお願いをし、寄附

金の金額をふやしていく、そういう努力をしていきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第1表、歳入歳出予算補正及び第2表、地方債補正について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 全体的で聞くという中身と妥当かどうかは別として、先日の一般質問、時間に制約があったわけではないですけれども、結構押しておりましたので、はしょった部分もございましたのでということで関連で、議長のお許しをいただいて若干質問したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

余り町内では話題になってございませんけれども、補正予算化されたのは今回であります。3月の議会でも私も議会、一応全メンバーであります。全員の合意で議員報酬の削減を決めて、条例附則で施行するようにしました。そして、その補正が新年度で計上されたということで、先ほども言いましたけれども、余り町内でも話題にもなっておりませんし、自分で質疑するものという話でもないのではありませんが、3月議会が終わった後の4月の議会広報では一応手前みそながら記事として報酬削減の記事は出したのですけれども、その後の反響も大したことではないということはあるのですが、前ぶれ長くなりましたが、近年の財政状況を勘案し、ただ議会は定数のこともございました。8がいいのか、9がいいのか、その辺の結論はなかなか導き出せませんでしたけれども、一応定数を9にして、広く多く住民の声を反映する議会になるべきだということで落とすところを見出し、足して加えて、やはり財政も厳しい折報酬の削減は必須である。それで出たのが8%でありまして、その根拠は8名の歳費と見合う程度のもの、9名でもというところでございました。

そういうことで、9名ですが8名の歳費で賄うようなものにするための8%の削減ということ全員で合意で一応前任のメンバーで決めたわけでありまして、ほとんど変わっていませんけれども、新しい陣容で議会がスタートするわけでありまして、これを目の当たりにしまして、新しい町長のもとですけれども、私自身は特別職や職員も、いわば懐ぐあいのお話をとうとうとする気はないのではありませんが、要するに是か非かという話ではなくて、まずはそういったみずからの報酬云々について、特別職の云々についてどのようにあるべきかということの考えを新町長から伺えればありがたいなと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁申し上げます。

まず、今回提案させていただいた議員報酬などの8%の削減につきましては、昨年度さまざまな議論を経た中で皆様方の同意、取りまとめをいただいて、合意事項としてまとめていただいた。ご英断、そしてまとめていただいたことに敬意を表したいというふうに思っております。今回提案させていただいたことにつきましてもご審議をいただいておりますけれども、お尋ねの特別職の報酬につきましては、過去ここ数年というか、平成17年の4月からだと思いますけれども、合併協議が終わった後に、たしか10%ぐらいだったと思いますが、削減をして、それをずっと継続をしてきて、私の記憶では、間違ったら申しわけないですけれども、28年度にその削減分の一定程度を戻して今日に至り、財政状況が厳しくなり、前任の町長の判断で、記憶では29年度だったと思いますが、29年度から単年単年で町長が10%、副町長が5%、教育長が3%という比率だったと記憶しておりますが、そのような報酬の削減をしていたというふうに記憶しております。

本年度はそういうことはないというふうに認識をしており、私も5月から町政をお預かりしております。十分今後の財政運営を勘案した中で、削減が必要なのかどうかということも含めて、これは次回以降の定例会等で判断をして提案することも検討していきたいというふうに思っているところであり、現在は特別職は私しかいないということもあって、町財政の全体像をまだ把握し切っていないということもあって、提案には至っておりませんが、十分特別職の報酬についても、現下の町財政のことを考えると一定程度の削減も視野に入れられないといけないのではないかと、こういう認識を持っているということでご理解を賜りたいというふうに思っております。また、職員の給与関係については、本給については今までもそれを減額とか、そういうことを、お尋ねの事項ではないですけれども、関連してですけれども、職員の給与の本俸については削減するとか、そのような考え方は、現段階では持ち得ていないということでご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。



よって、議案第 56 号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 57 号

○議長（長内伸一君） 日程第 12、議案第 57 号 令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 57 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号 令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 58 号

○議長（長内伸一君） 日程第 13、議案第 58 号 令和元年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 説明は以前に聞いているのかもしれませんが、確認でございます。

家屋調査ですが、説明の中で振動及び家屋の影響などを調査実施して工事を進めるといふことなのですけれども、具体的にどのような工事で、それが振動や家屋に影響を与えることが起き得るのかということで、その全体像を再度説明いただければと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

蟠溪地区で国道 453 の整備に先行する形で水道管の移設工事を先日発注をしてございますが、その工事の中で古い水道管のほうの撤去をする場所で、これは道内なのですが、住宅のすぐ横に埋設してある水道管がありまして、実際重機で掘削等をした場合に家屋への

影響が懸念されるという場所でございます。距離にして大体 16 メーター程度だと思いません。これまで住宅の使用者、道外の方なのですが、と協議をして住宅内の調査にも協力していただけたということで決まりましたので、今回ちょっと補正をさせていただきます、工事の前と後の家屋の調査と、あと工事中の振動調査を行うものでございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 58 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号 令和元年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第 2 号

○議長（長内伸一君） 日程第 14、報告第 2 号 平成 30 年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 2 号を終結いたします。

#### ◎報告第 3 号

○議長（長内伸一君） 日程第 15、報告第 3 号 平成 30 年度壮警町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 3 号を終結いたします。

◎議案第59号

○議長（長内伸一君） 日程第16、議案第59号 工事請負契約についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 本定例会に追加提案いたします議件は、議案第59号1件であります。

議案第59号、工事請負契約についてであります。

令和元年6月10日、指名競争入札に付した仲洞爺団地3号棟建築主体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

契約の目的、仲洞爺団地3号棟建築主体工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、7,521万1,200円。契約の相手方、有珠郡壮瞥町字滝之町283番地、道栄建設株式会社代表取締役、小田由三。

この工事につきましては、仲洞爺公営住宅の老朽化に伴う建てかえで、昨年度に引き続き今年度1棟4戸を建設するものであります。指名競争入札に付した業者は全部で6社となりますが、4社が町内業者、2社が町外業者となっております。

以上が追加提案いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号 工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎特別委員会の設置について

○議長（長内伸一君） 日程第17、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本町議会の広報の発行及び議会広報活動の調査のため、8人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、閉会中に議会広報を継続して発行すること及び議会広報活動に係る調査を実施することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、8人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、閉会中に議会広報を継続して発行すること及び議会広報活動に係る調査を実施することに決しました。

#### ◎特別委員会正副委員長及び委員の選任について

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員長、副委員長、委員につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

議長において指名いたします。委員長に松本勉君、副委員長に山本勲君、委員に菊地敏法君、佐藤恣君、加藤正志君、真鍋盛男君、毛利爾君、森太郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおりに選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長に松本勉君、副委員長に山本勲君、委員に菊地敏法君、佐藤恣君、加藤正志君、真鍋盛男君、毛利爾君、森太郎君を選任することに決しました。

#### ◎議員の派遣について

○議長（長内伸一君） 日程第18、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

#### ◎各委員会の所管事務調査について

○議長（長内伸一君） 日程第19、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会ま

での会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和元年壮瞥町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午後 1時17分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員